

かみ こうぬし

も ばらかん が い せき

上神主・茂原官衙遺跡

平成15年3月

上三川町教育委員会
宇都宮市教育委員会



上神主・茂原官衙遺跡全景



正倉城中央部遠景(西上空から)



正倉城西部遠景(東上空から)



政庁域全景(北上空から)



政庁域全景(西から)



正倉城 瓦葺建物跡 SB01(南から)



SB01 北辺区画溝内 瓦出土状況

序

悠久の歴史の中で、人々の生活は営まれ続けますが、その痕跡は確実に地中に残ります。私たちの郷土上三川町にも、旧石器時代から現代に至るまで多くの遺跡が残されています。地中の中に眠り続けるこれらの遺跡は昔の生活、そして郷土の歴史を現在に伝える貴重な財産なのです。そして私たちには、この財産を後世に伝える義務があります。

さて上神主・茂原官衙遺跡は、上三川町では昭和47年より町指定文化財として保護に努めてまいりましたが、大量の人名文字瓦が出土する以外は遺跡の内容は不明でありました。このことから平成7年度より上三川町教育委員会が、そして平成9年度より宇都宮市教育委員会と合同で調査を進め、発掘調査において確認された数多くの遺構から、下野国河内郡衙と推定されるに至りました。政庁と正倉が明確に確認されたほか、東山道と推定される道路跡も確認されており、律令制度のもと地方経営にあたった郡衙の構造が理解できる貴重な遺跡です。これに加え、1200点近くの人名文字瓦が出土していることも現在のところ全国有数であり、本遺跡を特徴づけるものであります。

このように貴重な歴史遺産である上神主・茂原官衙遺跡の重要性を考え、上三川町、そして宇都宮市教育委員会では、調査指導委員会及び関係機関からの指導のもと、国指定史跡申請を行うことを決めた次第です。本遺跡はまだ未調査箇所が多いのですが、本年度までの調査結果をまとめて、ここに発掘調査報告書として発刊することとなりました。多くの方々に利用されることを心より願います。

最後になりましたが、発掘調査ならびに報告書作成にあたり、多大なご協力・ご指導を賜りました多くの関係者の皆様に感謝の意を表します。

平成15年3月31日

上三川町教育委員会

教育長 石井 皋

序

「宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ……」と市民憲章の冒頭にも謳われているとおり、市内には先人たちの足跡を今に伝える数多くの歴史・文化財が残されています。宇都宮市ではこれら一つ一つを市民共有の文化遺産として調査・保護し、より良い状態で後世に継承していかなければならないと考えております。

さて、本遺跡につきましては、古代の寺院跡として古くから知られてきたものですが、遺跡が上三川町に跨ることもあり、その実態はあまり明らかにされていませんでした。そこで、遺跡を共有する宇都宮市と上三川町では、平成9年度からこの遺跡の保存を目的とした合同調査を実施してまいりました。6年間にわたる調査の結果、本遺跡は、宇都宮市では初めての古代の官衙跡であることが判明しました。しかも内容的には、当時の地方行政の実態を伝える建物跡が多数確認されるとともに、その保存状態も極めて良好なものであり、全国的にみても第一級の遺跡であることが分かりました。

以上のことから、宇都宮市では、上三川町とともに本遺跡を恒久的に保存し、将来に渡って継承していくことを決定いたしました。本報告書は、これまでの調査成果をまとめたものでありますが、本地域の古代史研究の深化とともに、本遺跡の今後の保存・活用に役立つことを期待するものであります。

最後になりますが、調査にあたり温かいご指導をいただきました調査指導委員会、文化庁、奈良文化財研究所、栃木県教育委員会、そして多大なご協力をいただきました地元関係各位に対しまして、厚くお礼申し上げます。

平成15年3月31日

宇都宮市教育委員会

教育長 高 梨 眞佐岐

例 言

1. 本書は栃木県河内郡上神主字富士山台と宇都宮市茂原町字江面にまたがって所在する上神主・茂原官衙遺跡の発掘調査報告書である。
2. 本発掘調査は、遺跡の範囲・性格確認を目的として平成7年度から14年度の14次にわたって実施したものであり、期間及び主体者は次のとおりである。なお、本事業は国庫・県費の補助事業である。

年 度	調査回数	調 査 期 間	主 体 者
平成7年度	1次調査	平成7年9月11日～平成7年12月15日	上三川町教育委員会
平成8年度	2次調査	平成8年10月7日～平成8年12月19日	上三川町教育委員会
平成9年度	3次調査	平成9年10月11日～平成10年2月9日	上三川町教育委員会
	4次調査	平成10年2月2日～平成10年3月31日	宇都宮市教育委員会
平成10年度	5次調査	平成10年10月1日～平成10年12月25日	上三川町教育委員会
	6次調査	平成11年1月20日～平成11年3月31日	宇都宮市教育委員会
平成11年度	7次調査	平成11年10月1日～平成11年12月27日	上三川町教育委員会
	8次調査	平成12年1月5日～平成12年3月24日	宇都宮市教育委員会
平成12年度	9次調査	平成12年10月2日～平成13年2月16日	上三川町教育委員会
	10次調査	平成12年10月4日～平成13年2月21日	宇都宮市教育委員会
平成13年度	11次調査	平成13年9月10日～平成14年2月28日	上三川町教育委員会
	12次調査	平成13年9月26日～平成14年3月6日	宇都宮市教育委員会
平成14年度	13次調査	平成14年9月24日～平成15年1月31日	上三川町教育委員会
	14次調査	平成14年10月2日～平成15年1月20日	宇都宮市教育委員会

3. 本発掘調査の実施にあたっては、平成10年度に調査指導委員会を設置し、調査方針・遺構調査方法及び遺跡の性格等についての指導助言を受けた。委員の構成は次のとおりである。（職名は14年度現在）

氏 名	職 名	委 嘱 期 間
田 辺 征 夫	(独) 奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部長	平成10年度～現在
加 藤 友 康	東京大学史料編纂所所長	平成10～12年度
佐 藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科 教授	平成13年度～現在
藤 井 恵 介	東京大学大学院工学系研究科 教授	平成10年度～現在
田 熊 信 之	昭和女子大学文学部 助教授	平成10年度～現在
酒 井 清 治	駒澤大学文学部 助教授	平成10年度～現在
境 静 夫	宇都宮市文化財保護審議委員会委員長	平成10年度～現在
日向野 昇	上三川町文化財保護審議会会長	平成10年度～現在
(指導機関)	文化庁文化財部記念物課・(独) 奈良文化財研究所・栃木県教育委員会文化財課(財) たちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター	

4. 本調査の主体者である上三川町教育委員会と宇都宮市教育委員会の事務局組織は次のとおりである。

○ 上三川町教育委員会（平成7～14年度）

教 育 長：高橋 達（平成7・8年度）、石井 晃（平成9～14年度）

社会教育課長：金生栄太郎（平成7年度）、隅内道夫（平成8年度）、印出井雅耕（平成9・10年度）、高木義伸（平成10～13年度）、星野守男（平成14年度）

文化係長：海賀 康（平成7～10年度）、松本 勉（平成11～13年度）、隅内久雄（平成14年度）

担 当 者：秋元陽光（平成7～11年度）、深谷 昇（平成12～14年度）

調査補助員：保坂知子（平成7～12年度）、江原美奈子（平成13・14年度）

○ 宇都宮市教育委員会（平成9～14年度）

教 育 長：大塚一之（平成9～12年度）、高梨真佐岐（平成13・14年度）

教育次長：須田彰市（平成9～11年度）、阿部正樹（平成12・13年度）、伊藤文雄（平成14年度）

文化課長：小野三男（平成9年度）、桜井敬期（平成10～13年度）、北條和久（平成14年度）

文化課長補佐：渡辺 卓（平成13・14年度）、文化財保護係長：手塚英男（平成9～13年度）

担 当 者：栗木 誠・神野安伸（平成9～13年度）、京極隆利・吉澤宣行（平成14年度）

5. 本書の執筆・編集は、調査指導委員及び調査関係者の指導助言を受けながら、事務局の深谷（第3章第1・4節、第4章第2節、第5章第1・2節）及び栗木（第1・2章、第3章第2・3・5節、第4章第1節、第5章第1・2節）が担当した。なお、文字瓦（第5章第3節）については田熊清彦氏（栃木県埋蔵文化財センター）に執筆をお願いした。また、編集については江原の補助を受けた。

6. 本発掘調査の成果の一部は、上神主・茂原遺跡として下記文献や年報等で公表されているが、本書をもって正報告とする。

秋元陽光・保坂知子『上神主・茂原遺跡Ⅰ』上三川町教育委員会 平成11年3月

7. 本書の作成にあたっては、本遺跡北部において実施された北関東自動車道路建設に伴う発掘調査の成果を参考にするとともに、図面等を下記文献より引用した。

安永真一ほか『上神主・茂原 茂原向原 北原東』（財）とちぎ生涯学習文化財団 平成13年3月

8. 本報告の整理作業に係った作業員は、板橋登美子・斉藤早苗・野沢隆子である。

9. 本遺跡の出土遺物・資料類は、上三川町教育委員会及び宇都宮市教育委員会に保管している。

10. 調査及び整理にあたっては、次の方々からご指導・ご教示を賜った。記して謝意を表する。（敬称略）

赤井博之、赤熊浩一、阿久津 久、有吉重康、荒井健治、網 伸也、池田敏宏、石部正志、石田広美、板橋正幸、市川淳子、岩淵一夫、上原真人、上野修一、上村和直、内山敏行、海老原都雄、及川真紀、大川 清、大金宣亮、大澤伸啓、大野康男、大橋泰夫、大脇 深、賀来孝代、金子裕之、亀谷弘明、河野一也、川尻秋生、瓦吹 堅、清野利明、君島利行、木下 良、木村友則、木本雅康、倉田芳郎、栗田則久、黒崎 淳、黒須利夫、近藤康司、齋藤孝正、齋藤 忠、齋藤利光、坂井秀弥、坂爪久純、

酒寄雅司、桜岡正信、定岡明義、篠原裕一、白石太一郎、真保昌弘、鈴木靖民、鈴木泰浩、須田 勉、須田 茂、高嶋英之、高橋一夫、高橋美久二、田代 隆、田中弘明、津野 仁、鳥場政之、中野真人、仲山英樹、中山 晋、中村紀男、西田健彦、西野 元、橋本澄朗、白田正子、服部敬史、播磨尚子、早川 泉、平川 南、昼間孝志、広瀬和雄、福田健司、藤田典夫、堀部 武、宮本長二郎、安永真一、山口耕一、山路直充、山中 彰、山中敏史、山ノ井清人、増岡 徹、松原睦裕、水野順敏、村木志伸、村松 篤、森 郁夫、柳浦俊一、吉阿秀範、渡辺晃宏

11. 発掘調査の実施にあたっては、地元の多くの方々からご協力を頂いた。記して謝意を表する。(敬称略)
稲葉文雄、稲葉長英、稲葉ヨシ、稲葉吉昭、加藤 誠、加藤三千男、小島豪市郎、小島昭作、鈴木常男、高島和正、辻 光義、津野田一巳、津野田保、津野田守、寺内重雄、寺内長作、寺内雄司、山口 守、吉野益太郎、上神主自治会の皆様、浅間神社氏子の皆様、茂原町自治会の皆様

12. 本遺跡の発掘調査に係わった作業員は、以下のとおりである。

○ 上三川町側

秋山喜作、浅野イナ、阿部隆雄、阿部光子、飯田光央、伊沢カツ、石崎剛二、石田昭三、伊藤トク子、猪瀬トシ子、上野 栄、大塚 弘、大庭康博、小川キノ、稲見ヒチ、大橋かね子、大山タミ、落合美年子、角田ミカ、川崎ミヨ、川島昭夫、川島詠子、菊池百合子、小池文子、小口 敦、篠原真理、須賀トキ子、鈴木利栄、高橋政昌、谷本芳子、鶴見菊司、中里ハツ、野澤フチ、飯野キヨ、飯野忠幸、細野重信、細野ハツエ、谷田部すめ代、吉田義男、渡辺亨昭

○ 宇都宮市側

石塚倫芳、伊藤明日香、今井徳三、入江タネ子、上野良夫、大塚 清、大野節子、岡崎正人、岡田健男、川島栄子、川島一司、菊池孝典、北村昭貞、黒須昭吾、小松寅雄、手塚 崇、後藤守三、篠原和江、須永剛生、清水 豊、鈴木崇之、鈴木常男、鈴木道子、高嶋キヨノ、高嶋好子、高嶋義雄、高嶋ミヨ子、高橋邦雄、高松ヨシ、寶島幸子、寺内 清、寺内千代子、寺内ミキ、寺内 好、寺内雄司、中村ヒサ、橋本一夫、橋本フジ、平出宣幸、福田貴久榮、吉澤良助、吉田多計男、若林サト

凡 例

1. 遺跡の略称は、KMTである。
2. 遺構は種類ごとに次の略号で示した。なお、遺構番号は確認順の通し番号とした。
建物跡：SB、溝状遺構：SD、住居跡：SI、井戸跡：SE、土坑：SK、道路跡：SF、塀：SA、墳墓：SZ、性格不明遺構：SX
3. 遺構実測図中の方位は、国土方眼座標による北を示している。
4. 遺構・遺物の実測図の縮尺は、適宜スケールで示した。
5. 遺物実測図の土器断面は、土師器を白ぬき・須恵器を黒つぶで示した。
6. 遺構・遺物の写真図版の縮尺は不統一である。

目 次

序文

例言・凡例

第1章 遺跡の環境

- | | |
|-----------------|---|
| 第1節 地理的環境 | 1 |
| 第2節 歴史的環境 | 4 |

第2章 調査の経緯

- | | |
|--------------------|----|
| 第1節 調査研究の歴史 | 8 |
| 第2節 調査の目的 | 9 |
| 第3節 調査の計画と方法 | 10 |
| 第4節 調査の経過 | 11 |

第3章 調査成果

- | | |
|---------------------|----|
| 第1節 正倉城の調査 | 17 |
| 第2節 政庁城の調査 | 52 |
| 第3節 北方建物跡群の調査 | 63 |
| 第4節 外郭施設の調査 | 74 |
| 第5節 道路跡の調査 | 78 |

第4章 出土遺物

- | | |
|--------------|----|
| 第1節 土器 | 85 |
| 第2節 瓦 | 98 |

第5章 まとめ

- | | |
|----------------------|-----|
| 第1節 遺構の時期と変遷 | 103 |
| 第2節 遺跡の性格と位置付け | 110 |
| 第3節 文字瓦の特徴と意味 | 114 |

挿 図 目 次

第1図	遺跡の位置と栃木県の地形概念図	1	第44図	SB127 平面図	41
第2図	遺跡周辺の地形区分	2	第45図	SB134 平面図	41
第3図	遺跡周辺現況図	3	第46図	SB129 平面図	42
第4図	周辺の主な遺跡分布図	5	第47図	SB132 平面図	42
第5図	周辺の主な古代遺跡	7	第48図	SB131 平面図	43
第6図	調査区グリッド設定図	10	第49図	SB16 平面図	43
第7図	上神主・茂原官衙遺跡遺構配置図(1)	14	第50図	SB130 平面図	44
第8図	上神主・茂原官衙遺跡遺構配置図(2)	15・16	第51図	北正倉城全体図	45
第9図	東正倉城全体図	19	第52図	SB151 平面図	46
第10図	SB01 周辺全体図	20	第53図	SB152 平面図	46
第11図	SB01・SD26 平面図	21	第54図	SB153 平面図	47
第12図	SB01・SD26 土層断面図	22	第55図	SB155 平面図	47
第13図	SB31 平面図	22	第56図	SB154 平面図	48
第14図	SB04 平面図・土層断面図	23	第57図	SB156 平面図	48
第15図	SB27 平面図・土層断面図	24	第58図	SB17 平面図	49
第16図	SB33 平面図・土層断面図	25	第59図	SB157 平面図	49
第17図	SB46 平面図	26	第60図	SB158 平面図	50
第18図	SB54 平面図	26	第61図	SB161 平面図	50
第19図	SB55 平面図・土層断面図	27	第62図	SB162 平面図	50
第20図	SB56 平面図	28	第63図	SB164 平面図	50
第21図	SB57 平面図	29	第64図	SZ45 及び SD18 平面図・断面図	51
第22図	SB60 平面図	29	第65図	政庁跡周辺遺構配置図	53
第23図	SB58 平面図	30	第66図	政庁跡全体図	54
第24図	SB59 平面図	31	第67図	SB90・91 平面図	55
第25図	SB61 平面図	32	第68図	SB90・91 柱穴断面図	55
第26図	SB62 平面図	32	第69図	SB103 (東脇殿) 平面図	56
第27図	SB63 平面図・土層断面図	33	第70図	SB104 (西脇殿) 平面図	57
第28図	SB66 平面図	34	第71図	SB103・104 断面図	58
第29図	SB70 平面図	34	第72図	SB86 平面図	59
第30図	SB72 平面図	34	第73図	SB86 断面図	59
第31図	SB64 平面図	35	第74図	北SB21・22 平面図・断面図	60
第32図	SB73 平面図	35	第75図	SB159・163 平面図	61
第33図	SB75 平面図・土層断面図	36	第76図	北方建物跡群遺構配置図	63
第34図	西正倉城全体図	37	第77図	東部の北方建物跡群	64
第35図	SB122 平面図	37	第78図	北SB57 平面図・断面図	65
第36図	SB120 平面図	38	第79図	北SI43 平面図・断面図	66
第37図	SB121 平面図	38	第80図	中央部の北方建物跡群	67
第38図	SB123 平面図	39	第81図	北SB48 平面図・断面図	68
第39図	SB124 平面図	39	第82図	北SI99 平面図・断面図	70
第40図	SB125 平面図	40	第83図	西部の北方建物跡群	71
第41図	SB126 平面図	40	第84図	SB91 平面図	72
第42図	SB128 平面図	40	第85図	北SE35 平面図・断面図	73
第43図	SB133 平面図	40	第86図	北SI19 カマド実測図	73

第87図	西外郭溝(SD11)平面図・土層断面図	74
第88図	SA136平面図・断面図	75
第89図	南外郭溝(SD06・SD11)平面図	76
第90図	南外郭溝(SD06)周辺平面図	76
第91図	南外郭溝(SD06)周辺土層断面図	77
第92図	道路跡トレンチ配置図	78
第93図	道路跡トレンチ平面図	80
第94図	道路跡トレンチ断面図	81
第95図	遺構出土遺物(1)	87
第96図	遺構出土遺物(2)	88
第97図	遺構出土遺物(3)	89
第98図	グリッド出土遺物	90
第99図	北関東自動車道路調査区遺構出土遺物(1)	91
第100図	北関東自動車道路調査区遺構出土遺物(2)	92
第101図	北関東自動車道路調査区遺構出土遺物(3)	93

第102図	北関東自動車道路調査区遺構出土遺物(4)	94
第103図	鍬瓦実測図	99
第104図	字瓦実測図	100
第105図	型押文拓影図	102
第106図	正倉城遺構配置模式図	104
第107図	政庁跡の変遷	105
第108図	官衙設置以前の状況	106
第109図	官衙Ⅰ期	107
第110図	官衙Ⅱ期	107
第111図	官衙Ⅲ期	109
第112図	官衙Ⅳ期	109
第113図	上神主・茂原官衙遺跡と西下谷出遺跡の位置関係	112
第114図	古代河内郡域の官衙遺跡	112
第115図	多功遺跡全体図	112

表 目 次

第1表	各年度の調査概要	13
第2表	上神主・茂原官衙遺跡建物跡一貫	83
第3表	上神主・茂原官衙遺跡建物跡一貫(北関東自動車道路調査区分)	84
第4表	出土遺物観察表(1)	95
第5表	出土遺物観察表(2)	96
第6表	出土遺物観察表(3)	97

第7表	出土遺物観察表(4)	97
第8表	鍬瓦一貫	98
第9表	字瓦一貫	101
第10表	女瓦型押文一貫	102
第11表	正倉城内総柱式建物跡の規模	104
第12表	古代河内郡内の官衙(関連)遺跡	111
第13表	氏・名の種類	116

図 版 目 次

巻頭図版 1

上神主・茂原官衙遺跡全景

巻頭図版 2

正倉城中央部遠景(西上空から)

正倉城西部遠景(東上空から)

巻頭図版 3

政庁城全景(北上空から)

政庁城 正殿 SB90・91(西から)

巻頭図版 4

正倉城 瓦葺建物跡 SB01(南から)

SB01 北辺区画溝内 瓦出土状況

図版 1

上神主・茂原官衙遺跡周辺空中写真(1947年撮影)

図版 2

上神主・茂原官衙遺跡周辺空中写真(2002年撮影)

図版 3

SB01 全景(西から)

SB01 中央トレンチ西壁土層断面

図版 4

SB01 全景(南西から)・SB01 全景(西から)

SB01 礎石確認状況・SB01 根固め石確認状況

SB01 人名文字瓦出土状況・SD26 全景(南西から)

SD26 北西コーナー部（北から）・SD26 土層断面

図版 5

東正倉城（北から）

東正倉城（西から）

図版 6

東正倉城（東から）

SB04 全景（北から）・SB04 北 3 東 1 柱穴土層断面

SB31 全景（南から）・SB27 全景（東から）

図版 7

SB27 東側柱列南第 3 柱穴土層断面・SB33 全景

SB33 柱穴土層断面・SB46 全景（東側柱列）

SB46 全景（西側柱列確認状況）・SB54 全景（南西）

SB55 全景（東から）・SB55 東 4 北 1 柱穴土層断面

図版 8

SB56 全景・SB56 北 1 東 3 柱穴土層断面

SB57 全景（南東から）・SB58 全景（東から）

SB59 全景（北から）・SB60 全景（北から）

SB61 全景（北から）・SB62 全景（北西から）

図版 9

SB63 全景（北から）・SB63 全景（西から）

SB63 柱穴土層断面・SB63・SD26 南西コーナー部

重複状況（南から）

SB64 全景（北から）・SB66 全景（南東から）

SB70 全景（東から）・SB72 全景（北西から）

図版 10

SB73 全景（北から）・SB73 全景（南東から）

SB73 全景（東から）・SB75 全景（北から）

SB75 全景（北西から）・SB75 東落ち込み部土層断面

SB75 東落ち込み部土層断面・SD18 完掘状況

図版 11

西正倉城全景（東上空から）

西正倉城全景（北西から）

図版 12

SB120 全景（北から）・SB121 全景（西から）

SB122 全景（北から）・SB123 全景（北から）

SB124 全景（西から）・SB125 全景（西から）

SB126 全景（北から）・SB127 全景（北から）

図版 13

SB128 全景（西から）・SB129 全景（北から）

SB130 全景（北から）・SB130 全景（北東から）

SB131 全景（南から）・SB132 全景（南から）

SB133 全景（北から）・SB134 全景（北から）

図版 14

SB134 全景（東から）・SB16 全景（東から）

SB151 全景（北東から）・SB152 全景（南から）

SB153 全景（北西から）・SB153 全景（北から）

SB134 全景（西から）・SB154 全景（南西から）

図版 15

SB155 全景（南東から）・SB156 全景（西から）

SB156 全景（北西から）・SB17 全景（南東から）

SB17 全景（南から）・SB17 東 2 北 3 柱穴土層断面

SB157 全景（南西から）・SB158 全景（南西から）

図版 16

SB161 全景（南から）・SB162 全景（南から）

SB162 東 2 柱穴調査区壁面土層断面・SB170 全景

政庁城全景（西から）

図版 17

政庁城全景（北東から）

SB90・91 全景（東から）・SB90・91 全景（南東から）

SB90 西側棟持柱土層断面・北西隅柱土層断面

図版 18

SB103 全景（北から）・SB103 全景（北から）

SB103 西側柱列北 6 柱穴土層断面・SB103 北西隅柱

穴土層断面

SB104 全景（北から）・SB104 全景（南から）

SB104 東側柱列南 5 柱穴土層断面・SB104 南側柱

列南 3 柱穴土層断面

図版 19

SB86 全景（西から）・SB86 全景（北西から）

SB86 西側柱列南 1 柱穴土層断面・SB86 西側柱列

南 2 柱穴土層断面

SB159 全景（東から）・SB159 全景（西から）

SB163 全景（西から）・SB163 全景（南西から）

図版 20

西外郭溝（SD70）全景（南東から）・同土層断面

西外郭溝南西コーナー部全景（西から）・SA136 全

景

SA136 土層断面・南外郭溝（SD06・11）全景（東

から）

南外郭溝（SD06・11）全景（北東から）・南外郭

溝（SD06）全景（北東から）

図版 21

SD06 南北土層断面・SD06 東西土層断面

SD165 土層断面・SXI166 土層断面

東道路跡調査部分全景

図版 22

東道路跡調査部分土層断面（西から）・東道路跡調

査部分土層断面

東道路跡調査部分土層断面・東道路跡調査部分遠

景

道路跡調査部（T3）全景（北西から）・道路跡調

査部（T3）土層断面

道路跡調査部（T4）全景（南西から）・道路跡調

査部（T4）土層断面（南東から）

第1章 遺跡の環境

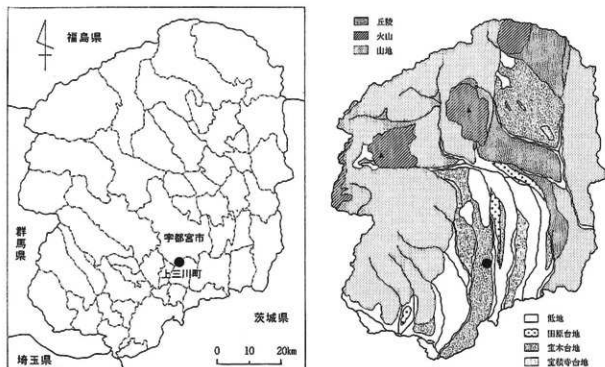
第1節 地理的環境

1 遺跡の位置と地形

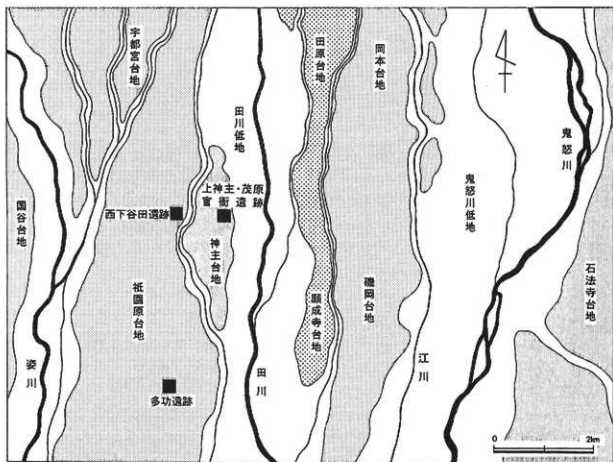
上神主・茂原官衙遺跡は、栃木県の南部、河内郡上三川町大字上神主富士山台から宇都宮市茂原町字江面地内にかけて所在する。上三川町の中心地からは北へ約4km、宇都宮市街地からは南へ約8kmに位置し、遺跡のほぼ中央部を市町境が通っている。遺跡の東約1.5kmには田川が、さらに東約7kmには鬼怒川が、それぞれ南流し、これらによって形成された豊かな田園風景が、本地域を特徴付ける景観となっている。一方、遺跡の約2.5km西方には国道4号線と東北本線がほぼ並行して北上しており、沿線には近世奥州街道の宿場町として発達した雀宮町（現宇都宮市）の街並みが連なっている。

さて、栃木県は関東地方の北部に位置し、東は茨城県と、西は群馬県と、南は埼玉県と、北は東北地方の福島県と、それぞれ境を接している。本県の地形は大きく、東部の八溝山地、北西部の下野・足尾山地、そしてこれらに挟まれた中央部平地とからなり、本遺跡はこの中央部平地のほぼ中ほどに位置する。

関東平野の北縁にあたるこの中央部平地は、山地から延びる丘陵と東西に交互に繰り返される台地と低地及び河川からなるが、全体的には南に向かって緩やかに傾斜しており、台地を開析する河川は概ね南流している。こうした地形的特色は本遺跡周辺においても同様であり、東から、鬼怒川低地、岡本・磯岡台地、田原・願成寺台地、田川低地、神主台地、宇都宮・祇園原台地、姿川低地などと呼ばれる南北に細長い台地や低地が交互に繰り返されている。



第1図 遺跡の位置と栃木県の地形概念図



第2図 遺跡周辺の地形区分

本遺跡を載せる神主台地は、大きくは田川低地と姿川低地とに挟まれた宇都宮・祇園原台地の東端に位置するが、西側が田川の旧河道の侵食によって画されたことにより、南北約4km・東西約1kmの島状の独立台地となっている。標高は北端部が85m前後と最も高く、南に向かって緩やかに傾斜し、南端部では75m前後となる。本遺跡が立地するのは、この台地の北西端部寄りにあたり、付近の標高は82～83mで、東側の田川低地とは比高差約8mの急峻な段差が形成されている。また、遺跡の西側には、小河川による浅い開析低地がみられ、これに向かって比高差4～5mの緩やかな斜面が形成されている。これら東西の低地により挟まれた台地の幅は250～300mであり、遺跡はこの東西幅をいっぱい利用する形で立地している。なお、台地表面層部は宝木段丘礫層を田原ロームと宝木ロームが厚さ5～10mで覆い、その表面に厚さ50～60cmの黒色土が形成されている。

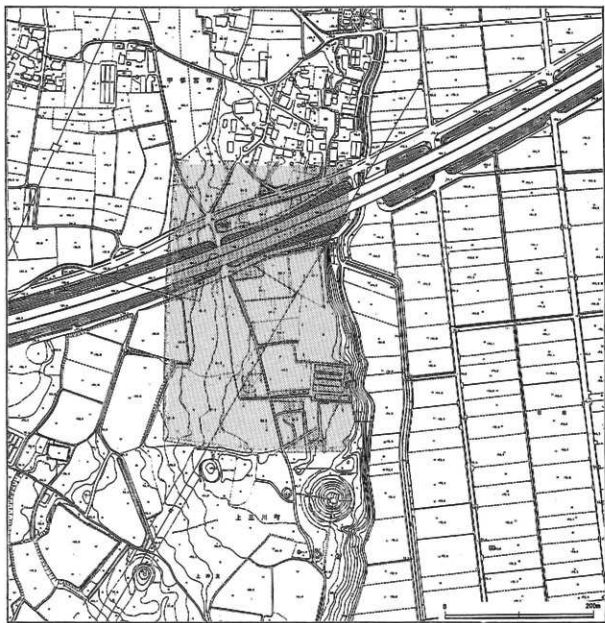
2 遺跡の現況

遺跡地帯は水稲耕作を中心とする純農村地域である。遺跡北方に茂原の集落が近接するが、本体部は平地林と農地が主体であり、宅地としては昭和50年代に建設された牛舎があるだけであった。しかし、平成13年、遺跡北部と茂原集落の間に北関東自動車道路が開通し、農村景観は大きく変わっている。

遺跡本体部の現在の土地利用状況は、雑木林が約5割、農地が約4割、その他として宅地(牛舎)・道路・送電線の鉄塔などである。農地の内訳は畑地・水田及び果樹園などであるが、昭和30年代から40年代にかけて開墾されたものである。牛舎建設も含めてこれらの農地開発は、遺跡に決定的な影響を及ぼすことにはならなかったようであるが、土台石のようなものがいくつか出たこと・その周辺からは瓦が多数出たこと・

小高い塚を削平したこと・井戸のような穴が並んでいたことなどが土地所有者の記憶として残されている。また、雑木林内には土地の区画または根切り用と思われる数条の溝跡が埋まりきらずに残されており、以前に農地等で利用されたことがあることを物語っている。一方、遺跡河側の低地はほとんどが水田に利用されているが、特に遺跡東側は昭和30年代の耕地整理事業による整然とした水田区画が広がっている。

第3図は、遺跡周辺の現況図に今回確認された官衙遺跡の範囲を重ねたものである。現在の土地利用との関連性が求められる部分は少ないが、南限溝西部が区画として僅かに残されている様子が窺える。また、遺跡中心部をほぼ南北に通ずる道路は、古くからの生活道であるが、政庁本部及び正倉の中心建物である互葺建物本体を僅かに避けるように通っているのが興味深い。さらに、市町境は遺跡本体を大きく鍵の手錠に二分し、東側低地を東北方向に向かうが、台地東斜面部において上三川町間に凸状に入り込んでいるのが特徴的である。なお、東側低地部の市町境は、現在は水田の区画に合わせて階段状となっているが、かつてはほぼ直線的であり、昭和20年代の航空写真(図版1参照)等にはその状況が良く残されている。



第3図 遺跡周辺現況図

第2節 歴史的環境

本遺跡が所在する栃木県中南部一帯は、前記したとおり南流する主要河川とそれらに挟まれた低平な台地とから構成されるが、それぞれの台地内には小河川等によって開析された小支谷が樹枝状に発達するという自然地理的な条件にも恵まれ、県内でも最も遺跡が密集する地域のひとつとなっている。さらに本地域は、県都宇都宮市の近郊ということから、開発に伴う発掘調査により実態が明らかにされた遺跡が多く、遺跡相互の関係からある程度の地域史をたどり得る数少ない地域でもある。ここでは、本遺跡周辺のうち、古墳時代から古代律令期にかけての様相を概観することにした。

1 古墳時代

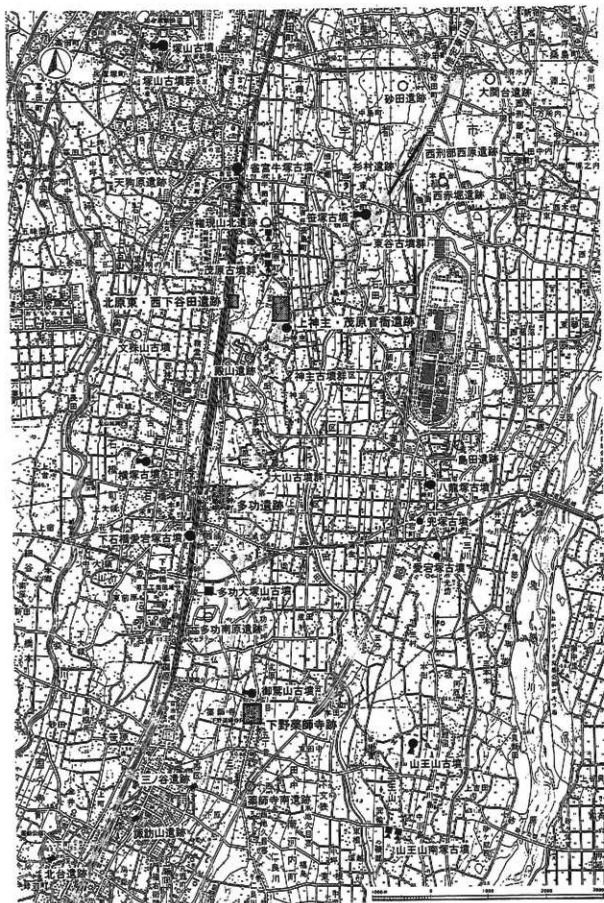
まず前期古墳として注目されるのは、本遺跡と同じ神主台地上で、北約1kmに所在する茂原古墳群である。大日塚古墳(全長36m)・愛宕塚古墳(48m)・権現山古墳(63m)の三つの前方後墳が、概ね4世紀代を中心に継続して造営されたと考えられている。本県においては、このように複数の前方後墳が地域の盟主的墳墓として展開するのが一つの特徴となっているが、本古墳群はその典型例である。この時期の集落跡の調査例としては西下谷田遺跡・権現山北遺跡・天狗原遺跡などがあるが、あまり大規模なものはみられず、台地に入り込む狭小な低地を主な生産基盤にしていたものと考えられる。

茂原古墳群に後続して造営されたとみられるのは、本遺跡の南東隅に隣接する浅間神社古墳である。周程調査により5世紀初め頃の大型円墳(直径53m)であることが確かめられたものであるが、本地域ではこれを境にして盟主的墳墓が前方後墳から前方後円墳へ転換する感が強く、画期となる古墳の一つである。なお、この大型円墳を主墳とする神主古墳群は、中後期を通じて数十基からなる古墳群を形成している。

中期になると本地域においても本格的な前方後円墳の造営が開始される。本遺跡から田川を挟んで北東約2kmに所在する東谷古墳群は、前方後円墳2基と円墳10基ほどからなる古墳群である。主墳の笹塚古墳は、中期古墳としては県内最大規模を誇る全長100mの前方後円墳であり、広大な田川低地を生産基盤とした首長級の古墳と考えられている。また、これに少し遅れて造営されたとみられるのが、北西約4kmに所在する塚山古墳群である。全長96mの前方後円墳を主墳とし、継続して2基の帆立貝型前方後円墳が築かれたものであり、やはり首長級の古墳と考えられる。この時期の集落跡としては、殿山遺跡・杉村遺跡・権現山遺跡・砂田遺跡などが挙げられ、前代よりも広く拡散する傾向がみられるが、特に田川左岸のより低位な台地への進出が特徴的である。なお、本遺跡の北東約2.5kmの権現山遺跡では、一辺100m程の堀で区画された居館跡とみられる遺構も確認されている。

後期になると古墳造営はさらに広範囲に展開し、小型前方後円墳を中心とした古墳群や小円墳群が小地域単位に築かれるようになる。また、中期から継続して大規模な古墳群(群集墳)に発展するものもみられ、本遺跡の南に隣接する神主古墳群や大山古墳群はその代表例である。さて、笹塚古墳・塚山古墳に続く首長級の前方後円墳を本地域内でたどることは困難であるが、本遺跡の南約6kmの御登山古墳(全長74m)及び南南東約7kmの山王山古墳(全長85m)は、最終段階の大型前方後円墳として注目できる。

最後に、前方後円墳築造後の終末期の大型古墳として、直径80mを超える円墳である下石橋愛宕塚古墳と一辺54mの方墳である多功大塚山古墳を挙げることができる。特に本遺跡の南約4kmに所在する多功大塚山古墳は、発掘調査により7世紀中葉の築造であることが確かめられており、本地域における最後の首長墓とみられるものである。恐らくこの古墳の造営を最後に、本地域も本格的に律令体制に組み込まれていったものと考えられる。



第4図 周辺の主な遺跡分布図

2 古 代

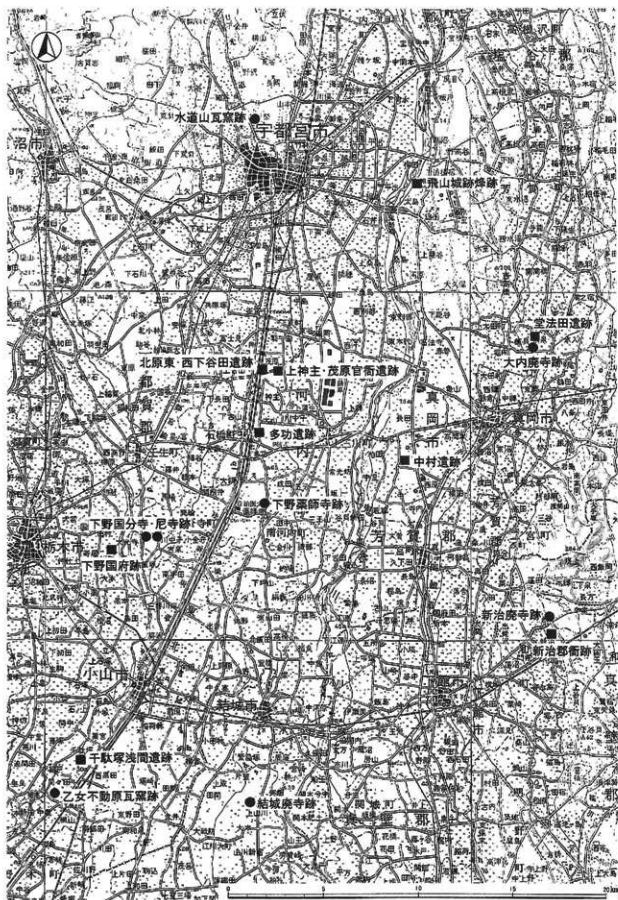
古代律令制下の本地域は、東山道に属する下野国の河内郡域にあたる。古代河内郡は、「倭名抄」によれば11郷からなる中郡であるが、郡内には東国仏教の拠点として戒壇院が設置された下野薬師寺が所在した。また、下野国府と国分二寺が置かれた都賀郡は直ぐ南西隣であり、本地域一帯が古代下野国の中心地であったことは想像に難くない。この時期の遺跡はほぼ全域に渡ってみられ、発掘調査例も非常に多いが、ここでは官衙関連遺跡及び道路遺構等を中心に概観することにした。

官衙関連遺跡では、まず本遺跡にも最も関わりの深い遺跡として、西約0.8kmの西下谷田遺跡を挙げなければならない。この遺跡では、南北約150m・東西108m(推定)の長方形区画を掘立柱礎で囲み、内部には複数の掘立柱建物や大型竪穴建物を配し、南門としては八脚門を付けた施設が確認されている。出土遺物等から7世紀後半～8世紀前半の時期のものであることが確認されており、初期的な官衙(評衙?)あるいは豪族の居館と考えられるものである。次に本遺跡の南南西約3.5kmに位置する多功遺跡では、複数の瓦葺建物を含む20数棟の倉庫建物群が確認され、炭化米等も出土したことから郡衙正倉跡と推定されている。出土遺物等から8～10世紀前半を通じて存続した施設であることが確かめられているが、今回本遺跡が確認されるまでは、河内郡衙跡として最有力候補地であった。なお鬼怒川を挟んで東隣となる芳賀郡においては、郡衙と考えられる堂法田遺跡(本遺跡の東約14km)や郡倉別院と考えられる中村遺跡(本遺跡の南東約9km)が確認されている。また、本遺跡の南東約23kmの千駄塚浅間遺跡は、近年の調査成果から寒川郡衙跡の可能性が指摘されている。さらに常陸国内になるが、学史的にも名高い新治郡衙跡は、本遺跡の南東約20kmに所在する。

一方、近年の集落遺跡発掘調査の進展に伴い、西赤堀遺跡・多功南原遺跡・砂田遺跡・大関台遺跡等、比較的大規模な掘立柱建物跡を伴う建物跡群の確認例が増加しつつある。これらの性格付けについてはまだ不明な部分が多いが、郷長の居宅・郷の倉院等の可能性も指摘されている。なお、本遺跡南東約4kmの島田遺跡は、竪穴住居跡を中心とした集落跡であるが、灰釉陶器・緑釉陶器・畿内産土師器等とともに県内唯一の和同開珎が出土している。

次に道路跡関連遺跡についてであるが、「延喜式」や「倭名抄」によれば古代の河内郡内には「田部」及び「衣川」の二つの駅家が置かれていたことが知られる。駅家跡についてはまだ確認されていないが、近年周辺では東山道と推定される道路跡の調査が相次ぎ、その通過ルートがかなり具体的に検討できる状況になってきている。中でも本遺跡の北東約3kmの杉村遺跡・西刑部西原遺跡においては、北東方向に向かってほぼ直線的に走る道路跡が約1kmに渡って確認されている。およそ8～9世紀にかけて、路面を改修しながら継続して使用された状況が調査によって確かめられているが、その方向性をたどると丁度本遺跡の南東部に向かっている。また、本遺跡の南南西約10km付近では、北台遺跡・諏訪山遺跡・三ノ谷遺跡の3地点において道路跡が確認されており、下野国府・国分寺方面から下野薬師寺に向かうルートもほぼ復元されている。残念ながら本遺跡と下野薬師寺跡の間ではまだ道路跡の確認例はないが、前記したような周辺状況からすると多功遺跡等を介してほぼ南北に通じていたものとみられる。なお、道路遺構ではないが、本遺跡北東約12kmの飛山城跡では「烽家」と墨書された土器が全国で初めて確認されており、古代の烽関連施設が置かれていたものと推定されている。

最後に生産関係の遺跡としては、本遺跡の北方約13kmの水道山瓦窯跡が重要である。この窯跡は、近隣の根瓦瓦窯跡とともに本遺跡の瓦葺建物SB01の所用瓦を生産したものであるが、下野薬師寺・多功遺跡・国分寺等、主に河内郡内諸施設への瓦供給を担っていたものである。



第5図 周辺の主な古代遺跡

第2章 調査の経緯

第1節 調査研究の歴史

本遺跡は、奈良時代の人名文字瓦が多く出土することにより古くから知られた遺跡であり、「上神主廃寺」或いは「茂原廃寺」と呼ばれ、長い間寺院跡として考えられてきた。ここでは、本遺跡に関する調査研究の歴史を概観するが、詳細については田熊信之・田熊清彦両氏の著書（下記文献⑩）を参照されたい。

本遺跡が学会に周知されたのは、明治40年（1907）、和田千吉氏が「考古学会」常集会において、本遺跡採集の大量の人名文字瓦を紹介したことに始まるとされている。（下記文献①）以降、新たに出土した人名文字瓦の資料紹介等が続けられる中で、昭和10年（1935）の田中国男氏による互生産地（宇都宮市水道山瓦窯跡）に関わる研究（下記文献⑦）、昭和34年（1959）の石村喜英氏による人名文字瓦の解釈に関する研究（下記文献⑨）等は特筆される。さらに、昭和50年代に入ると、大川 清氏・田熊信彦氏・田熊清彦氏らによって、互生産地の調査研究を踏まえた上での文字瓦の集成・分析等が精力的に進められた。

以上のように本遺跡に関する調査研究の歴史は長く、明治年間まで遡る。しかし、その関心は主に出土瓦、取り分け人名文字瓦に注がれたものであり、遺跡本体については、学術的な調査の手が入らなかったこともあり、性格・規模・構造等が具体的に論及されたことはほとんど無く、漠然と寺院跡説が継承されてきた感が強い。また遺跡の範囲についても、人名文字瓦の出土地（今回の調査でSB01とした建物跡）を中心とした比較的小規模なものであろうと考えられていた。以下、本遺跡の調査研究に関する主な文献を記す。

- ① 1907 『考古界』第6篇9号
- ② 1908 『考古界』第7篇第4号
- ③ 高橋健自 1915 「古瓦に現れたる文字」『考古学雑誌』第5巻15号
- ④ 篠崎久四郎 1924 「雀宮地名由来と茂原の古代瓦」『下野史談』第1巻第4号
- ⑤ 1926 「上神主廃寺跡」『栃木県史跡名勝天然記念物調査報告』第1輯
- ⑥ 石田茂作 1930 「古瓦概説」『古瓦図鑑』
- ⑦ 田中国男 1935 「上神主廃寺出土瓦と水道山瓦窯跡との関係」『下野史談』第12巻3号
- ⑧ 篠崎善之助 1937 「下野上神主廃寺の古瓦の新例に就いて」『上代文化』第15輯
- ⑨ 田代善吉 1938 「上神主廃寺跡」『栃木歴史』第11巻史蹟名勝編
- ⑩ 川島守一 1952 「栃木縣の上代佛教遺跡」『下野史談』第29巻2号
- ⑪ 川島守一 1952 「栃木県における仏教遺跡」『(茨城)考古学』第7号
- ⑫ 野澤岩藏 1954 「下野上神主廃寺跡出土の新資料」『(茨城)考古学』第14号
- ⑬ 野澤岩藏 1954 「下野上神主廃寺跡出土の文字瓦」『下野史談』31巻1号
- ⑭ 石村喜英 1959 「下野上神主廃寺とその人名瓦小考」『史跡と美術』29/5・6
- ⑮ 森 郁夫 1973 「奈良時代の文字瓦」『日本史研究』136
- ⑯ 大川 清 1976 「水道山瓦窯跡」『下野の古代窯業遺跡』栃木県教育委員会
- ⑰ 田熊信之・五十嵐利勝 1978 「上神主遺跡の古瓦」『下野考古』No.9
- ⑱ 田熊清彦・田熊信之 1978 「茂原・上神主遺跡の古瓦 宇都宮・二荒山神社蔵品について」『栃木史心会報』第10号 中国・日本史学文学研究会

- ㊤ 上三川町史編さん委員会 1979 『上三川町史』資料編 原始・古代・中世
- ㊦ 田熊清彦・田熊信之・杉浦隆之等 1979 「根瓦瓦窯跡確認調査報告」『宇都宮市戸祭山本山古墳・水道山瓦窯跡発掘調査報告書』栃木県考古学会
- ㊧ 田熊清彦・田熊信之 1980 『下野国河内郡内出土の古瓦』中国・日本史学文学研究会
- ㊨ 田熊清彦 1981 「下野国河内郡茂原・上神主遺跡出土の古瓦について」『東洋学論叢』
- ㊩ 上三川町史編さん委員会 1981 『上三川町史』通史編 上巻
- ㊪ 大川 清 1982 『水道山瓦窯跡群』宇都宮市教育委員会
- ㊫ 大川 清・田熊信之 1982 『下野古代文字瓦譜』日本窯業史研究所

第2節 調査の目的

本遺跡は人名文字瓦の大量な出土に特色付けられ、学史的には非常に重要な遺跡として全国的にも注目されてきた。しかし、前記したとおり、これまで本格的な発掘調査がなされたことはなく、遺跡本体についてはほとんど明らかにされていないのが実態であった。また、上三川町では、昭和47年に町指定史跡「上神主廃寺址」として保護を図ったが、その指定範囲は人名文字瓦が分布する山林の一面にとどまるものであった。さらに宇都宮市においては、隣接する瓦分布地が早い段階に畑として開墾されていたこともあり、埋蔵文化財包蔵地（宇都宮市登録250・栃木県登録4321）として取り扱うのみであった。

さて、第1章でも触れたとおり、本遺跡一帯は、幸いにも、平地林等を多く残す純農村地域であり、農業に伴う開墾や家畜小屋の建設等を除けば、遺跡本体に決定的な影響を及ぼす開発はほとんどない地域であったと言える。ところが、平成の時代に入ると周辺状況は大きく変わり、大規模宅地造成・大規模区画整理事業（宇都宮テクノポリス開発）・北関東自動車道路建設・清福工場建設等の開発計画が次々と具体化し、本遺跡一帯も開発から無縁でいられる状況ではなくなった。事実、平成4年に計画された北関東自動車道路の路線は、当時としては本遺跡から十分に北へ避けているとみられたものであったが、結果的には本遺跡内の北部を通過していたことが、後の発掘調査（平成8・9年）によって明らかにされている。

このような状況にいち早く危機感を感じた上三川町では、平成3年度、本遺跡及び本遺跡に南接する神主古墳群の将来的な保存を目的とした発掘調査計画を策定し、翌平成4年度から国庫・県費の補助事業としてまずは神主古墳群の確認調査を開始した。この古墳群の確認調査は平成6年度までの3年間継続し、主要古墳である浅間神社古墳・狐塚古墳・後志部古墳の形状・規模・時期等を確認した。そして、平成7年度、上三川町は本遺跡の本格的な確認調査に着手したが、平成9年度からは遺跡を共有する宇都宮市も保存のための確認調査を開始し、市町合同の調査形態をとることとなった。

以上のように今回の調査は、学史的には著名であるもののその内容については不明な部分が多い本遺跡について、発掘調査により性格・規模・範囲等の実態を明らかにし、将来的な保存・活用方策のための基礎資料を得ようとしたものである。また、現在の行政界を越えて存在する本遺跡の特殊事情に対しては、関係する自治体が歩調を合わせて調査にあたるという、新たな取り組みを模索したものである。なお、平成10年度には、本遺跡の調査・保存・活用等の適正なあり方を検討するために、学識経験者7名及び国・県等を指導機関とした「上神主・茂原遺跡調査指導委員会」を設置した。

第3節 調査の計画と方法

1 調査方針

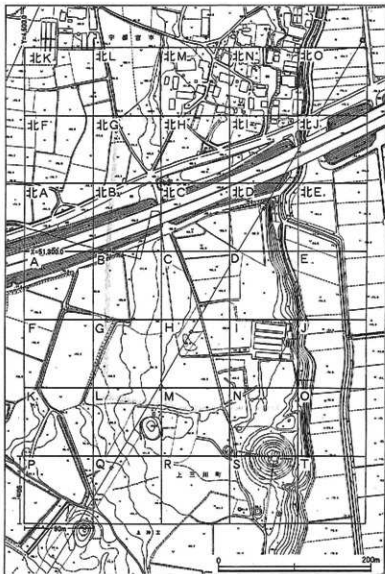
今回の調査の目的は、本遺跡の性格・規模・範囲等を確認し、将来的な保存のための基礎資料を得ようとするものであった。従って、実際の発掘にあたっては、極力遺構の保護に努めることを大きな方針とした。このため手法的にはトレンチによる確認調査を原則とし、面的なグリッド調査や遺構の掘り下げは必要最低限にとどめることとした。また、平成9年度以降の合同調査にあたっては、効率的な調査を推進するために、市町の連絡体制を密にし、調査時期や調査地点等を協議制で決定することとした。

2 調査の対象範囲

調査前において、建物跡等の遺構の存在が確認されたのは、人名文字瓦を含む瓦片が集中して分布する地点（東西約50m・南北約40m）のみであった。従って、調査計画は、この地点の調査を起点として遺跡の全体像把握へ展開することとしたが、対象範囲としては周辺地形や古墳群との関係を考慮し、東西450m・南北360mの範囲（第6図A～T）を設定した。しかし、平成8～10年の北関東自動車道路建設に伴う調査により本遺跡がかなり北方へ拡大していることが確実となったため、対象範囲をさらに360m北方（第6図北A～北O）へ延ばし、南北を720mと設定し直すこととした。

3 調査区の設定

調査の対象範囲には、国土方眼座標（第IV系）に基づき、一辺90mの大グリッド（第6図A～T・第6図北A～北O）を設定した。さらに、各大グリッドは一辺3mの小グリッドに区画し、北西隅から平行式で1～900と称することとした。トレンチは全てこのグリッドラインに沿って東西又は南北方向に設定することとし、その幅は3mを基本とした。また、トレンチとトレンチの間隔やトレンチを面的に拡張する場合も、3mの倍数を原則とした。なお、出土遺物については、小グリッドあるいは遺構単位で、層位毎の一括取り上げを原則とし、必要に応じて出土状況の平面実測及び標高測量を行うこととした。



第6図 調査区グリッド設定図

第4節 調査の経過

ここでは、平成7～14年度までの8年間に渡って継続した確認調査の経過概要を、年度毎に説明することとした。なお、年度毎の調査期間・調査面積等は第1表で示すとおりである。

平成7年度

本遺跡確認調査の初年度は、古くから周知されていた瓦集地点及びその南側を対象区とした。瓦集地点のほぼ中心を通るように設定したトレンチにより、瓦葺建物跡 SB01 の地業の様子に加え、この南に掘立柱建物跡 SB04 が、さらに南方に外郭南限溝とみられる東西溝跡 SD06 が存在することを確認した。

平成8年度

昨年度確認した遺跡南限とみられる東西溝跡 SD06 の西方への展開を確認することを目的とした。調査の結果、この南限溝は、瓦葺建物跡 SB01 の中軸から西へ約 100 m の地点で土橋状の出入り口があること、さらに西へ約 170 m の地点で北方へ折れ曲がることなどを確認した。また、すぐ南にある神主 41 号墳を避けるかのように、やや北寄りに走行することも確認した。

なお、当年度より、北部の北関東自動車道路建設に伴う発掘調査が開始され、時期的には古代であるものの一般集落跡とは趣を異にする建物群の様子が現れ始めた。

平成9年度

当年度より宇都宮市も調査を開始し、市町合同の形態となった。まず上三川町では、南限溝 SD06 が東斜面部直前まで延びていること及び西限溝 SD20 の存在を確認した。これにより本遺跡は、東西幅約 250 m に及ぶ広大なものであることを推定した。また、付随して遺跡南東部の切り通し部にトレンチを入れたところ古代道路跡の可能性が高いことを確認した。

次に宇都宮市側では、瓦葺建物跡 SB01 の北東において東西方向に走るやや小規模な溝 SD18 を確認したが、上三川町での確認状況との比較から、遺跡内を区画する溝であると推定した。

なお、昨年度から継続の北関東自動車道路建設に伴う調査では、掘立柱建物跡の規模や配置等から、官衙的な状況が推定された。

平成10年度

当年度は、瓦葺建物跡 SB01 の規模・構造等及びこの北側の状況確認を主な目的とした。まず上三川町側で、瓦葺建物跡 SB01 の南半分を面的に調査したのに加え、宇都宮市側でこれに伴う掘込



瓦葺建物 SB01 の調査風景



南限溝 SD06 の調査風景



道路跡の調査風景



区画溝 SD18 の調査風景



瓦葺建物 SB01 の調査風景

地業の北端が確認できたことにより、本建物が総柱式の大規模な東西棟であることが明らかになり、寺院建築である可能性が低くなった。さらに宇都宮市側では、この瓦葺建物跡 SB01 を囲むとみられる溝 SD26 や大規模な掘形の独立柱建物跡 SB27 を確認した。

なお、当年実施した北関東自動車道路の北側道建設に伴う調査の結果、西限溝 SD20 に繋がると思われる溝 SD93 を確認した。このことから、本遺跡は南北 370 m 以上に及ぶことが判明した。

平成 11 年度

当年度は、瓦葺建物 SB01 周辺の確認をさらに進めるとともに、道路跡の可能性のある東斜面部を調査することとした。

まず瓦葺建物 SB01 周辺では、少なくとも 3 棟の総柱式の独立柱式建物跡 (SB04・27・33) を確認するとともに、溝 SD38 の確認により SB01 は周囲が溝で囲まれていた可能性が強まった。さらに宇都宮市側では、東西方向に走る区画溝 SD18 が、間に円墳 SZ45 を挟んでいたことが明らかとなった。

次に東斜面部では、トレンチ調査の結果、切り通しや盛土により形成された道路跡を確認したが、地理的環境や周辺遺跡との関係から古代の東山道跡であるものと推定した。

以上のことより、本遺跡は行政施設である可能性が高まった。

平成 12 年度

昨年度までの調査により、本遺跡が広大な規模であることが判明したため、瓦葺建物 SB01 周辺における遺構群の展開状況を確認することを主な目的とした。

まず上三川町側では、瓦葺建物 SB01 西側の畑地を調査したところ、整然と配列した 8 棟の独立柱式建物跡 (SB55~62) を確認した。これらはいずれも同規格の総柱式であり、ほぼ 1 棟分の間隔をおいて直線的に配置されていた。また、昨年までの成果と合わせると、瓦葺建物 SB01 周辺は大規模な倉庫群を形成していたことが明らかとなり、郡衙正倉である可能性が高まった。

なお宇都宮市側では、区画溝 SD18 北側の水田及び山林にトレンチを入れたが、独立柱式建物跡の確認は 2 棟にとどまった。

平成 13 年度

昨年度に引き続き遺構群の広がりをさらに追跡するとともに、南部古墳群を通る道路跡の状況も確認することとした。まず宇都宮市側において、北関東自動車道路に南接する水田をトレンチ調査したところ、政庁跡と考えられる「コ」の字状配置の大型独立柱式建物跡群を確認した。これは南面する正殿 (SB90・91) を中心として東西に長大な脇殿 (SB103・104) を配置したものであり、その



SD26 瓦出土状況



SB04 調査状況



道路調査状況



倉庫群調査状況



政庁跡の調査風景

敷地は東西約70m・南北45mに及ぶものであった。この政庁跡の確認により、郡衙クラスの行政施設である可能性が強まった。

一方、上三川町側においては、さらに16棟の総柱式掘立柱建物跡(SB120～135)を確認することができ、正倉域が西限溝一杯まで及んでいることが明らかとなった。なお、平成4年度の浅間神社古墳の確認調査の際、北側周濠内に道路跡が通ることを予測したが、今年度改めて調査し、中層に路面が形成されていることを確認した。

平成14年度

これまで調査が希薄であった政庁跡西側の山林部及び北限溝の遺跡を目的とし、一連の確認調査の最終年度と位置付けた。

まず政庁跡西側においては、トレンチ調査の結果、約10棟の総柱式掘立柱建物跡を確認した。この結果、昨年度までは区画溝SD18が正倉域の北限と考えていたが、西側においてはこれを越えて北方に延びることが明らかとなった。なお、北関東自動車道路の北方畑地において、北限溝遺跡のためのトレンチを100m以上に渡って入れたが、確認することは出来なかった。



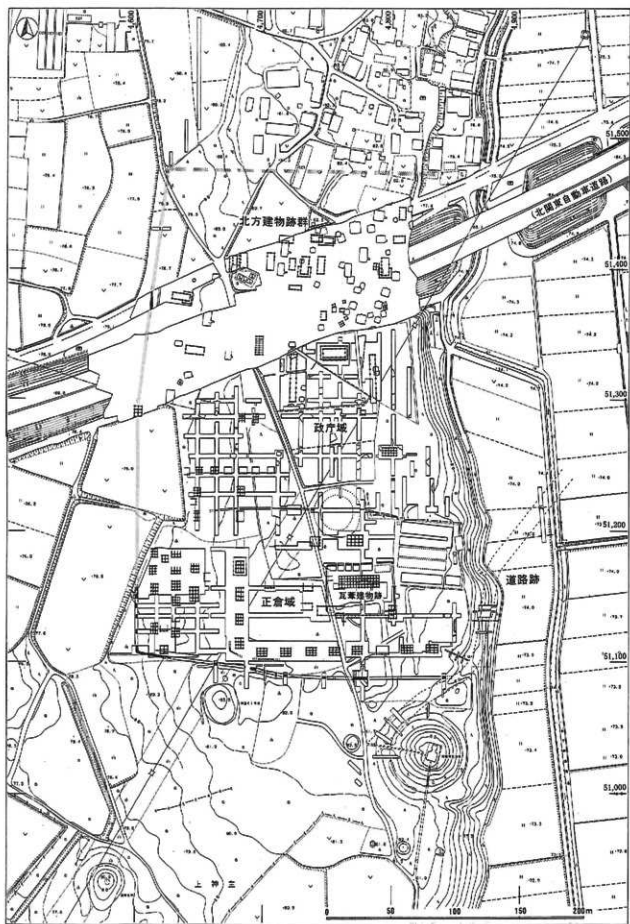
古墳周濠内の道路跡



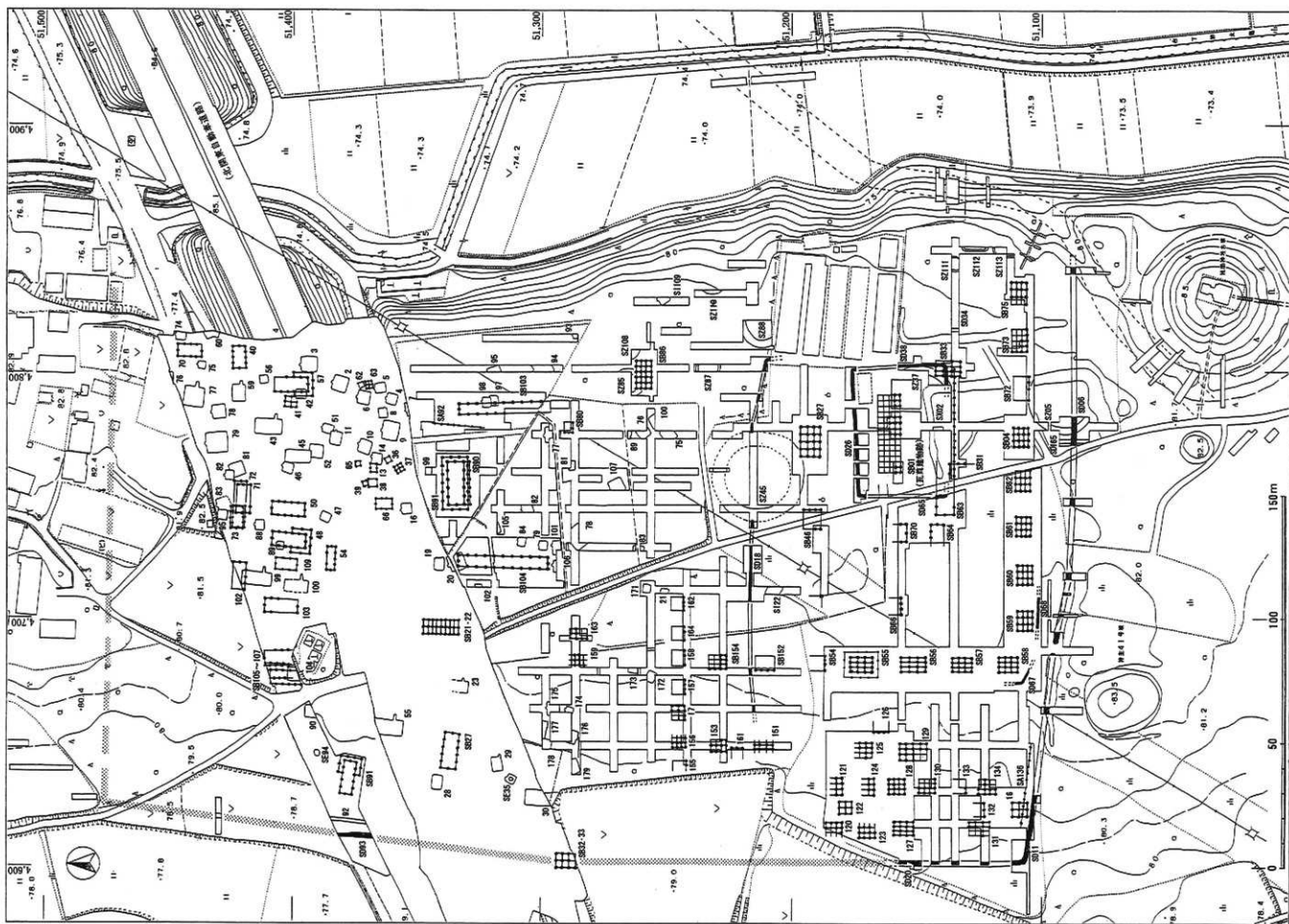
遺跡北限の確認状況

調査年度	調査主体	調査期間	調査面積(対象)	主な調査成果他
平成7年度	上三川町	9.11～12.15	329(6,000)㎡	瓦葺建物跡SB01、外郭溝SD06等の存在を確認。
平成8年度	上三川町	10.7～12.19	400(7,200)㎡	南限溝SD06他が西端で北方へ折れ曲がることを確認。
平成9年度	上三川町	10.13～2.9	323(550)㎡	南限溝SD06他が東西約250mに及ぶことを確認。
	宇都宮市	2.2～3.31	472(3,000)㎡	瓦葺建物跡SB01の北方で区画溝SD18の存在を確認。
平成10年度	栃木県	4.1～3.31	9,450㎡	北関東自動車道路建設に伴う発掘調査。北方建物群の確認。
	上三川町	10.1～12.25	286(675)㎡	瓦葺建物跡SB01の規模・構造及び周辺建物跡群の存在等を確認、寺院建物跡の可能性が低くなる。
	宇都宮市	1.20～3.31	551(7,875)㎡	北関東自動車道路北側遺跡に伴う調査。西限溝の確認。
平成11年度	上三川町	10.1～12.27	689(2,363)㎡	瓦葺建物跡SB01周辺に複数の総柱式掘立柱建物跡が存在することを確認。東斜面等で古代道路跡(東山道)を確認。
	宇都宮市	1.5～3.24	707(3,656)㎡	
平成12年度	上三川町	10.2～2.16	3,884(8,375)㎡	瓦葺建物跡SB01周辺が大規模な正倉域であることを確認。
	宇都宮市	10.4～2.21	1,720(10,823)㎡	区画溝SD18以北の遺構密度が低いことを確認。
平成13年度	上三川町	9.10～2.28	4,050(8,100)㎡	南の古墳群中を古代道路(東山道)が通ることを確認。
	宇都宮市	9.26～3.6	3,366(10,024)㎡	瓦葺建物跡SB01北方で政庁跡を確認。郡衙の可能性が高まる。
平成14年度	上三川町	9.24～1.15	1,544(8,100)㎡	正倉域の西部が北方へ展開していることを確認。
	宇都宮市	10.2～1.20	869(4,782)㎡	北関東自動車道路の北方で北限溝を追跡したが未確認。

第1表 各年度の調査概要



第7図 上神主・茂原官衙遺跡遺構配置図(1)



第8圖 上神主・茂源官衙建築配置圖(2)

第3章 調査成果

はじめに

平成7年度から14年度までの8年間に渡る本遺跡の調査は、対象面積が約8haに及び、主な遺構としては礎石瓦葺建物跡1棟・掘立柱建物跡53棟・掘立柱掘跡2基・溝跡8条・古墳10基・堅穴住居跡20軒及び道路跡等を確認した。ただし、今回の一連の調査は遺跡の保存を目的としたものであることから、遺構の掘り下げは必要最低限に止めてある。

一方、平成8～10年度に実施した北関東自動車道路及び側道建設に伴う調査では、古墳時代から古代にかけての主な遺構として、掘立柱建物跡25棟、堅穴建物跡10棟、堅穴住居跡30軒、井戸跡2基、溝跡3条その他土坑等を確認した。これらは、結果的には、本遺跡を構成する遺構群であることが明らかとなったが、完掘により記録保存となっている。

さて本章では、この道路調査区も含めて、各遺構の調査成果を報告するものであるが、確認された遺跡の様相が明らかに官衙的であること、各々機能を異にするとみられる遺構群のまとまりが明瞭であることなどから、調査年次順や確認遺構順の記述方式とはらずに、あらかじめ官衙としての施設を想定して記述を進めることとした。すなわち、総柱式の掘立柱建物跡が集中した遺跡南部の「正倉城」、コの字状配置の大型掘立柱建物跡群を確認した遺跡中央部の「政庁城」、側柱式の掘立柱建物跡を中心とした遺跡北部の「北方建物跡群」、及びこれらを囲む外郭施設と南東隅に取り付く道路跡（東山道）である。

なお、今回確認された官衙の範囲は、南辺及び西辺は外郭溝、東辺は台地端部、北辺は未確認であるが北関東自動車道路と茂原集落の間あたりと考えられることから、東西約250m・南北390m前後と推定した。

第1節 正倉城の調査

1 全体概要

(1) 位置

正倉城は今回確認された官衙施設全体の中では、南部分に位置する。東は田川低地に面する崖、そして西及び南は外郭施設までであり、つまり、官衙施設範囲一杯に建物が並んでいることとなる。北側は変則的な形態をしており、中央及び東側に関しては東西に走る区画溝であるSD18が北限となるものの、西側に関しては東西に並ぶ建物列であるSB155～162までとなり、全体の形としてはL字状になる。

(2) 土層

基本土層は1層が表土・2層が黒色土・3層が褐色土となり、4層宝木ローム層へと続く、4層上面までの厚さは、緩やかな斜面となる西側においては、耕作による削平の影響もあり30～50cmであるが、最も標高が高い遺跡中央部では80cmに達する。

(3) 建物の配置

正倉城の建物群をみると、建物の並びから大きく3群に分けられる。まず第一に正倉城の中央から東側にかけて、SB01を中心に東西南北に整然と並ぶ建物群である。SB55からSB58がほぼ南北に柱筋を合わせて建物跡が7棟並び、またSB58の南側柱列と北側柱列が合うようにSB59からSB75がほぼ東西に柱列を合わせて並ぶ。部分的な調査のため一見するとL字状の建物配列にも見えるが、東西に並ぶSB27及びSB46は南側柱がSB55の南側柱列とそろっていることから、SB01の北側にも東西の建物列が存在する可能性が

考えられ、東に開口する「コ」の字状の配置の可能性も考えられる。また SB33 や SB66 のように一連の建物の並びの内部においても総柱式独立柱建物の確認され、南北に並ぶ建物列が存在する可能性がある。なお、本遺跡唯一の礎石瓦葺建物である SB01 は中央より東側に位置する。報告するにあたりこの群を東正倉域とする。

第 2 は正倉域の西側に位置する建物群である。東西南北の並びを意識する東正倉域に対して西側の建物群は、並びとしては南北の列を意識しているものの、東西方向の並びは不規則であるなどの特徴をもつほか、SB126 と SB55・56 の列とは明らかに距離を置くことから、別群と考えて間違いなかろう。また、SB122 から SB16 の列のように他の建物と異常に近接して建てられており、同時期存在が疑わしいものもある。報告するにあたりこの群を西正倉域とする。

第 3 は SB151・SB152 より北側、つまり正倉域の北西に位置する建物群である。巨視的に見れば、SB152 は東正倉域の SB55 を含む南北建物列の延長線上に位置し、東正倉域に含まれるものと考えられる。一方で SB152 の西に位置する SB151 などは、他の建物と近接して存在する SB161 に見られるように、部分的な調査ではあるが、建物の並びの不規則性から西正倉域に含まれるものと考えられる。しかしながら、正倉域と政庁域を区画する溝とも考えられる SD18 を超えて北側に建物が並んでいることや、この溝に近接して SB151・152 が存在することは、これらの建物が東正倉域や西正倉域とは、当初から存在していないのかもしれない、ある時点で外れている可能性も考えられることから別群と考えたい。なお報告するにあたり、この群を北正倉域とする。

2 東正倉域 (第 9 図)

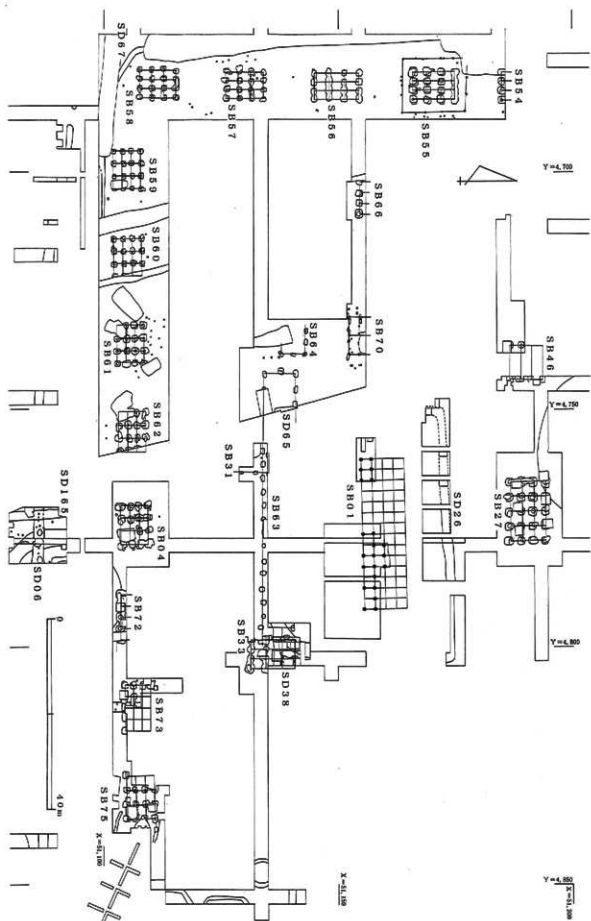
SB01 (第 10~12 図)

SB01 は東正倉域の中央よりやや東に位置する。14 間×4 間の掘込地形の総柱式礎石立建物で瓦葺である。東西棟で主軸は西に 2° 傾く。桁行は 31.4 m、梁間は 9 m である。礎石は全て抜き取られているが、栗石が確認されていることから、柱位置は確認できた。また多数の瓦が出土したが、瓦の明確な落下状況は確認できなかった。断面確認では表土と基本土層Ⅱの間にロームが混入する黒色土層が確認されており、これを掘り込み、地形が形成されている。地形は約 80 cm を測り、下層から黒色土主体の土層、ローム主体の土層、黒色土主体でロームが混入する土層で版築がなされている。なお掘込地形の範囲は東西約 36 m に及ぶ。

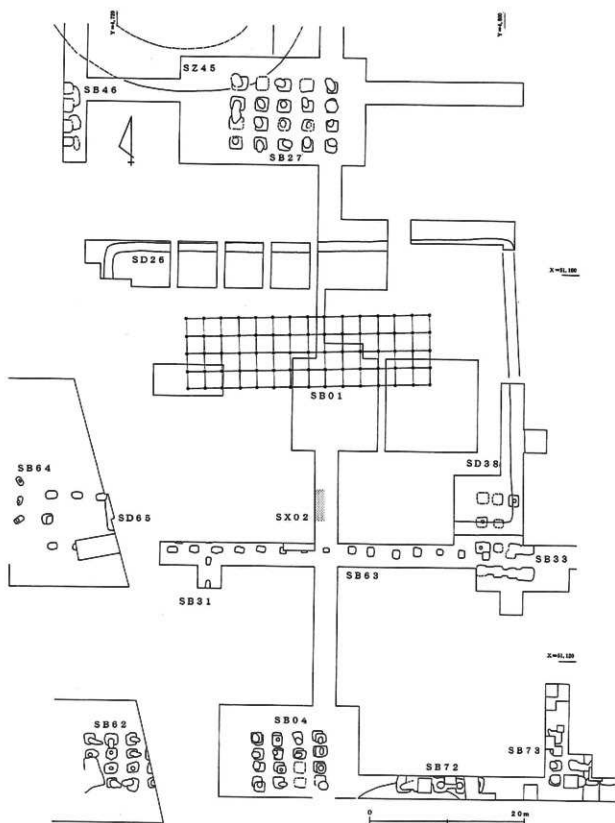
なお SB01 の周囲は溝で囲まれており、その範囲は東西 52 m、南北 36 m に及ぶ。北側における断面調査では、掘り込みは約 90 cm、幅は 2 m に及び、1 度の掘り直しが確認できる。この溝には多数の瓦が確認されているが、底面から 40~50 cm の限定された土層において、集中して確認されており、おそらくこの部分が SB01 の廃絶時期と考えられる。このほかにも本建物の時期は出土した瓦の年代から国分寺創建段階と考えられるが、補修瓦が確認されていないことから短期間で廃絶したものと考えられる。なお出土遺物としては、後述する瓦及び文字瓦を始めとして、須恵器杯・蓋・壺及び灰釉陶器、鉄製の角釘が出土している。

SB04 (第 14 図)

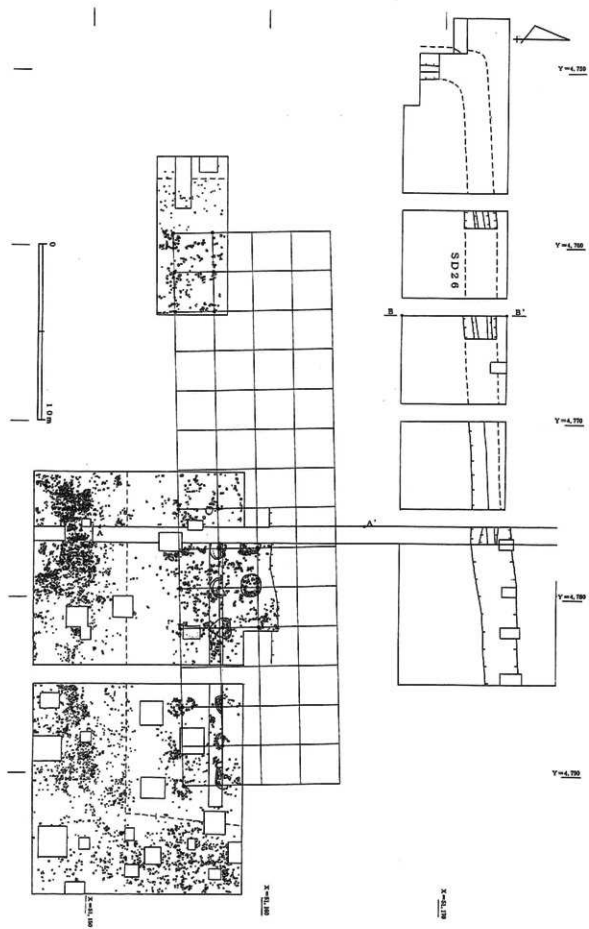
SB01 の南正面、SB72 の西に位置する。3 間×3 間の総柱式独立柱建物で東西棟である。桁行は 8.4 m、梁間は 6 m である。柱穴は 1.1~1.5 m×1.5~2.0 m の隅丸方形で深さは約 1.4 m である。平面観察で 1 回の建替えが確認でき、新旧両段階とも柱は抜き取られている。出土遺物としては須恵器杯及び陶器壺もしくは瓶類が出土している。



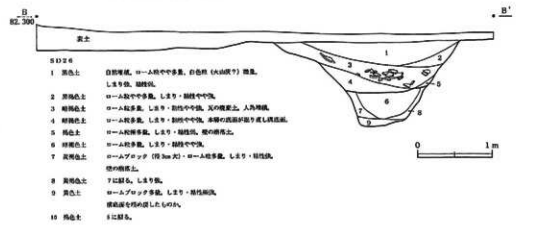
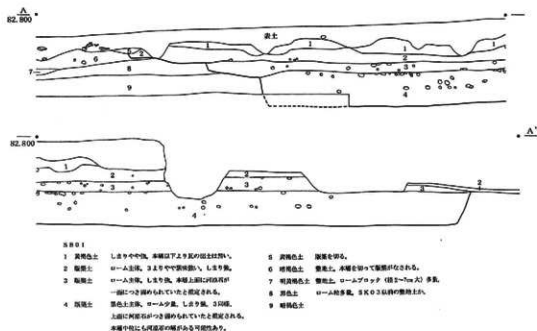
第9图 東正倉城全体图



第 10 图 SB01 周边全体图



第 11 图 SB01 • SD26 平面图



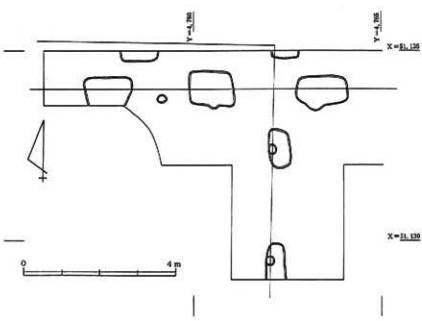
第 12 図 SB01・SD26 土層断面図

SB27 (第 15 図)

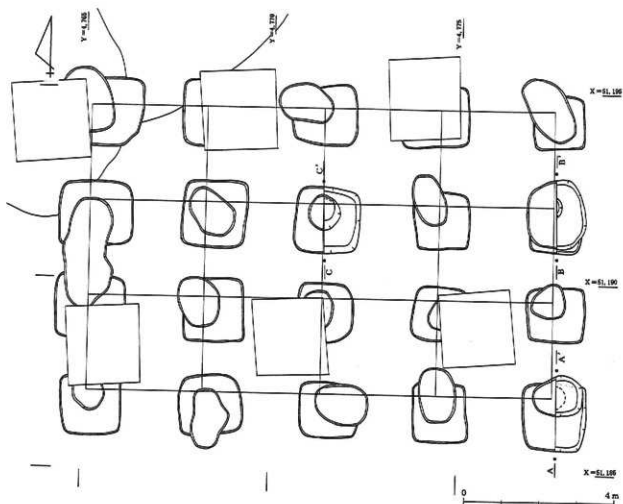
SB01の北、SB46の東に位置する。4間×3間の総柱式独立建物で東西棟である。桁行は12.4m、梁間は7.5mであり、柱穴は1.4~1.7m×1.4~1.7mであり、柱は抜き取られている。なお、本遺構は遺跡形成時に墳丘が残存していたS245と近接しており、北1東4・5柱穴は周濠内の堆積土を掘り込んで形成されている。

SB31 (第 13 図)

SB01の南に位置し、SB86と重複する。2間以上×1間以上の側柱式独立柱建物で、南北棟

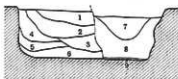


第 13 図 SB31 平面図



A
E2.000

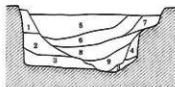
A'



- 1 褐色土 コームブワック多量、柱穴層土。
- 2 灰褐色土 コームブワック多量、柱穴層土。
- 3 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) 多量、柱穴層土。
- 4 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) コーム粘土多量、柱穴層土。
- 5 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) コーム粘土多量、柱穴層土。
- 6 灰褐色土 コーム粘土多量、しりり・糊状質、盛り盛り穴。
- 7 灰褐色土 コーム粘土多量、しりり・糊状質、盛り盛り穴。
- 8 灰褐色土 コーム粘土多量、しりり・糊状質、盛り盛り穴。
- 9 灰褐色土 粘土層で非常に硬い、盛り盛り。

B
E2.000

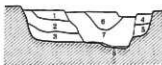
B'



- 1 灰褐色土 コームブワック多量、柱穴層土。
- 2 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) 多量、柱穴層土。
- 3 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) 多量、柱穴層土。
- 4 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) コーム粘土多量、しりり・糊状質、柱穴層土。
- 5 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) コーム粘土多量、しりり・糊状質、盛り盛り穴。
- 6 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) 多量、盛り盛り穴。
- 7 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) 多量、盛り盛り穴。
- 8 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) 多量、盛り盛り穴。
- 9 灰褐色土 コーム粘土多量、しりり・糊状質、盛り盛り穴。

C
E2.000

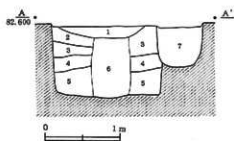
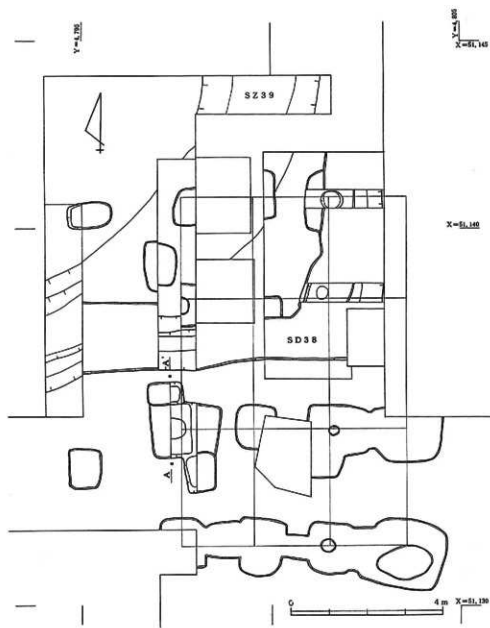
C'



- 1 灰褐色土 コーム粘土多量、柱穴層土。
- 2 灰褐色土 コーム粘土多量、柱穴層土。
- 3 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) 多量、柱穴層土。
- 4 灰褐色土 コームブワック (厚 10cm 以下) 多量、柱穴層土。
- 5 灰褐色土 コーム粘土多量、柱穴層土。
- 6 灰褐色土 コーム粘土多量、盛り盛り穴。
- 7 灰褐色土 コーム粘土多量、盛り盛り穴。
- 8 灰褐色土 粘土層で非常に硬い、盛り盛り。

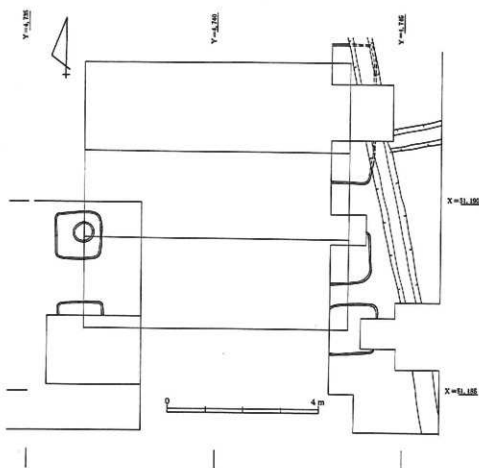


第 15 図 SB27 平面図・土層断面図



- SB33
- 1 砂質土 中-硬砂質、L2700中
 - 2 砂質土 中-ソフト砂質、L2700中
 - 3 砂土 中-ソフト砂質 (厚1000) 中-硬砂質、L2700
 - 4 砂土 中に硬砂中-ソフト砂質中
 - 5 砂質土 中-ソフト砂質 (厚1000) 中-硬砂質、L2700
 - 6 砂質土 中-硬砂質、L2700中

第 16 図 SB33 平面図・土層断面図



第 17 図 SB46 平面図

と推定される。桁行及び梁間は部分的な調査のため不明である。柱穴は $1.1\text{ m} \times 0.6\text{ m}$ の楕円形である。なお、重複する SB63 との新旧関係は不明である。

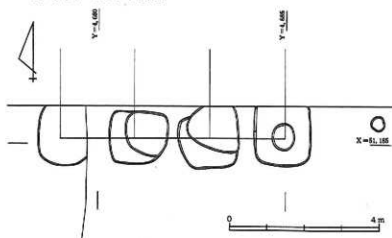
SB33 (第 16 図)

SB01 の南東に位置する。3 間 \times 3 間の総柱式掘立柱建物で南北棟である。桁行 9.3 m 、梁間は 6 m である。柱穴は $1.0\text{ m} \sim 1.2\text{ m} \times 1.2\text{ m} \sim 1.5\text{ m}$ の方形で、深さは約 2 m 、

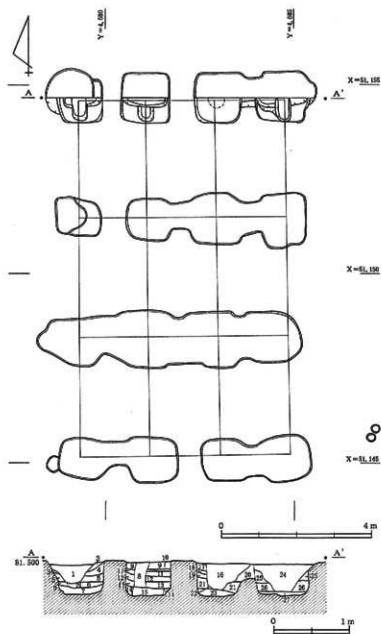
ほとんどの柱穴で抜取りが確認される。なお、本遺構は SB01 の区画溝によって破壊されており、SB01 造営時には廃絶していたものと考えられる。また SB63 とも重複するが柱穴の重複が認められない。

SB46 (第 17 図)

SB01 の北、SB27 の西に位置する。3 間 \times 不明であり、総柱式掘立柱建物で東西棟と考えられる。桁行は



第 18 図 SB54 平面図



第 20 図 SB56 平面図

7.2 m、梁間は 7.2 m である、柱穴は 1.2 m 四方の方形である。

SB54 (第 18 図)

SB152 の南、SB55 の北に位置する。3 間×1 間以上であり、総柱式獨立柱建物と考えられる。桁行は不明で、梁間は 6 m である、柱穴は 1.4 m×1.5 m の方形を基本とし、抜取も確認される。なお、本遺構は南北に並ぶ建物列上に位置し、南北棟の可能性が高いが、SB27、SB46 の東西に並ぶ建物列上にも位置することから、東西棟になる可能性も残されている。

SB55 (第 19 図)

SB54 の南、SB56 の北に位置する。3 間×3 間の総柱式獨立柱建物で南北棟である。桁行は 9 m、梁間は 5.4 m になる。柱穴は 1.5~1.6×1.6 m の方形を基本とし深さは 1.3 m であるが、北 1 列のみ、部分的に柱穴の掘り方を連結させる溝持ちの構造を有する。なお、この建物を囲むように周囲に直径 20 cm の円形の小ピットが確認されている。間隔は不等間隔である。本遺構は 1 度の建替えがあることが確認されている。出土遺

- 5338
- 1 基礎土 赤色土層、ローム粒子多量、ロームブロック (径 100 ㎝) 散見、しまり・粘性や中強、掘り跡に付着。
 - 2 基礎特異土 赤色土層、ローム粒子多量、ロームブロック (径 300 ㎝) 少量、しまり・粘性や中強、掘り跡に付着。
 - 3 基礎特異土 赤色土層、ローム少量、ロームブロック (径 200 ㎝) 散見、しまり強、粘性や中強、柱穴周辺。
 - 4 基礎特異土 ローム土状、ロームブロック (径 50 ㎝)・赤色土少量、しまり強、粘性や中強、柱穴周辺。
 - 5 基礎特異土 ローム土状、赤色土少量、ロームブロック (径 50 ㎝) 散見、しまり強、粘性や中強、柱穴周辺。
 - 6 基礎特異土 ロームブロック土状、赤色土少量、しまり・粘性弱、柱穴周辺。
 - 7 基礎特異土 赤色土土状、ロームブロック (径 100 ㎝)・ローム細散見、しまり・粘性弱、掘り跡のもの。
 - 8 赤色土 赤色土層、ローム粒子 (径 500 ㎝) 散見、しまり・粘性や中強、掘り跡に付着。
 - 9 基礎特異土 褐色土層、ロームブロック (径 300 ㎝)・ローム粒子少量に多量、しまり・粘性や中強、柱穴周辺。
 - 10 基礎特異土 褐色土層、ローム粒子少量、赤色土散見、しまり・粘性や中強、柱穴周辺。
 - 11 基礎特異土 ロームブロック土状、ロームブロック (径 2~500 ㎝)・ローム粒子・赤色土少量、しまり・粘性や中強、柱穴周辺。
 - 12 基礎特異土 ロームブロック・赤色土土状、ロームブロック (径 2~500 ㎝)・ローム粒子少量、しまり・粘性や中強、柱穴周辺。
 - 13 基礎特異土 ローム土状・赤色土土層、ロームブロック (径 2~500 ㎝)・ローム粒子少量、しまり強、粘性や中強、柱穴周辺。
 - 14 基礎特異土 ロームブロック (径 100 ㎝) 土状、しまり強、粘性や中強、掘り跡周辺のもの。
 - 15 基礎特異土 赤色土層、ローム粒子多量、ロームブロック (径 500 ㎝) 散見、しまり強、粘性や中強、掘り跡に付着。
 - 16 基礎特異土 赤色土層、ローム粒子多量、しまり・粘性や中強、掘り跡に付着。
 - 17 基礎特異土 ローム土・ロームブロック土状、赤色土少量、しまり・粘性や中強、柱穴周辺。
 - 18 基礎特異土 赤色土層、ローム散見、しまり強、粘性や中強、柱穴周辺。
 - 19 基礎特異土 ロームブロック (径 2~500 ㎝) 土状、赤色土少量、しまり強、粘性や中強、柱穴周辺。
 - 20 基礎特異土 赤色土層、ロームブロック (径 100 ㎝)・ローム粒子多量、しまり強、粘性や中強、柱穴周辺。
 - 21 基礎特異土 赤色土土状、ロームブロック・ローム細散見、しまり強、粘性や中強、柱穴周辺。
 - 22 基礎特異土 ロームブロック土状、赤色土層散見、しまり強、粘性や中強、柱穴周辺。
 - 23 基礎特異土 褐色土土状、ローム粒子少量、しまり・粘性や中強、掘り跡に付着。
 - 24 基礎特異土 赤色土土状、ローム粒子多量、しまり・粘性や中強、掘り跡に付着。
 - 25 基礎特異土 赤色土土状、ロームブロック (径 2~300 ㎝) 少量、しまり・粘性や中強、柱穴周辺。
 - 26 基礎特異土 ロームブロック・ローム粒子少量、しまり強、粘性や中強、掘り跡のもの。
 - 27 基礎特異土 赤色土土層、ロームブロック (径 100 ㎝)・ローム粒子少量、しまり強、粘性や中強、掘り跡のもの。

物としては須恵器壺が出土している。

SB56 (第20図)

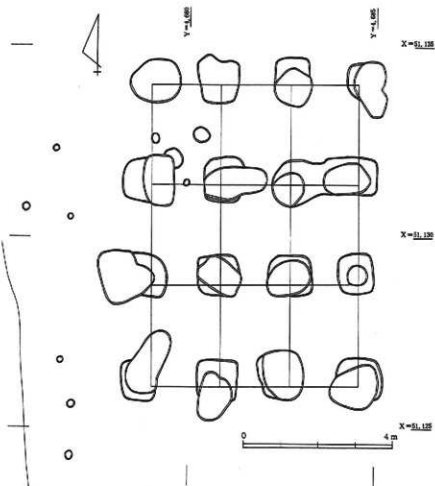
SB55の南、SB57の北に位置する。3間×3間の総柱式掘立柱建物で南北棟である。桁行は9.6m、梁間は5.4mになる。柱穴はSB55で見られるように部分的に掘り方を連結させた溝持ちの構造であり、深さは90cmである。柱穴の下場は十字に掘られており、この部分にはローム粒子が混入した黒色土が堆積しており、しまり及び粘性も無く、柱痕部とも明らかに異なる土層であり、礎盤などが存在した可能性も考えられる。今回の調査で柱穴の断面確認を行った遺構は少ないが、SB56のみに認められた特徴である。

SB57 (第21図)

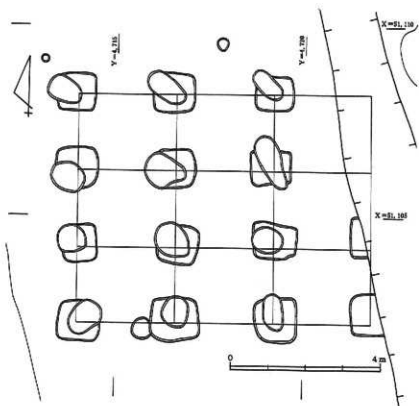
SB56の南、SB58の北に位置する。3間×3間の総柱式掘立柱建物で南北棟である。桁行は8.1m、梁間は5.4mになる。柱穴は1.0~1.2m×1.2~1.3mの方形であり、抜取りが確認できた。

SB58 (第23図)

SB57の南、SB59の西に位置する。3間×3間の総柱式掘立柱建物であり南北棟である。桁行は7.8m、梁間は5.4mになる。柱穴は1m四方の方形であり、ほとんどの柱穴で抜取りが確認できた。



第21図 SB57平面図



第22図 SB60平面図

なお本遺構の南西
2 mには区画溝
(SD67)が走っ
ている。

SB59 (第24図)

SB58の東、SB
60の西に位置する。
3間×3間の総柱
式掘立柱建物で東
西棟である。桁行
は8.1 m、梁間は
6 mになる。柱穴
は0.8~1.0 m×1
~1.2 mの方形で
あり、ほとんどの
柱穴で抜取りが確
認できた。なお本
遺構南1.5 mには
区画溝(SD68)が
走っている。

SB60 (第22図)

SB59の東、SB61
の西に位置する。
3間×3間の総柱
式掘立柱建物で東
西棟である。桁行
は7.8 m、梁間は

6 mになる。柱穴は1.2 m×1.1~1.2 mの方形であり、ほとんどの柱穴で抜取りが確認できた。なお、東1北1・2柱穴は、後世の地割溝によって破壊されている。

SB61 (第25図)

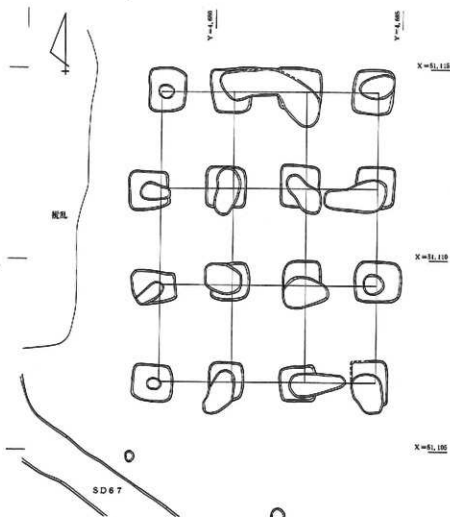
SB60の東、SB62の西に位置する。3間×3間の総柱式掘立柱建物で東西棟である。桁行は8.1 m、梁間は6 mになる。柱穴は1.0~1.4 m×1.0~1.5 mの方形であり、平面観察では新旧の2段階が確認できた。抜取りは旧段階では確認できないものの、新段階では1基で確認した。

SB62 (第26図)

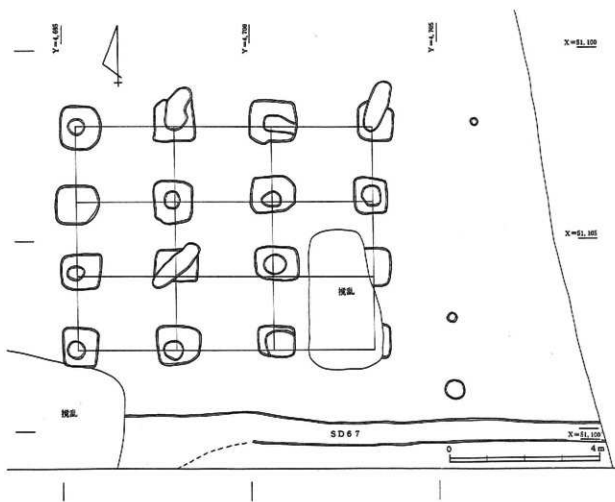
SB61の東、SB04の西に位置する。3間×3間の総柱式掘立柱建物で東西棟である。桁行は8.4 m、梁間は6 mになる。柱穴は1.0~1.5 m×1.2~1.6 mの方形である。ほとんどの柱穴で抜取りが確認できた。

SB63 (第27図)

SB01の南正面、SB04の北に位置する。19間以上×2間の側柱式掘立柱建物で東西棟である。桁行は56



第23図 SB58平面図



第 24 図 SB59 平面図

m以上、梁間は6.8mである。東側柱列についてはSB33との重複部分に存在する可能性が強いが、調査では古墳やSB01の区画溝をはじめ遺構の重複が激しいため確認されなかった。柱穴は0.8~1m×1~1.3mの方形であり、深さは70cmである。柱穴間は等間ではなく、また柱穴の形態も東側のものが長軸を南北に置くのに対し、西側のものは東西に置くなど、1棟ではなく複数棟の可能性も考えられる。なお、SB01の区画溝であるSD26との重複関係にあり、平面観察では、SD26の覆土を本遺構の柱穴が掘り込んでいることが確認されたため、SB01の廃絶後に形成された建物であることがわかった。

SB64 (第31図)

SB63の西、SB70の南に位置する。2間以上×2間の側柱式独立柱建物で東西棟と考えられる。桁行は5m以上、梁間は5.1mになる。東側柱列のうち南・北柱がともに約45°の傾きを持つ。柱穴は0.6~0.75m×1.1~1.5mの長方形である。

SB66 (第28図)

SB56の東、SB70の西に位置する。1間以上×3間の総柱式独立柱建物で南北棟と推定される。桁行は不明であり、梁間は6.9mである。調査では南側を1m拡張したところ柱穴が確認されなかったことから、北側に延びるものと考えられる。なお南1北4柱穴は近年の地割溝によって切られている。柱穴は1.3~1.5m

×1.3~1.75mであり、
3基の柱穴で抜取り
が確認される。

SB70 (第29図)

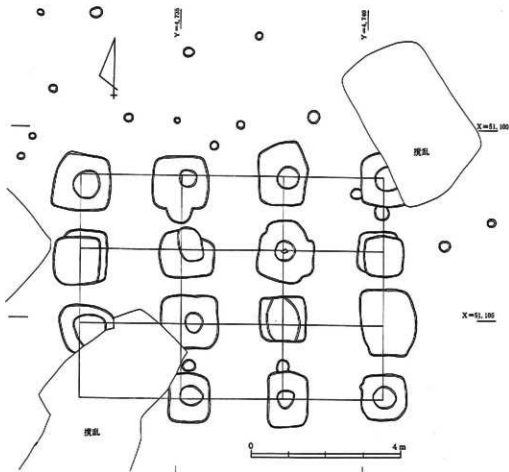
SB01の西、SB64
の北に位置する。1
間以上×2間の側柱
式掘立柱建物で南北
棟と考えられる。桁
行は不明で、梁間は
8.1mである。柱穴は
0.5m×0.5~1.8mで
1基を除き東西に長
い長方形である。

SB72 (第30図)

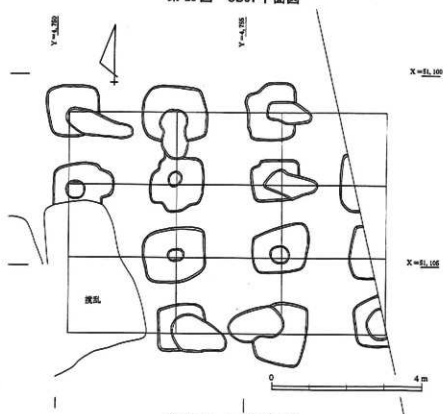
SB73の西、SB04
の東に位置する。4
間×1間以上の総柱
式掘立柱建物で東西
棟と考えられる。桁
行は9.6mで梁間は不
明である。柱穴は1.8
m×2.0mの方形であ
り1基に抜取りが確
認されている。なお
本遺構は円墳である
SZ05との重複のため
西側の柱穴プランが
不明瞭であった。ま
た東1柱穴は近年に
掘られた地割溝によ
って切られている。

SB73 (第32図)

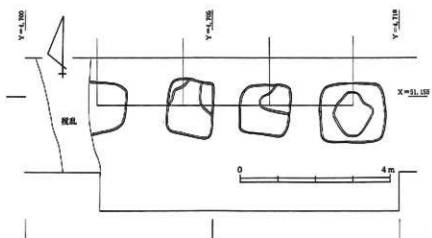
SB75の西、SB72
の東に位置する。4
間×3間の総柱式掘
立柱建物で東西棟で
ある。桁行は9.6m



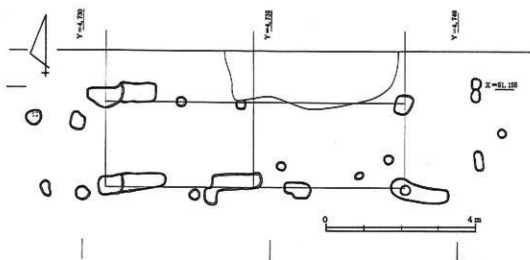
第25図 SB61平面図



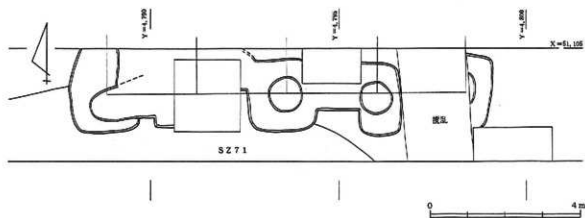
第26図 SB62平面図



第 28 图 SB66 平面图



第 29 图 SB70 平面图

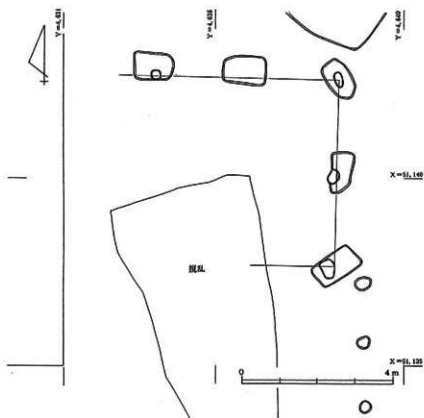


第 30 图 SB72 平面图

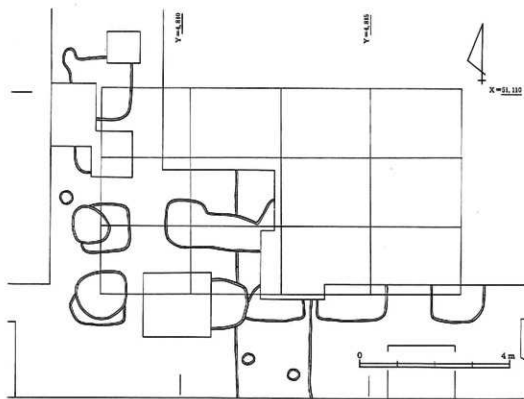
で梁間は 5.4 m である。
柱穴は大きいもので 1.2
~1.6m×1.3~1.6 m の方
形であり、ほとんどの柱
穴で抜取りが確認できる。

SB75 (第 33 図)

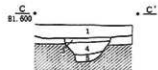
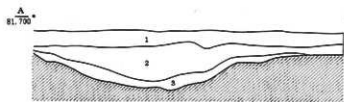
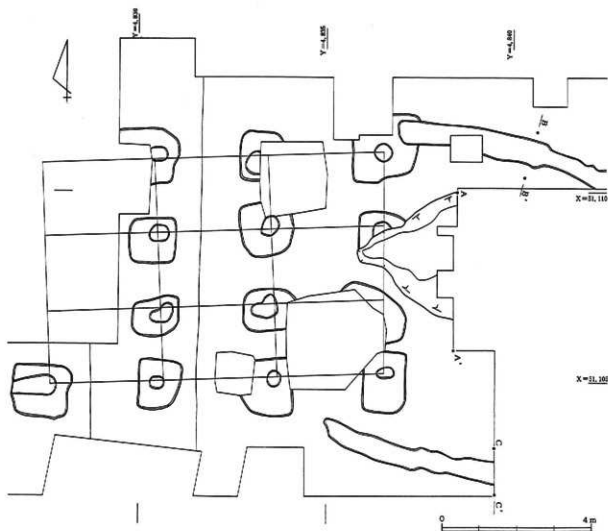
SB73 の東に位置する。
3 間×3 間の総柱式竪立
柱建物で東西棟であり、
主軸が 3° ほど西側に傾
く。桁行は 9 m で梁間は
6 m である。柱穴は 1.0
~1.3m×1.2~1.5m の方
形である。なお東 1 列は
斜面部から延びる時期及
び性格不明の掘り込みに
より削平されている。出
土遺物としては北 4 東 1
柱穴周辺より須恵器高坏
が出土している。



第 31 図 SB64 平面図



第 32 図 SB73 平面図



- 1 棕色土 黄土质，ローム散在・粘土粘子混入，L2中厚，粘粒中厚。
- 2 暗棕色土 棕色土中にローム粘子多量，L2中・粘性中厚，粘粒粘粒土。
- 3 暗棕色土 棕色土中にローム粘子混入，L2中・粘性中厚。
- 4 暗棕色土 棕色土中にローム粘子混入，L2中厚，粘粒中厚。
- 5 暗棕色土 ローム分厚で黄色土が混入，L2中厚，粘粒混。
- 6 暗棕色土 棕色土中にロームゾルフ（厚10cm）・ローム粘子混入，L2中厚，粘粒中厚。
- 7 暗棕色土 ローム分厚，黄白色混入，L2中厚，粘粒混。

第 33 图 SB75 平面图・土层断面图

3 西正倉域 (第34図)

SB120 (第36図)

SB123の北、SB122の東に位置する。3間×2間以上の総柱式掘立柱建物で南北棟である。桁行は6.45mで、梁間は不明である。柱穴は1.1~1.2m×1.2~1.5mの方形であり、抜取りが確認できる。

SB121 (第37図)

SB122の東、SB124の北に位置する。1間以上×3間の総柱式掘立柱建物で南北棟と考えられる。桁行は不明で、梁間は6.9mである。柱穴は1~1.4m×1.2~1.4mの方形であり、抜取りが確認できる。なお建物の北は近年の耕作による攪乱により、詳細は不明である。

SB122 (第35図)

SB120の東、SB121の1m西に位置し、両遺構に近接する。

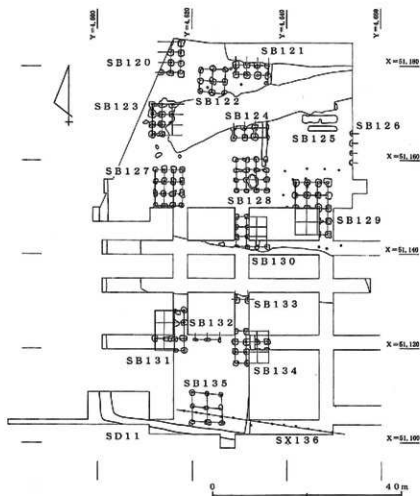
2間×2間の総柱式掘立柱建物で南北棟である。桁行は5.4mで梁間5.1mで主軸は東に6°傾くとともに、建物も不整形である。柱穴は1.0~1.2m×1.2mの方形で抜取りが確認される。出土遺物としては北東3柱穴柱痕内より土師器が出土している。

SB123 (第38図)

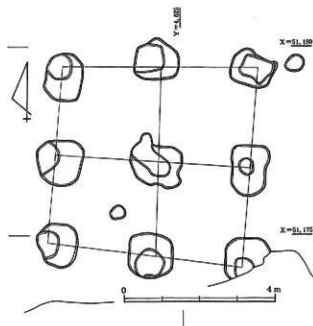
SB120の南、SB127の北に位置する。3間×2間以上の総柱式掘立柱建物で南北棟と考えられる。桁行は6.6m、梁間は不明である。柱穴は1.1~1.3m×1.1~1.3mの方形であり、抜取りが確認される。なお本遺構の東側は、近年の耕作による攪乱により詳細は不明である。

SB124 (第39図)

SB121の南、SB128の北に位置する。1間以上×3間の総柱式掘立柱建物で南北棟と考えら



第34図 西正倉域全体図



第35図 SB122平面図

れる。桁行は不明で、梁間は6.9mであり、主軸は西へ2°傾き不整である。柱穴は1.1~1.3m×1.2~1.5mであり、抜取りが確認される。なお北側は近年の耕作による攪乱を受け、東側も近年の地割溝により詳細は不明である。

SB125 (第40図)

SB124の東、SB129の北に位置する。3間以上×3間の総柱式掘立柱建物と推定されるが、調査では柱痕が確認されなかったため、詳細な柱間寸法は不明である。柱穴は確認面では布掘状になっているが、北2柱穴列と北3柱穴列では長さが異なり、詳細な柱間は確認できなかった。なお北側は近年の耕作による攪乱のため不明である。

SB126 (第41図)

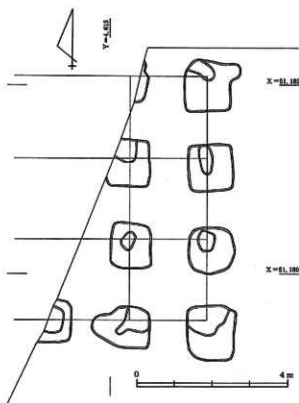
SB125の南東、SB129の北西に位置する。3間×1間以上であるが、総柱式掘立柱建物で南北棟と推定される。桁行は6.15mで梁間は不明である。柱穴は0.8~1.1mを測る。

SB127 (第44図)

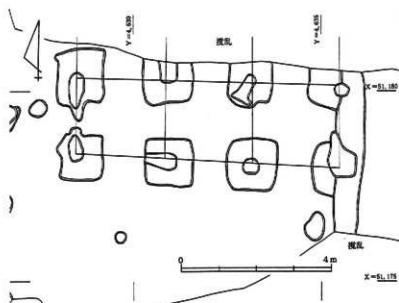
SB123の南、SB128の西に位置する。建物規模は3間×3間の総柱式掘立柱建物で南北棟である。桁行は7.65m、梁間は5.7mである。柱穴は1.0~1.1m×1.1~1.5mの方形であり、抜取りが認められる。

SB128 (第42図)

SB124の南、SB130の北に位置する。南北3間、東西3間の総柱式掘立柱建物で南北棟である。桁行は6.6m、梁間は6.3mである。柱穴は0.8~1m×1mの方形であり、抜取りが認められる。なお北1東1柱穴



第36図 SB120平面図

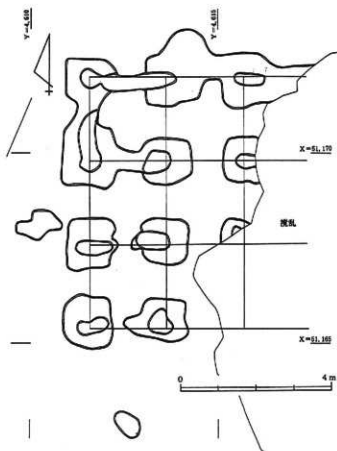


第37図 SB121平面図

は近年の地割溝で切られており、遺構の中央は後世の土坑（覆土中より瓦出土）によって切られている。

SB129（第46図）

SB125の南、SB128の東に位置する。4間×3間の総柱式掘立柱建物で南北棟である。桁行は10.8m、梁間は6.9mである。柱穴は1.0～1.1m×1.1～1.2mの方形であり、抜取りも認められる。平面観察では、北1東1柱穴で柱穴の重複が確認されており、2時期に渡る可能性が高い。また、本遺構を囲むように径30cmほどの土坑が確認されており、建物を囲む施設が存在した可能性が高い。出土遺物としては北2東3柱穴柱痕内より須恵器甕が出土している。



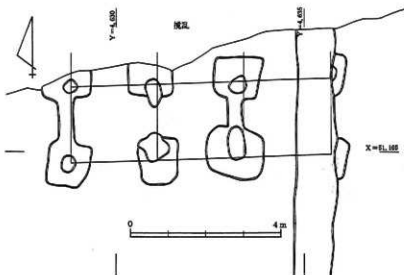
第38図 SB123平面図

SB130（第50図）

SB128の南、SB133の北に位置する。東西3間、南北3間の総柱式掘立柱建物で東西棟である。桁行は6.6m、梁間は6.3mである。柱穴は0.9～1m×0.9mの方形であり、抜取りも認められる。なお、北4柱列は、近年の耕作に伴う攪乱を受けている。

SB131（第8図）

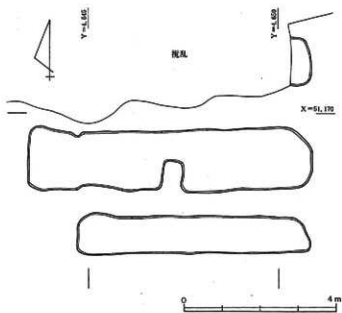
SB127の南、SB132の西に位置する。3間×3間の総柱式掘立柱建物で南北棟である。桁行は8.4m、梁間は6mであり、柱間隔は不等間である。柱穴は0.7～1.2m×1.0～1.5mであり、抜取りは確認できない。



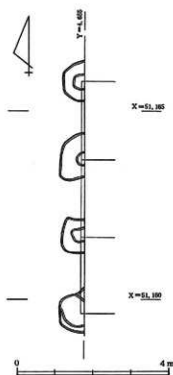
第39図 SB124平面図

SB132（第47図）

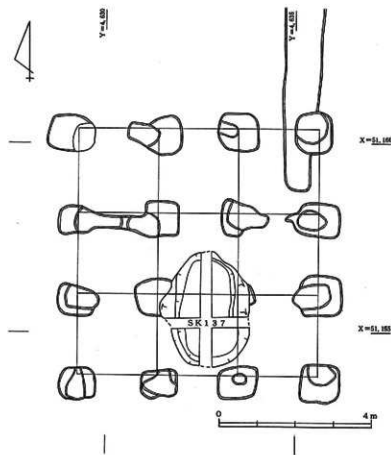
SB131の東、SB16の北に位置する。2間×1間以上の総柱式掘立柱建物と考えられ南北棟と推定される。



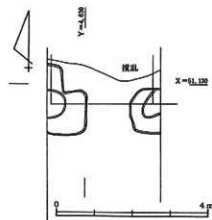
第40图 SB125平面图



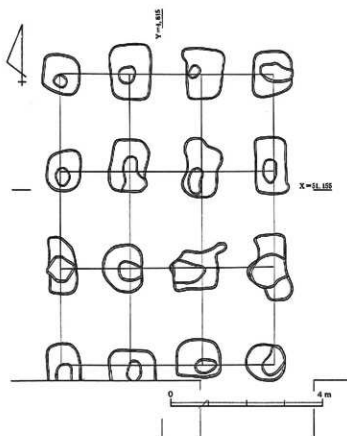
第41图 SB126平面图



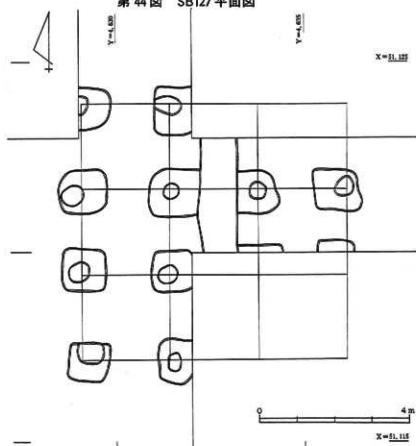
第42图 SB128平面图



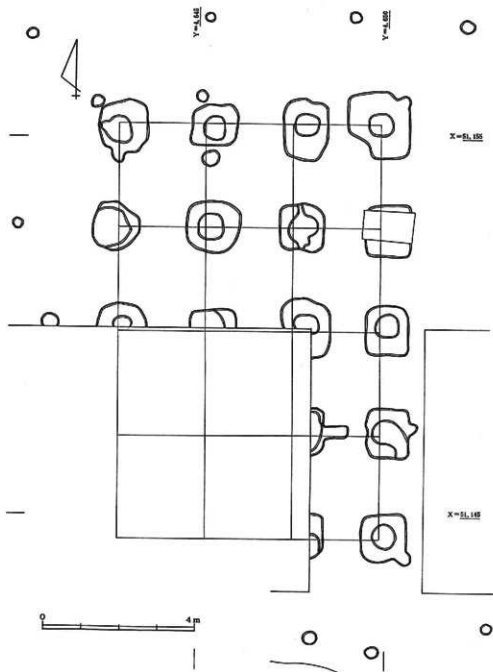
第43图 SB133平面图



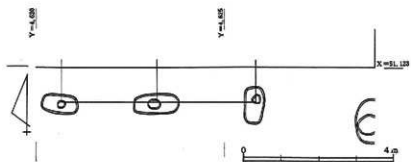
第 44 图 SB127 平面图



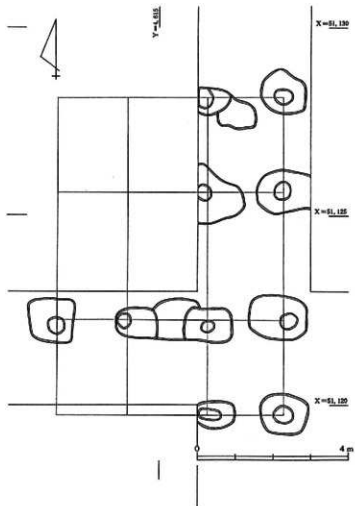
第 45 图 SB134 平面图



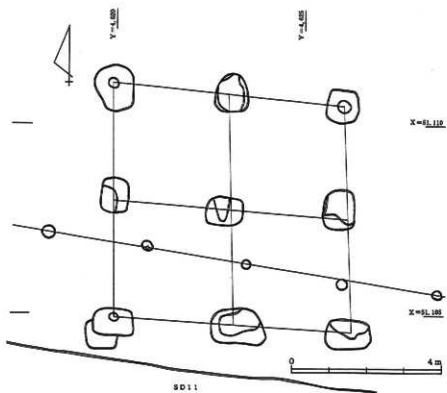
第 46 图 SB129 平面图



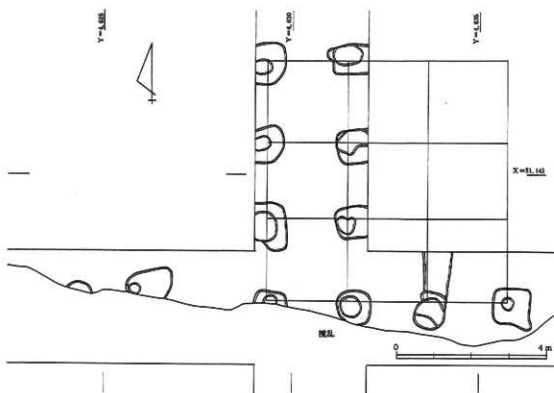
第 47 图 SB132 平面图



第 48 图 SB131 平面图



第 49 图 SB16 平面图



第50図 SB130平面図

桁行は不明で、梁間は5.4 mである。柱穴は0.5 m×0.8 mの長方形であり抜取りは確認できない。

SB133 (第43図)

SB130の南、SB134の北に位置する。1間以上×1間以上の総柱式掘立柱建物と考えられ南北棟と推定される。東西が調査区外、北が近年の耕作に伴う攪乱のため詳細については不明である。

SB134 (第45図)

SB132の東、SB133の南に位置する。3間×3間の総柱式掘立柱建物で東西棟である。桁行は7.2 mで、梁間は6.9 mである。柱穴は最大のもので1.0~1.2 m×1.1~1.3 mの方形であり、抜取りが認められる。なお、東2・3柱列は近年の地割溝による攪乱を受けている。

SB16 (第49図)

SB132の南に位置する。2間×2間の総柱式掘立柱建物で東西棟である。桁行は6.3 mで、梁間は6 mで主軸が2°西に傾くとともに形も不整形である。柱穴は0.7~1.1 m×1.1~1.3 mで抜取りも認められる。なお、本遺構は遺跡の外郭溝に近接するとともに、これに伴う欄上の施設 SA136 と重複しているが、柱穴の重複がないことから前後関係は不明である。

4 北正倉城 (第 51 図)

SB151 (第 52 図)

SB161 の南に位置する。3 間×2 間以上の総柱式獨立柱建物で南北棟と考えられる。桁行は 8.1 m で、梁間は不明である。柱穴は 1.1~1.2 m×1.2~1.3 m で抜取りが認められる。

SB152 (第 53 図)

SB54 の北、SB154 の南に位置し、東西に走る区画溝である SD18 に近接する。3 間×1 間以上の総柱式獨立柱建物と考えられ、南北棟と推定される。桁行は 8.1 m で、梁間は不明である。柱穴は 1.2~1.4 m×1.3~1.5 m で抜き取りは確認していない。本遺構の周囲は確認面より 10 cm ほどの浅い溝で囲まれており、この溝の底面において径 20 cm ほどの土坑を 2 基確認しており建物を囲むための施設と考えられる。

SB153 (第 54 図)

SB161 の北、SB156 の南に位置する。3 間×2 間の総柱式獨立柱建物で南北棟である。桁行は 6.3 m で、梁間は 4.2 m である。柱穴は 1.0~1.1 m×1.2~1.3 m で、抜取りが認められる。

SB154 (第 56 図)

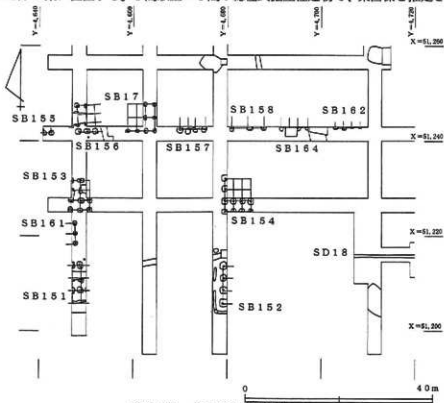
SB152 の北、SB158 の南に位置する。3 間×3 間の総柱式獨立柱建物で南北棟である。桁行は 6.9 m で、梁間は 5.7 m である。柱穴は 1.0~1.1 m×1.3 m で抜取りが認められる。

SB155 (第 55 図)

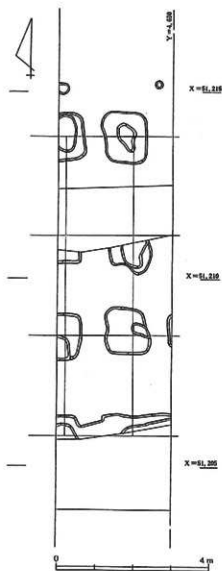
SB156 の東に位置する。1 間以上×1 間以上の総柱式獨立柱建物と考えられ、東西棟と推定される。柱穴は 1 m×1 m で抜取りが認められる。なお、本遺構は大部分が調査区外であるため、詳細については不明である。

SB156 (第 57 図)

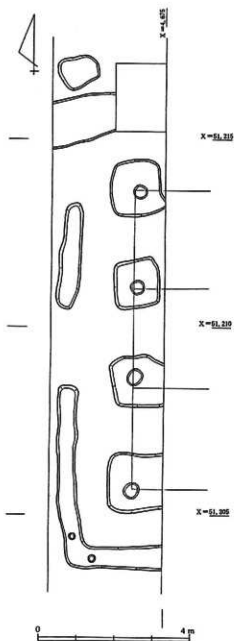
SB153 の北、SB155 の東に位置する。2 間以上×3 間の総柱式獨立柱建物で、東西棟と推定される。桁行



第 51 図 北正倉城全体図



第 52 図 SB151 平面図



第 53 図 SB152 平面図

は不明で、梁間は 5.7 m であり、主軸が 2° 西に傾いている。柱穴は $0.8 \sim 1.2 \text{ m} \times 0.8 \sim 1.2 \text{ m}$ で抜取りは確認していない。

SB17 (第 58 図)

SB156 の東、SB157 の西に位置する。3 間 \times 2 間の総柱式掘立柱建物で、東西棟である。桁行は 6 m で、梁間は 5.7 m である。柱穴は $0.7 \sim 0.8 \text{ m} \times 0.8 \text{ m} \sim 1 \text{ m}$ で、深さは 1.05 m になり、抜取りは確認されなかった。

SB157 (第59図)

SB17の東、SB158の西に位置する。3間×1間以上の総柱式掘立柱建物と考えられ、東西棟と推定される。桁行は5.4mで、梁間は不明である。柱穴は1.0~1.1m×1.2~1.3mで、抜取りが確認される。

SB158 (第60図)

SB157の東、SB162の西に位置する。2間×1間以上の総柱式掘立柱建物と考えられ、東西棟と推定される。桁行は6.9mで、梁間は不明である。柱穴は調査区外に伸びているため詳細は不明であるが、抜取りが確認される。

SB161 (第61図)

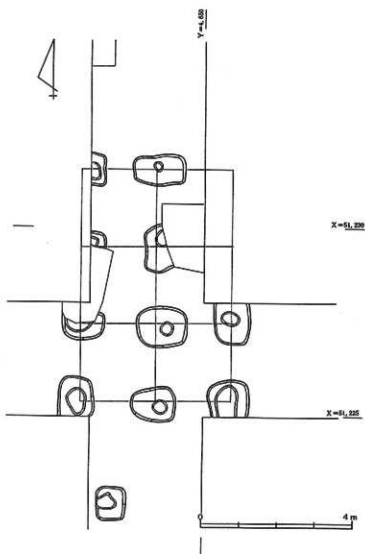
SB151の北、SB153の南に隣接する。2間×1間以上の総柱式掘立柱建物と考えられ、南北棟と推定される。桁行は4.5mで、梁間は不明で、主軸が2°西に傾く。柱穴は0.7~0.8m×0.7~0.8mで抜取りが確認される。

SB162 (第62図)

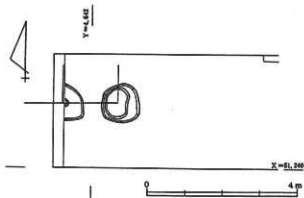
SB158の東に位置する。3×1間以上の総柱式掘立柱建物と考えられ、東西棟と推定される。桁行は5.4mで、梁間は不明で主軸が西に傾く。柱穴は調査区外に伸びているため、詳細は不明である。

SB164 (第63図)

SB158の東、SB162の西に位置する。3間×1間以上の総柱式掘立柱建物と考えられ、東西



第54図 SB153平面図



第55図 SB155平面図

棟と推定される。桁行は5.7 mで、梁間は不明である。柱穴は調査区外に伸びているため詳細は不明である。

5 区画溝

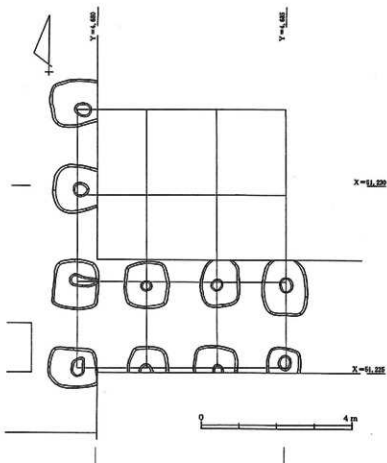
正倉城内には合計で2条の溝が確認されている。1条は、SB27・46の北を走るSD18であり、もう1条はSB58・59の南を走るSD67である。

SD18 (第64図)

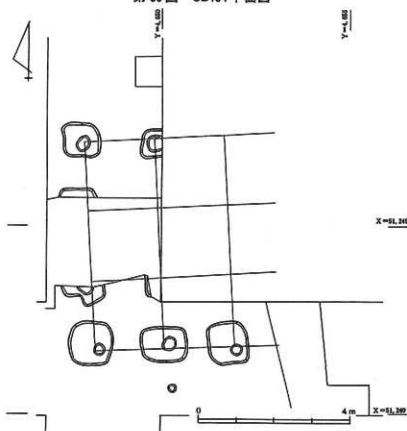
東はSB27の北東より西はSB152の北西まで走る溝で幅は約2 mである。東側ではコーナー部が確認されており、南へ走るものと思われるが、途中未調査部が多いため、詳細は不明である。また古墳時代の円墳であるSZ45を挟むように溝は途切れているが、SZ45は昭和30年代に削平された古墳であり、墳丘上を溝が走っていたかは不明である。また、西側に関してはSB151では溝との重複が確認されていないことから、恐らくSB151の東側未調査部にコーナー部があり、南に向かうものと思われる。なお、当初は正倉城と政庁城との区画溝との考えもあったが、平成14年度調査において、北側にまで正倉城が広がったことが確認されている。

SD67

SD58の南西、SD59の南に位置する。SB58の南西部分

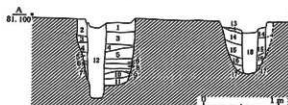
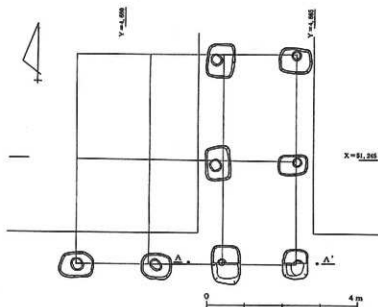


第56図 SB154平面図



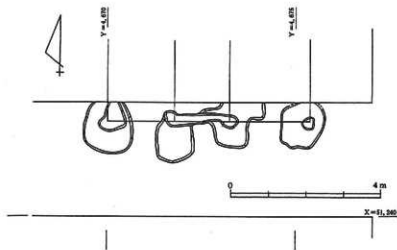
第57図 SB156平面図

がコーナー部分にあたり、こ
こから北へ伸びるが、耕作に
伴う攪乱のため、詳細は不明
である。しかし、SB55の西
において攪乱が途切れる場所
があるものの、ここでは溝が
確認できないことから、真北
には伸びずに、西に傾きなが
ら伸びている可能性もある。
また東側についても攪乱のた
め詳細は不明であるが外郭溝
と同様の形をとりながら伸び
る可能性がある。幅は広いと
ころで1.6 mで、深さは30 cm
である。

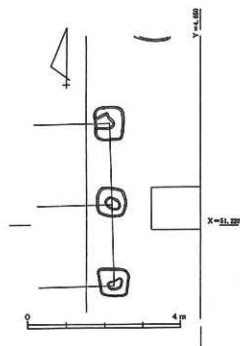


- | | | |
|--------------------------|----------------------|------------------------|
| 1 掘削土 ロームブロック・ローソク足跡、土層厚 | 10 掘削土 6(2)層 | 19 掘削土 溝上部分、ローソク足跡、土層厚 |
| 2 掘削土 ロームブロック多数、土層厚 | 11 掘削土 ロームブロック多数、土層厚 | 20 掘削土 溝上部分、ローソク足跡、土層厚 |
| 3 掘削土 ロームブロック多数、土層厚 | 12 掘削土 溝上部分、土層厚 | 21 掘削土 溝上部分、土層厚 |
| 4 掘削土 1(2)層 | 13 掘削土 溝上部分、土層厚 | 22 掘削土 溝上部分、土層厚 |
| 5 掘削土 ロームブロック・ローソク足跡 | 14 掘削土 溝上部分、土層厚 | 23 掘削土 溝上部分、土層厚 |
| 6 掘削土 溝上部分、土層厚 | 15 掘削土 溝上部分、土層厚 | 24 掘削土 溝上部分、土層厚 |
| 7 掘削土 ロームブロック・ローソク足跡 | 16 掘削土 溝上部分、土層厚 | 25 掘削土 溝上部分、土層厚 |
| 8 掘削土 ロームブロック多数、土層厚 | 17 掘削土 溝上部分、土層厚 | |

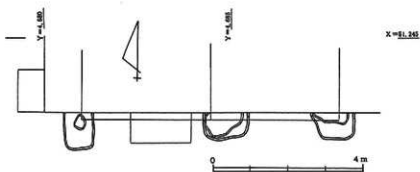
第58図 SB17平面図



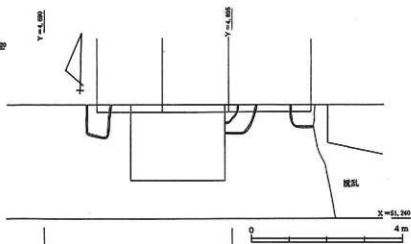
第59図 SB157平面図



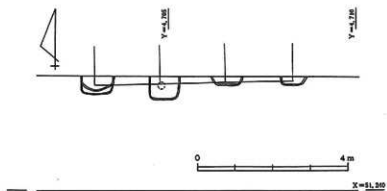
第 61 图 SB161 平面图



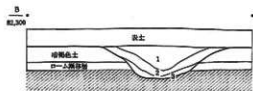
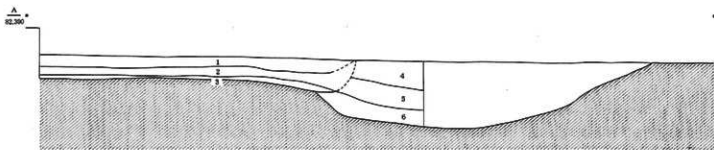
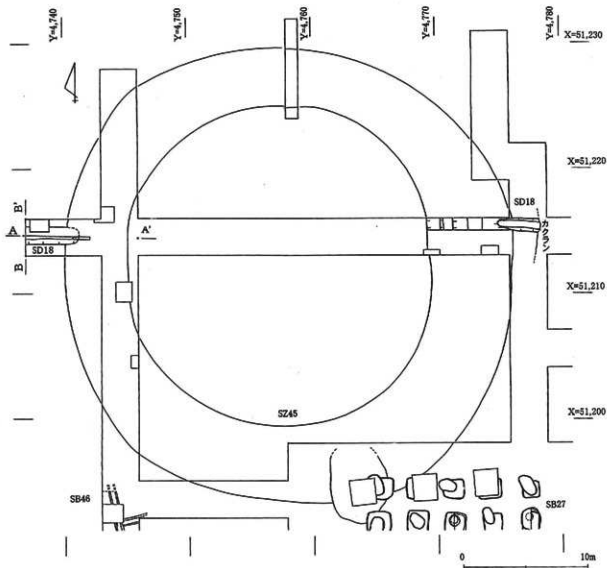
第 60 图 SB158 平面图



第 62 图 SB162 平面图



第 63 图 SB164 平面图



SD18・SZ45関係

- 1 赤褐色土 砂-A粒少量、SD18埋土。
- 2 暗褐色土 砂-A粒少量、SD18埋土。
- 3 灰褐色土 砂-Aブロッツ (径100%)・砂-A粒中少量、SD18埋土。
- 4 黒色土 砂-A粒少量、SZ45関係埋土。
- 5 赤褐色土 砂-A粒中少量、SZ45関係埋土。
- 6 灰褐色土 砂-Aブロッツ (径100%)・砂-A粒中少量、SZ45関係埋土。



第64図 SZ45及びSD18平面図・断面図

第2節 政庁域の調査

1 全体概要

(1) 位置

政庁跡は正倉域の北方約100m付近で確認された。これは今回確認された官衙施設全体の中ではほぼ中央部に位置するものとみられるが、西限溝延長上にある獨立柱建物跡北SB32・33が西辺中央の門跡であるとすれば、政庁の主要建物跡群（獨立柱建物跡SB90・91・103・104）南辺はほぼ東西中軸線上にあたると言える。また、東西方向でみると、官衙施設全体の南北中軸線を西限溝と東台地縁辺の中心と推定した場合、政庁の中軸すなわち正殿跡SB90・91の南北中軸線は30～35mほど東に寄った位置となっている。

立地的には、東側低地面を望むかのように台地縁辺に寄せられた形になっている。また、今回確認された官衙施設は全体に平坦地にあるが、この政庁跡付近は中でも標高の高い場所であり、特に西門と考えられる獨立柱建物跡北SB32・33付近からは、高低差3～4mほどの緩やかな上りとなっている。

なお、正倉城北縁の中ほどに直径25mの円墳SZ45が残されていたことは前節で記したとおりであるが、この円墳の位置はほぼ政庁の南北中軸線上にあたり、政庁の選地にあたっては、この円墳の存在が強く意識されていたことを窺わせる。ちなみに正殿跡SB90・91の南辺から円墳SZ45の中心までの距離は約120m（400尺）である。

(2) 土層

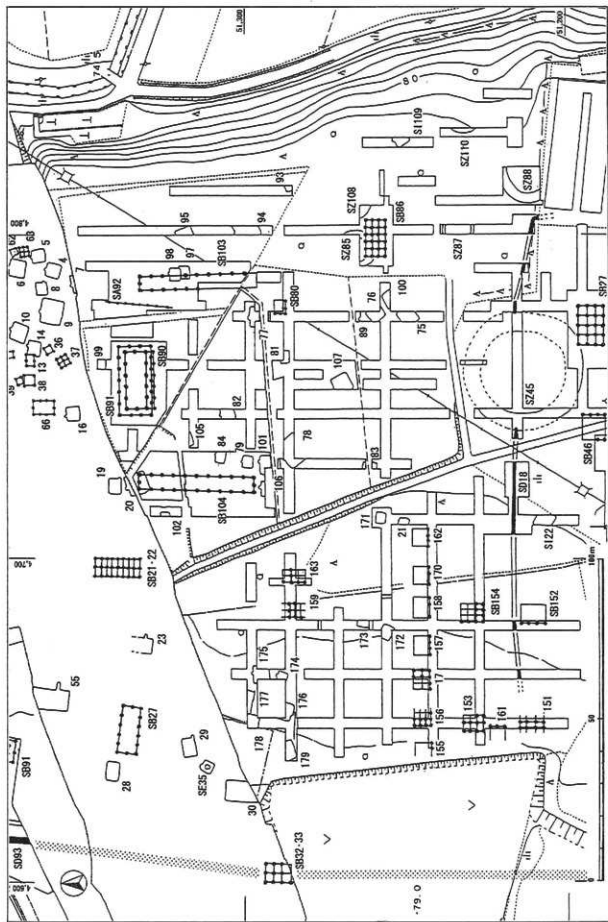
本道跡表層部の標準土層は、第1層が表土・第2層が黒色土・第3層が褐色土（ローム漸移層）・第4層が空木ロームとなっており、第4層上面までの厚さは平均50～60cmである。しかし、今回政庁跡を確認した一帯は、昭和40年代の開田によりかなりの削平を受けている。特に西脇殿SB104付近は、第4層上面まで一旦削平されていたことが、残されていた重機の爪あとにより判明している。他の大部分においても、第2層中位までは削平されていた模様である。なお、古代の遺構の確認面は、断面観察によると丁度この第2層中位辺りであり、開田工事の際には多くの遺構が露呈していたことになる。

(3) 建物配置と敷地規模

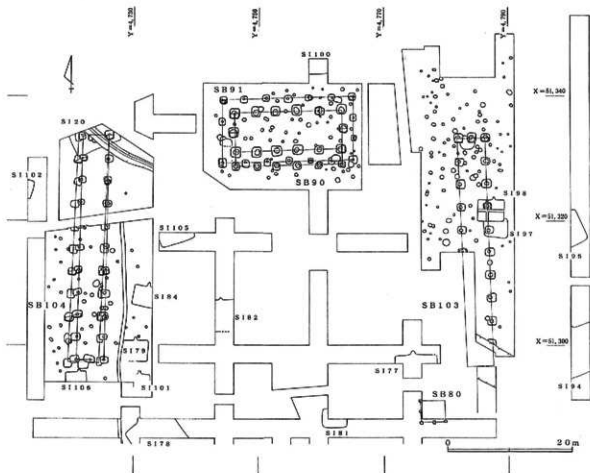
主要建物跡の配置は所謂「コ」の字状で、両面する東西棟である正殿SB90・91を中心に、東西に長大な南北棟（SB103・104）を脇殿として配したものである。配置的には、西脇殿SB104の北妻側が正殿SB90・91の棟通りに一致するのに対し東脇殿のそれは少し南下がりであること、正殿中軸線からの距離が西脇殿より東脇殿の方が2mほど短いこと、さらには東西脇殿の主軸方位が逆振れであることなど、僅かなずれは認められるが、全体的にはバランスのとれたコ字状である。なお、東西脇殿の方位の逆振れについては、南に向かって八の字に開くことを意識したものであることも考えられる。

ところで今回の確認調査では、政庁に関わる南門の存在を確かめるために正殿の南北中軸線上を意図的に調査したが、遺構としての外郭施設を含めて確認することはできなかった。ただし、政庁跡の南東約30mで確認した総柱式獨立柱建物跡SB86は、南部正倉域のそれとは趣きを異にする建物跡であり、相対峙するように北西隅で確認した総柱式獨立柱建物跡北SB21・22とともに、政庁に関わる建物跡の可能性が高いものと考えられる。

以上のように、今回の調査により政庁を構成する建物・構造物全体について把握できたとは言えないが、その敷地規模は、コ字状配置の主要建物跡群域で東西70m・南北45m、周辺のSB86や北SB21・22を含めた場合の政庁域は東西110m・南北95mほどに及ぶものとなる。



第 8 图 政府院周边缘楼配线图



第66図 政庁跡全圖

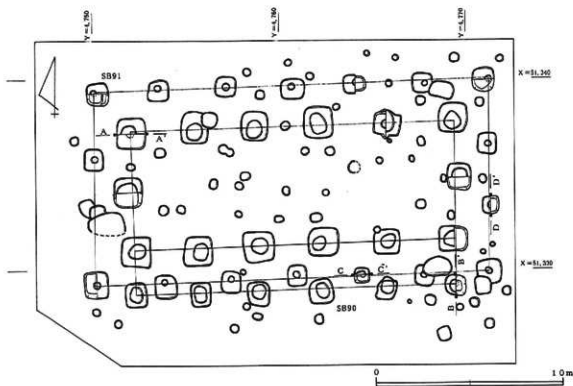
2 確認遺構

SB90・91（正殿跡）

SB90は、桁行5間（総長17.1m）・梁間2間（総長6.2m）の身舎に南庇（出は2.4m）を付ける東西棟獨立柱建物跡で、主軸方向は3度西に振れている。柱間寸法は、桁行3.4m・梁間3.1mで、東西とも棟持ち柱が30cmほど外側に出ているのが特徴。身舎の柱穴掘形は、一辺1.5～1.8mと大型で、確認面からの深さも1mを超える。これに対し庇の柱穴掘形は一辺1.0～1.2mほどで、深さも60cm前後と浅い。身舎・庇とも柱はいずれも掘形内で抜き取られたようであるが、サンプル的に調査した掘形底面の柱当たりから推定すると、身舎には直径40cm前後・庇には直径25cm前後の丸柱が立てられていたものとみられる。

次にSB91としたものは、桁行6間（総長21.1m）・梁間3間（総長10.0m）の東西棟獨立柱建物跡である。この建物跡は、SB90と同一の主軸で一回り大きいものであり、柱列はSB90の身舎を取り囲むように巡らされている。柱間寸法は、桁行が3.5m・梁間が3.3mで、SB90と同様に梁間の方が少し短い。柱穴の掘形は一辺1m前後のものが多く、SB90の身舎のそれと比較すると全体に小規模であるが、四隅のものは一辺1.2m前後とやや大きくなっている。また、確認面からの深さも、全体に50～60cmと浅いが、四隅のものは80cm前後の深さを持っている。なお、いずれも柱痕を残しているが、その直径は四隅のものが約25cmとやや太く、その他は20cm前後の細いものである。

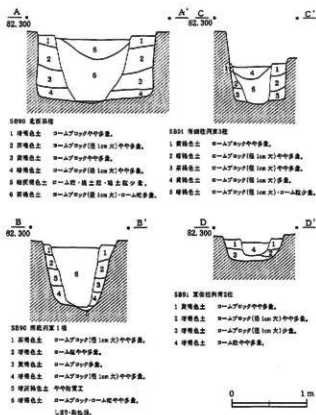
さて、両建物跡は柱穴どうしの重なりがまったくなかったことから、層位的に前後関係を確認することはできなかったが、SB90が柱を抜き取っているのに対してSB91としたものは柱痕を残していたことから、



第 67 図 SB90・91 (正殿跡) 平面図

一つには南面庇建物 SB90 から側柱建物 SB91 に建替えられたことが想定できる。しかし、SB91 とした建物跡には、SB90 よりも大規模であるにも関わらず柱穴が小さすぎることも、しかも側柱式で梁行 3 間をとっていることなど、建物として不自然な点が見られる。

そこで、もう一つの想定としては、SB91 としたものを SB90 の身舎に付随する柱穴列、すなわち SB90 の四面庇部とする案がある。しかしこの場合においても、庇の柱穴位置が身舎柱筋に通らず間に置かれていること、各面の庇の出(東面 1.9m、西面 2.0m、南面 1.6m、北面 2.2m)が揃っていないことなど問題も多いわけであるが、底部の柱穴を身舎の柱筋の間に置く事例は、後述する北方建物跡群中に数例みられ、本遺跡特有の手法である可能性も考えられる。なお、SB91 を四面庇建物と考えた場合、南面庇建物 SB90 との前後関係については底部のみの建替えも含めていくつかのパターンが想定されることになるが、いずれにしても庇の柱は切り倒したことになる。



第 68 図 SB90・91 柱穴断面図

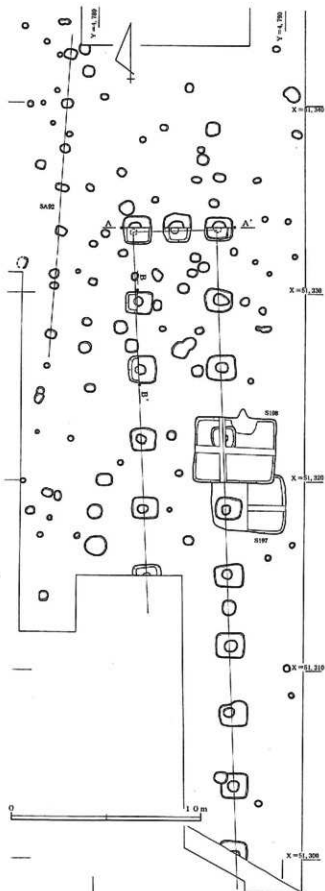
SB103 (東脇殿)

SB103は、南西部が土置き場となったことや南妻側が畦畔にあっていたことから、全体像を確認することはできなかった。北妻側柱列と東側柱列の柱穴6個・5間分、西側柱列の柱穴10個・9間分の確認である。しかし、ほぼ全容を確認した西脇殿SB104との関係から、桁行10間(推定総長36.8m)・梁間2間(総長4.4m)の長大な南北棟独立柱建物跡であることが推定できる。主軸方向は正殿跡SB90・91とほぼ同一で3度西に振れ、主軸間の距離は29.5mを測る。ただし、北妻側筋は正殿の棟通りには一致せず、約2m南に下がっている。

柱間寸法は、桁行が3.7mとかなり長いのに対し、梁間は2.2mとやや短い。柱穴矩形の平面形は、東西方向にやや長い長方形で、長軸が1.5mを超えるものが多い。確認面からの深さは、平均1.2mほどであるが、北棟持ち柱の掘形は1.5mの深さを持っていた。また、各柱穴はいずれも直径30~40cmの柱痕を残しており、礎替えの痕跡は認められなかった。なお、サンプル的に断面調査を実施したところ、底面の柱当たり部に厚さ1cm前後の白色粘土の層を確認できるものがいくつかみられた。

ところで本建物跡の東側柱列では、2軒の竪穴住居跡(SI97・98)との重複が確認された。これは、北から4番目の柱穴がSI98に切られ、同じく5番目の柱穴がSI97を切っていたものである。本建物跡の時期を決定できる可能性があることから、ある程度の掘り下げを実施したが、良好な出土遺物を得ることはできなかった。ただし、SI98が自然埋没であるのに対し、SI97は人為的に埋め戻されたものであることが覆土の状況から観察され、本建物建設に伴って整地作業が行われたことを確認することができた。

なお、本建物跡周辺ではその他多数の穴跡を確認したが、纏まりや互いの関連性が見出せなかったため、今回はそのまま埋め戻した。後述する独立柱列SA92のように方向性の異なるものが見られることから、時期を前後する建物跡群が存在しているものとみられる。



第69図 SB103(東脇殿)平面図

SB104 (西脇殿)

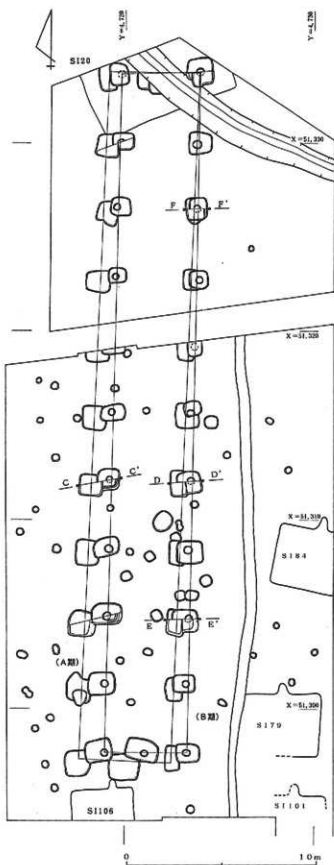
前記したとおり、SB104付近は開田工事によりローム上層まで削平されており、遺構確認面までの表土層(水田耕作土)は僅か20~25cmであった。本建物跡は、北妻側付近が近世の溝で切られている以外はほぼ全容を確認することができたが、明らかな建替えがみられた。この建替えは柱穴全体を僅かに東にずらしたものであるが、今回建替え前(A期)の柱位置については全てを確認していないため、建替え後(B期)を中心に記述するものとする。

SB104B期は、桁行10間(総長36.2m)・梁間2間(総長4.2m)の長大な南北棟獨立柱建物跡で、主軸方向は2度東に振れる。東脇殿SB103とは逆振れであり、両脇殿は僅かに「ハ」の字に開く配置となっている。また正殿跡とも逆振れであるが、北妻筋は正殿の棟通りにはほぼ一致している。なお、正殿からの距離は主軸間で約31mであり、東脇殿とのそれより僅かに長い。

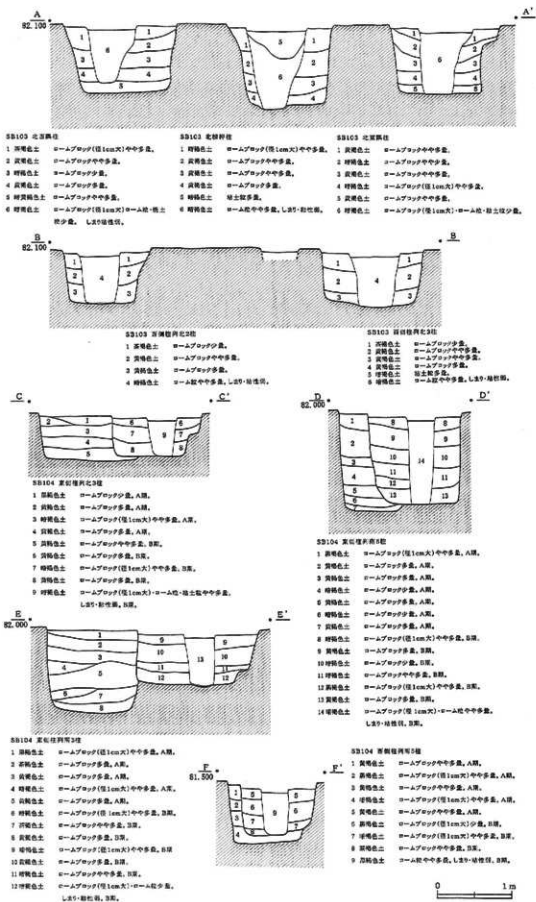
柱間寸法は、桁行3.6m・梁間2.1mで、東脇殿より僅かに短い。柱穴掘形の平面形はほぼ方形で、一辺1m前後とやや小さい。確認面からの深さは、削平の薄かった南部の観察では1.5m前後と比較的深めであった。また、各柱穴はいずれも直径25cm前後の柱痕を残していた。

次にSB104A期については、桁行10間・梁間2間と柱配置はB期とまったく同じであるが、掘形の中心に柱が建つとすると、梁行の柱間寸法は2.4mとなり、B期より1尺ほど長かったことになる。また、主軸方向は、僅かではあるがB期よりもさらに東に振れていたようである。なお、サンプル的におこなった柱穴断面の観察により、A期の柱穴は掘形内で柱を抜き取った後に、丁寧に埋め戻されていたことを確認している。

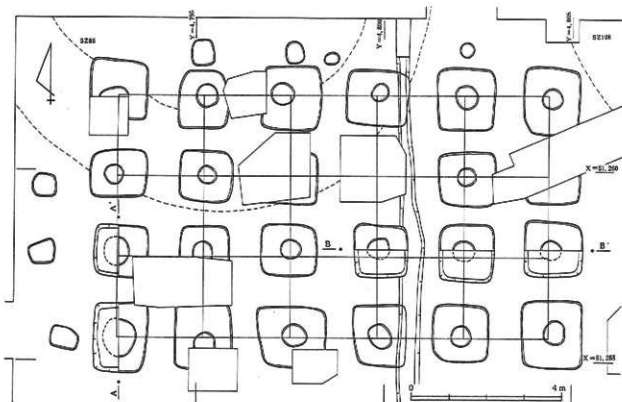
なお、本建物跡の北妻側に切られる竪穴住居跡北S120は、古墳時代後期のものである。また、東側柱列の東約2mのところを平行して走るかのようにある南北溝SD85は、平安時代の竪穴住居跡を切る溝である。



第70図 SB104(西脇殿)平面図



第71図 SB103・104断面図



第72図 SB86平面図

SB86

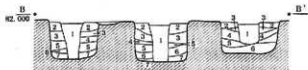
SB86は、東脇殿SB103の南方33mに位置する独立柱建物跡で、桁行5間(総長11.5m)・梁間3間(総長6.5m)の総柱式東西棟である。周辺に関連する建物跡が確認できず、南部正倉域からも隔絶していることから、政庁に関わる建物跡と考えられるが、東脇殿SB103の東側柱筋に本建物跡の西妻柱筋が一致することはなく、主軸方向もほぼ真北をとっている。

柱間寸法は、桁行が2.3m・梁間が2.15mで、正殿・両脇殿は勿論のこと、正倉域の総柱式建物と比べても桁行の柱間が短いのが特徴的である。掘形の平面形はいずれも方形で、一辺1.6~1.8mと大きく、確認面からの深さはほとんどが1mを超える。いずれも柱痕を残すが、直径40~50cmと太めである。

なお、北側柱列で2基の古墳周溝(SZ88・89)を切っているが、SZ88の周溝には埋め戻された様子がみられ、本建物建設に際して整地されたものと考えられる。



- | | |
|--|--|
| <p>SB86 南第2列第1柱</p> <p>1 礎石土 ①→人股多量、土質均、柱穴埋土。
 2 礎石土 ②→ムフツ少量、柱穴埋土。
 3 礎石土 ③→ムフツ多量、柱穴埋土。
 4 礎石土 ④→ムフツ多量、柱穴埋土。
 5 礎石土 ⑤→ムフツ多量、柱穴埋土。
 6 礎石土 ⑥→ムフツ多量、柱穴埋土。</p> | <p>SB86 南第2列第2柱</p> <p>1 礎石土 ①→ムフツ(径1cm)少、ムフツ多量、土質均、柱穴埋土。
 2 礎石土 ②→ムフツ多量、柱穴埋土。
 3 礎石土 ③→ムフツ多量、柱穴埋土。
 4 礎石土 ④→ムフツ多量、柱穴埋土。
 5 礎石土 ⑤→ムフツ多量、柱穴埋土。
 6 礎石土 ⑥→ムフツ多量、柱穴埋土。</p> |
|--|--|

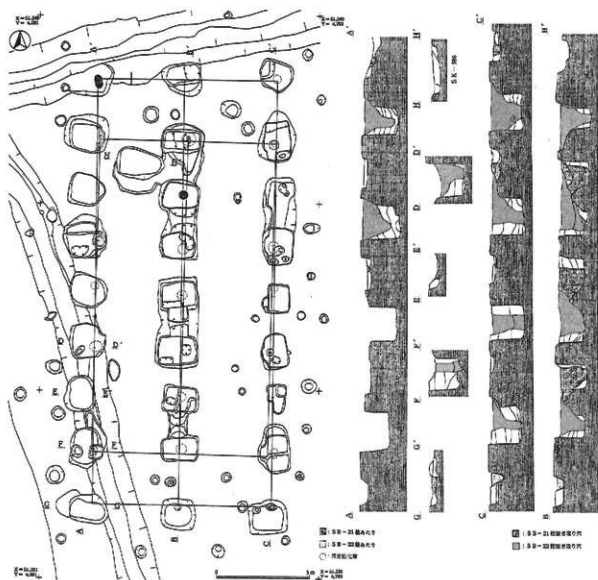


- | | |
|---|---|
| <p>SB86 南第2列第3柱</p> <p>1 礎石土 ①→人股多量、土質均、柱穴埋土。
 2 礎石土 ②→ムフツ(径1cm)少、柱穴埋土。
 3 礎石土 ③→ムフツ多量、柱穴埋土。
 4 礎石土 ④→ムフツ多量、柱穴埋土。
 5 礎石土 ⑤→ムフツ多量、柱穴埋土。
 6 礎石土 ⑥→ムフツ多量、柱穴埋土。</p> | <p>SB86 南第2列第4柱</p> <p>1 礎石土 ①→人股多量、土質均、柱穴埋土。
 2 礎石土 ②→ムフツ(径1cm)少、柱穴埋土。
 3 礎石土 ③→ムフツ多量、柱穴埋土。
 4 礎石土 ④→ムフツ多量、柱穴埋土。
 5 礎石土 ⑤→ムフツ多量、柱穴埋土。
 6 礎石土 ⑥→ムフツ多量、柱穴埋土。
 7 礎石土 ⑦→ムフツ(径1cm)少、柱穴埋土。</p> |
|---|---|

- | |
|---|
| <p>SB86 南第2列第5柱</p> <p>1 礎石土 ①→人股多量、土質均、柱穴埋土。
 2 礎石土 ②→ムフツ(径1cm)少、柱穴埋土。
 3 礎石土 ③→ムフツ多量、柱穴埋土。
 4 礎石土 ④→ムフツ多量、柱穴埋土。</p> |
|---|



第73図 SB86断面図



第74図 北SB21・22平面図・断面図

北SB21・22

北SB21・22は、北関東自動車道建設に伴う発掘調査で確認された独立柱建物跡である。発掘調査の所見から、北SB21から北SB22に建替えられたものとなっているが、特に北SB21としたものは西脇殿SB104の西20mに位置し、南妻柱筋が西脇殿北妻柱筋にほぼ通っていることから政庁に関連する建物跡と考えられる。位置的には西側緩斜面の上端部にあたり、政庁南東のSB66との対応関係も想定できる建物跡である。以下、報告書に基づき概要を記述する。

まず北SB21は、桁行4間(総長13.65m)・梁間2間(5.8m)の総柱式南北棟で、主軸方向は僅かに1度東に振れている。柱間寸法は、桁行が北から3.65+3.25+3.25+3.5m・梁間が2.9mで、桁行の南北両端間が1尺ほど長くなっている。掘形は0.5~0.95m×0.8~1.1mの長方形であるが、確認面からの深さは側柱が0.1~0.4mと浅いのに対し、内側の3本だけは0.8~1.1mと深く、非常に特異な形態をとっている。なお、柱はいずれも抜き取られていたが、底面に残る柱あたり等から推定できる柱の直径は約30cmである。

次に北SB22は、桁行3間(総長10.05m)・梁間2間(総長5.7m)の総柱式南北棟で、主軸方向はSB21より心持ち東に振れている。柱間寸法は、桁行が3.35m・梁間が2.85m。掘形は北SB21とほぼ同大の長方形であるが、確認面からの深さは0.9~1.3mで、いずれも一定の深さを持っている。柱はいずれも抜き取られて

いたが、底面のあたり等から推定できる直径は約30cmであった。また、棟通り内側の柱穴の重複関係から、北SB21を北SB22が切っている状況が確認できるが、いずれも抜き取り穴どうしの切り合いであり、掘形どうしの重複はないように思われる。

なお両建物跡は、桁行方向の柱穴がそれぞれの筋で互いに中間に入るように配置され、主軸方向もほぼ同じであることから、同一建物とみる考えもあった。すなわち、北SB22とした桁行3間・梁間2間の総柱式の桁行方向に東柱を配し、この南北二面に庇状のものを付けた建物という見方である。

SB80

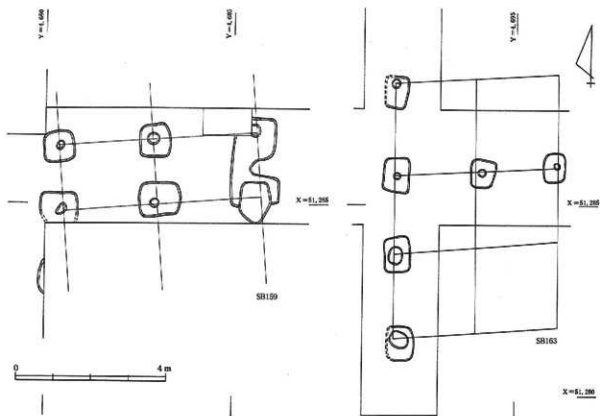
東廂殿 SB103の南西6～7mに位置し、主軸方向はほぼ真北にとっている。東西2間（総長3.6m）・南北2間（総長3.6m）の小規模な掘立柱建物跡であるが、総柱式か側柱式かは確認していない。掘形は一边が0.5mほどの方で、深さは確かめていない。位置的には政庁に係る建物の可能性も考えられる。

SB163

西廂殿 SB104の西南西約20mに位置する掘立柱建物跡で、桁行3間（総長6.0m）・梁間2間（総長4.0m）の総柱式の南北棟である。柱間寸法は、桁行が2.0m、梁間2.1m。掘形は50～70cm×60～95cmの長方形で、径20～30cmの柱痕が残されていた。建替えは認められない。なお、本建物跡の真北約45mには、SB21・22がほぼ棟を揃えるように位置する。

SB159

SB163の西6mに位置する掘立柱建物跡で、東西2間（総長4.0m）・南北2間（総長4.0m）もしくはそれ以上の総柱式とみられる。掘形は50～70cm×60～95cmの長方形であるが、北の東西列は一様に一回り小さい。いずれも、径20cm前後の柱痕が認められた。



第75図 SB159・163平面図

SA92

正殿跡 SB90・91 と東脇殿 SB103 の間に位置する南北獨立柱跡。今回 6 間分（総長 15.0m）を確認したが、柱間寸法 2.1～2.8m と不揃いであった。掘形は直径 0.4～0.7m の円形もしくは楕円形で、深さについては確認していない。方位が東に 6 度とやや大きく振れているため、今回確認した政庁遺構との関連は薄いものと考えられる。

竪穴住居跡

政庁域周辺からは 30 数件の竪穴住居跡を確認した。トレンチの密度からすると、この数がさらに上るのは明らかである。今回の調査では、政庁の建物跡に係るもの以外は平面確認のままで留めたため、出土土器等による時期の特定はできないが、北関東自動車道路建設地内の調査成果から、概ね古墳時代後期から平安時代にかけての集落跡であることが推定できる。両脇殿跡にみられる竪穴住居跡との重複関係等から、この間に政庁が営まれたことは明らかであるが、残念ながら時期をさらに限定するだけの資料には恵まれなかった。なお、西脇殿 SB103 に切られた SI97 のように人為的に埋め戻された竪穴住居跡が一定数みられたが、これは政庁造営に際して整地されたものと考えられる。

古墳

政庁域の南東部からは、少なくとも 4 基の古墳を確認した。これらは正倉域の北に残された円墳 SZ45 の北東になるが、正倉域の中心部や北関東自動車道路調査区においては古墳が確認されていないことからすると、大きくは神主古墳群北端の一群と言えるものである。いずれも墳丘は無く、周溝を部分的に確認したものであり、小規模な円墳と推定される。特に SZ27 は直径約 9m 余りで、確認された周溝幅も 1m に満たない狭いものであることから、もともと墳丘としての高まりは無かったものとも考えられる。一方、正倉域近くで確認した SZ28 は直径 15m 程度の円墳と考えられるが、幅 2m 前後の周溝内にはロームブロックを多量に含む土がみられ、人為的に埋め戻された様子がみられた。おそらく本施設建設に伴って墳丘を削平し、整地したのと考えられる。また、SB86 と切り合う SZ285 も直径 10m 弱の小円墳とみられるが、周溝埋土の状況からやはり整地されたものと考えられる。

3 遺物出土状況

政庁域から出土した遺物は土器類と僅かな瓦片である（第 95・96 図）。確認調査ということもあり全体に出土量は少なかったが、古墳時代後期と平安時代の集落域が重なってくることから、包含層からの出土量は正倉域より多くなっている。

まず政庁の建物跡では、正殿跡 SB90 から比較的多くの土師器片が出土している。柱穴を全て掘り上げたわけではないが、掘形埋土内を中心に破片の出土率はかなり高いように思われた。本建物跡が古墳時代後期の集落を整地して建築したものである可能性が高いことから、これらの出土土器の取扱いについては慎重である必要があるが、建築年代を推定する材料の一つにはなるものと思われる。なお、両脇殿跡及びその他の建物跡からの出土遺物は、極めて僅かであった。

また古墳及び竪穴住居跡については、原則として平面確認で留めたため、ほとんどが遺構覆土上層での採取資料（土師器・須恵器片）であるが、遺構の年代をある程度類推するのに使用できるものと考えられる。

第3節 北方建物跡群の調査

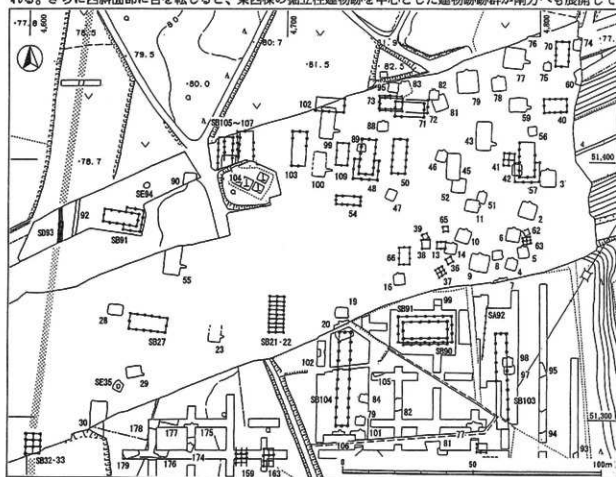
1 全体概要

(1) 位置

ここで北方建物跡群としたものは、政庁域の北側に展開する柵柱式掘立柱建物跡と特殊な竪穴建物跡を中心とした建物跡群であり、北関東自動車道路及び側道建設に伴う発掘調査により確認したものである。今回の調査では遺跡北限を確認することはできなかったが、本官衙施設の北部を構成した建物跡群と考えられる。この北方建物跡群付近は、西側の開析低地がやや東寄りに入り込むことと東側崖線が緩やかに湾曲していることから、台地平坦面の幅が少し狭まっており、南部正倉域付近と比較すると40～50m程の違いがみられる。なお、標高的には政庁域とはほぼ同様であるが、西側斜面部の占める面積が多くなっている分、全体的にはやや低くなっている印象を受ける。

(2) 建物の配置と構成

今回は道路建設部分のみの調査であったことから、北方建物跡群の全体像を確認することはできなかったが、南の政庁域との関係から、建物配置の計画性のある程度窺い知ることができる。まず中央部の建物配置では、北SB48・57等、比較的規模の大きい南北棟掘立柱建物跡が軒を揃えるように東西に並んでいるのが目を引く。このラインは正殿跡SB90・91の約50m北にあたるが、この間には時期が異なる竪穴住居群を除けば主だった遺構はみられず、政庁域との間に一定の緩衝地帯をおいて北方建物群が配置された様子が知られる。さらに西斜面部に目を転じると、東西棟の掘立柱建物跡を中心とした建物跡群が南方へも展開して



第76図 北方建物跡群遺構配置図

いる状況がみられる。この南方への延びは、丁度西門と考えられる北SB32・33のラインまでであり、北方建物跡群全体の配置は、政庁城北側を鍵の手錠に囲むような形状をとったものと考えられる。

また、建物跡群を細かくみると、配置的に関連性の高い小グループで構成されている様子が窺える。これは特に政庁城北側の地域で顕著であり、例えば東崖地寄りの北SB57・40のような南北棟と東西棟の「L」字形の組み合わせを中心とした一群が、中央部及び西斜面部寄りにもみられるという状況である。北側の未確認部分はあるものの、かなり規格性の高い建物構成をとっていたものと考えられる。

なお、詳細については後述するが、この北方建物跡群を構成した建物跡には2種類の独特な建物跡がみられる。その一つは、桁行き5間・梁行2間の身舎の半分だけに3面庇状のものが付く掘立柱建物跡であり、各小グループの中心的な建物とみられる。もう一つは、煙道の長いカマドを有する大型竪穴建物跡であり、いずれも人為的に埋め戻されているのが一つの特徴になっている。

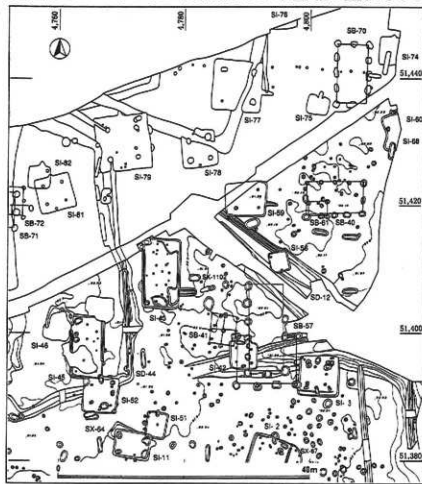
2 確認遺構

北関東自動車道路の調査区においては、古墳時代後期及び平安時代の竪穴住居跡も相当数確認している。これらは主に台地の東側に集中しており、おそらくは本官衙施設を前後する時期の集落跡と考えられる。ここでは、官衙に関わる建物跡を中心に記述することとし、これら集落跡の遺構については関連するものだけの記述に止め、詳細は報告書に譲るものとする。

また、北方建物跡群の全体配置概要は前述したとおりであるが、建物跡どうしの位置関係が重要であると思われることから、便宜的に東部・中央部・西部の3群に分けて記述を進めるものとする。なお、個別の建物跡については代表的なものに止め、詳細については報告書に譲るものとする。

(1) 東部の建物跡群

北SB57・40・70の3棟の掘立柱建物跡が、少しずつ東にずれながら階段状に配置されている。それぞれの建物跡間の距離は約10mと等しく、東西棟北SB40の東妻柱筋と南北棟北SB70の東側柱筋はほぼ一致している。さらにこの西側には、掘立柱建物跡に付随するかのようにな4棟の特殊な竪穴建物跡(SI45・43・59・77)が、ほぼ同様な並びで配されている。特に北SI43と59は、北SB57と40のL字形配置に呼応するかのようにな



第77図 東部の北方建物跡群

北棟と東西棟の関係になっているのは興味深い。残念ながら出土遺物等からこれらの同時期性を確認することはできなかったが、配置上は極めて同時存在の可能性が高い群と言える。

北 SB57

北方建物跡群中の南東に位置する独立柱建物跡であり、政庁東脇殿 SB103 の北方約60mに位置する。主軸方向に若干の差があるものの、本建物跡の西側庇筋は東脇殿の東側柱筋に一致する可能性が高い。

桁行5間（総長13.7m）・梁間2間（総長5.45m）の身舎で、南半分だけに3面庇（出は1.9m）が付く南北棟で、主軸方向はほぼ真北をとっている。庇の柱配置はやや変形で、身舎と柱筋が通るのは、庇の出が始まる南から2間目の梁筋だけであり、他は間に配されている。このため、庇部の柱間は、東西面が2間（総長7.3m）・南面が3間（総長9.3m）となっている。

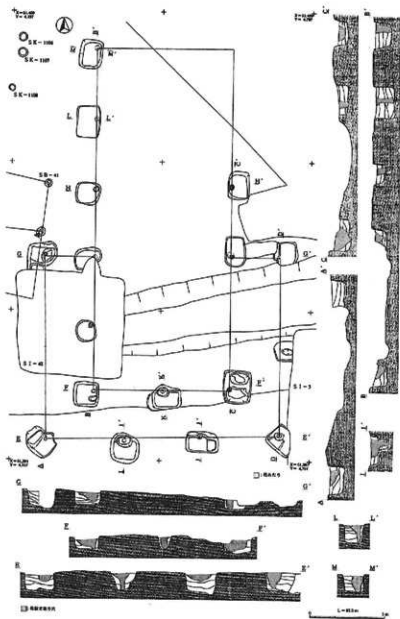
柱間寸法は、身舎が桁行・梁間とも2.7m弱（9尺等間）であるのに対し、庇部は東西面が3.65m（12尺）・南面が3.1m（10尺）と、ともに長い。掘形は身舎・庇部ともほぼ同形・同大で、平面形が0.85～1.35×0.75～1.10mの長方形で確認面から

の深さは60～90cmである。手法的には、庇部の南東及び南西隅柱の掘形が建物方向に対して45度傾いているのが特徴である。また、柱は全て抜き取られており、建替えの痕跡は認められなかった。

なお、本建物跡は2軒の窪穴住居跡と重複関係にあるが、庇部南東隅柱が切る北 SI13 は古墳時代後期の住居跡、身舎西側柱列の南部を切る北 SI42 は平安時代の住居跡である。

北 SB40

北 SB57 の北西約10mに位置する独立柱建物跡で、桁行4間（総長9.0m）・梁間2間（総長5.2m）の東西棟である。主軸方向は僅かに東に振れるが、北 SB57 との組合せでL字形に配されたものとみられる。柱間寸法は、桁行が2.25m（7.5尺等間）であるのに対し、梁間はやや長い。掘形は円形もしくは楕円形の小規模



第78図 北 SB57 平面図・断面図

(P7～P14)の別な柱配置が確認され、当初は8本柱であったことが判明している。カマドは東壁のかなり南寄りに位置し、約2.8mの長い煙道を持つのが大きな特徴。煙道は2段に掘り込まれ、白色粘土で覆われていたようであるが、煙出しと思われる先端部まではほとんど勾配がとられていない。なお、本竪穴建物跡は、覆土中にロームブロックや白色粘土ブロックが多いことから人為的に埋め戻された可能性が高い。

北 SI45

北 SI43 の南西 6 m 位置する長方形大型竪穴建物跡で、東西 5.0 m × 南北 9.7 m の南北棟。東約 23 m の SB57 とは南辺を揃えるように位置している。SI43 と同型であるが、主柱の配置は不揃いでカマドは認められない。なお、南東部に古墳時代後期の住居跡 SI52 を切り、北西部で平安時代の住居跡 SI46 に切られている。

北 SI59

SB40 の西 6 m に位置する長方形竪穴建物跡で、東西 6.3 m × 南北 5.3 m の東西棟。主柱穴は 4 本とみられ、カマドは東壁やや南寄り、煙道も約 1.8 m と長い。覆土の状況から、廃絶後に埋め戻された可能性が高い。

北 SI77

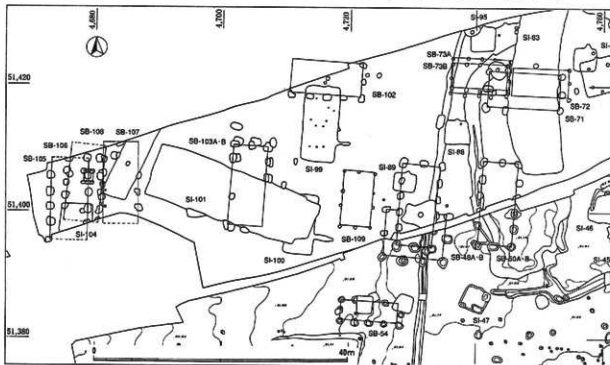
北 SB77 の西 11 m に位置する竪穴建物跡で、一辺約 8 m のほぼ正方形。主柱穴は 4 本で、カマドはやはり東壁やや南寄り、煙道も約 1.8 m と長い。覆土の状況から、人為的に埋め戻されたものと思われる。

北 SI11

SI45 の南西約 7 m に位置する長方形竪穴建物跡で、東西 5.4 m × 南北 3.8 m の東西棟。主柱穴は認められず、カマドも東壁やや北寄り、煙道も短い。ただし、覆土の状況からは、人為的な埋め戻しの可能性が高い。

(2) 中央部の建物跡群

この中央部は、掘立建物跡を中心にみると、さらに 3 つのグループに分かれる。まず北方建物跡群中でも中心的な位置にある SB48 を核とした一組がある。SB48 と SB73、SB50 と SB71・72 という 2 組の L 字形配置建物跡群の重複となっている。おそらく南に独立にある SB54 もこれらに組むものと思われる。



第 80 図 中央部の建物跡群

次に少し距離を置いた東には、SB103とSB102のL字形配置の一群がみられる。位置関係や建物構造の共通性からすると、西方のSB50・SB71のL字形配置と同時存在であった可能性が高いものと思われる。さらに最も東の斜面部寄りには、少なくとも3時期分の南北棟(SB150・106・107)の重複がみられる。調査地区の関係で周辺の状況を確認することはできなかったが、おそらく北側には東西棟が組んでいるものと思われる。

北 SB48

SB57のほぼ真西に位置する南北棟で、SB57同様に南半分に特異な庇が付く独立柱建物跡である。また、SB57との棟筋間の距離は約60mであるが、これは政庁東西廡殿の棟筋間とほぼ等しく、計画的に併置されたものであることも考えられる。

身舎は桁行5間(総長13.0m)・梁間2間(総長南で5.5m・北で6.0m)で、南半分だけにSB57と同様な柱配置の庇(出は1.8~2.0m)が付く。主軸方向は5度東に傾いている。身舎の柱間寸法、桁行・梁間とも2.6~2.7m(9尺)であるが、桁行の中央間だけは2.25m(7.5尺)と狭い。また、庇部の柱間寸法は、南面が3.1m(10尺)であるのに対し、東西面は3.6m(12尺)前後とかなり長い。

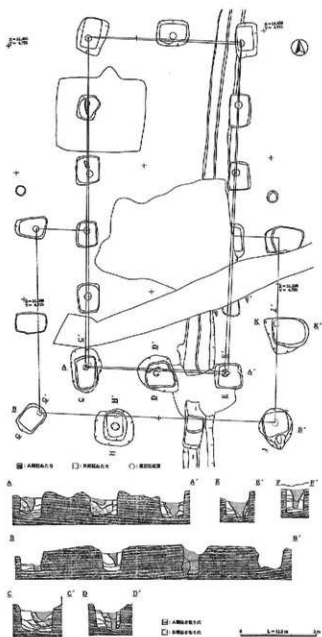
柱穴掘形は、0.6~0.8m×0.9~1.2mの長方形で、基本的に建物方向に揃えられるが、庇部の南西隅柱は45度傾けられている。確認面からの深さは0.9~1.0mと全体に深い。

ところで、柱はすべて抜き取られていたが、身舎はほぼ同じ位置で建替えの痕跡があったのに対し、庇部にはそれが認められなかった。従って、庇は建替えに伴って付けられたものと考えられる。

なお、本建物跡は、平安時代の竪穴住居跡SI89によって切られている。

北 SB73

SB48の北西12mに位置する桁行4間(総長9.1m)・梁間2間(総長4.8m)の東西棟掘立柱建物跡で、南に僅かにずらして一回建替えを行っている。主軸方向の傾きは東へ3度と、SB48よりやや少ないが、SB48の東側柱列に西妻柱列を合わせたものとみられる。梁間の柱間寸法は2.4m(8尺)であるが、桁行は2.2~2.3m(7.5尺)と少し短い。掘形は径が40~50cmの円形で、確認面からの深さも50cm程度である。



第81図 北SB48平面図・断面図

北 SB50

SB48 の西 7 m に位置する掘立柱建物跡で、桁行 5 間 (総長 13.0 m) ・梁間 2 間 (総長 5.3 ~ 5.5 m) の南北棟。ほぼ同位置で一回建替えを行っており、主軸方向は東に 4 ~ 5 度傾いている。柱間寸法は桁行・梁間とも 2.6 ~ 2.8 m (9 尺) であるが、桁行中央間だけは 1 尺ほど狭くなっている。柱穴掘形は長方形で、四隅柱は建物方向に対して 45 度傾けられている。

北 SB71

SB50 の北 8 m に位置する掘立柱建物跡で、大きく攪乱を受けているが、桁行 4 間 (総長 11.3 m) ・梁間 2 間 (総長 5.7 m) の東西棟とみられる。西妻柱列は、SB50 の西側柱列にほぼ通されている。柱間寸法は、桁行・梁間とも 2.8 ~ 2.9 m (9.5 尺) である。なお、北側柱列の西から 2 番目の柱穴が SB73 の建替え後の北東隅柱に切られていることから、組み合わせ上は SB50 も SB48 に先行するものと考えられる。

北 SB54

SB48 の南 7 m に位置する掘立柱建物跡で、桁行 4 間 (総長 9.05 m) ・梁間 2 間 (総長 3.05 m) の東西棟。主軸方向は SB48 と同じで、東に 5 度傾いている。柱間寸法は、桁行が 2.2 ~ 2.3 m (7.5 尺) で、梁間は 1.52 m (5 尺) と非常に短い。柱はすべて抜き取られていたが、建替えは認められない。

北 SB103

SB48 の東 21 m に位置する掘立柱建物跡で、南部が大きく攪乱を受けているが、桁行 5 間 (総長 12.6 m) ・梁間 2 間 (総長 5.4 m) の南北棟とみられる。建替えがみられ、主軸方向は東に 3 度傾いている。柱間寸法は桁行が 2.5 m (8 尺弱) ・梁間が 2.7 m (9 尺) である。掘形は長方形で、確認面からの深さは 1 m を超えるものもみられる。柱はいずれも抜き取られていた。

北 SB102

SB103 の北西 9 m に位置する掘立柱建物跡で、北東部が調査区外であるが、桁行 4 間 (総長 11.0 m) ・梁間 2 間 (総長 5.3 m) の東西棟である。主軸方向の共通性や位置関係から SB103 と L 字形に組むものとみられる。柱穴掘形は長方形で、隅のものは L 字形になっている。なお、本建物跡は長方形大型竪穴建物跡 SI99 を切っている。

北 SB109

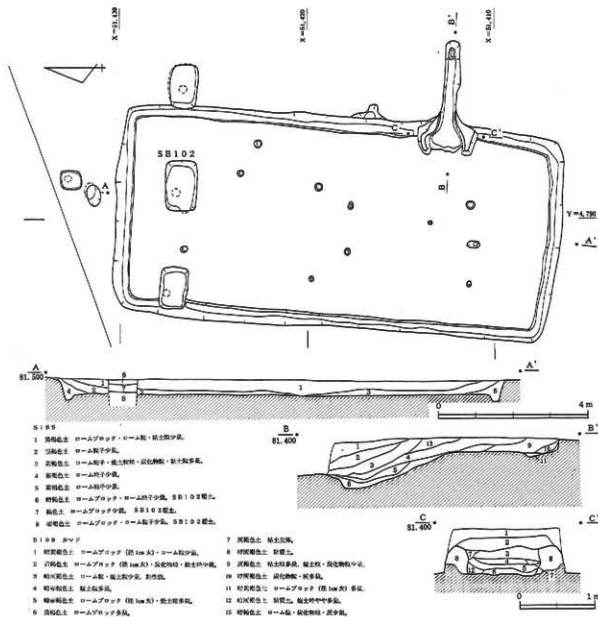
SB48 の西 2 m、SB103 の東 12 m に位置する掘立柱建物跡で、桁行 3 間 (総長 8.8 m) ・梁間 2 間 (総長 4.8 m) の掘立柱建物跡。柱間寸法は、梁間と桁行中央間が 2.4 m (8 尺) であるが、桁行両端間は 3.2 m (11 尺) とやや長い。掘形は径 30 ~ 50 cm の円形で、確認面からの深さも浅い。建替えは認められない。

北 SB105・106・107

SB103 の西約 20 m、西斜面部に差し掛かるあたりには 3 棟の南北棟掘立柱建物跡が重複して存在する。調査区の関係からいずれも全容を明らかにできなかったが、3 棟とも桁行 5 間・梁間 2 間の南北棟と考えられる。主軸方向は SB106 が東に 5 度傾くのに対し、SB105・107 は傾きが小さい。なお、SB106 が SB107 に切られていることが確認できたが、SB105 との切り合い関係は不明である。

北 SI99

SB103 の直ぐ北東に位置し、北部が SB102 に切られる長方形大型竪穴建物跡。東西 5.4 m × 南北 11.8 m の南北棟で、主軸方向は東に 4 度ほど傾いている。確認面から床面までの深さは約 50 cm で、壁際には幅 20 cm 前後の周溝が全周する。床面はほぼ平坦に貼床されているが、カマド前面付近以外はあまり硬化していない。柱穴は、東西 1 間・南北 2 間の 6 本で、北 2 本は SB102 の柱穴で失われたものと考えられる。いずれも径



第 82 図 北 SI99 平面・断面図

20~30cmの小さな円形で、深さも20~40cmと浅めである。カマドは東壁のかなり南寄りに位置し、約1.8mの長い煙道を持つ。煙道は2段に掘り込まれ、白色粘土で覆われていたようであるが、先端部には煙出しに関連すると考えられる小穴がみられる。なお、本竪穴建物は、覆土の状況から人為的に埋め戻された可能性が高い。

北 SI100

SI99の南約5mに位置する長方形大型竪穴建物跡。中央部に大きな攪乱を受けているが、東西4.7m×南北9.6mの南北棟で、主軸方向は東に3~4度傾いている。確認面から床面までの深さは約50cmで、壁際には周溝が巡らされている。柱穴の状況は不明。カマドはSI99と同様に東壁南寄りに位置し、2.4mの長い煙道を持つ。やはり、覆土の状況から人為的に埋め戻された可能性が高い。

北 SI104

SB105・106と重複する位置にある竪穴建物跡で、東西4.8m・南北は不明。覆土の状況から長方形大型竪穴建物跡であるものと思われるが、SB105・106双方の掘立柱建物跡に切られている。

(3) 西部の建物跡群

北方建物跡群とした中でも、西斜面部の一帯はやや様相を異にしている。東部や中央部が南北棟の独立柱建物跡を主体に構成されているのに対し、西部では独立柱建物跡は東西棟となり、建物密度も低い。また、井戸跡がみられるのも西部の特徴の一つである。

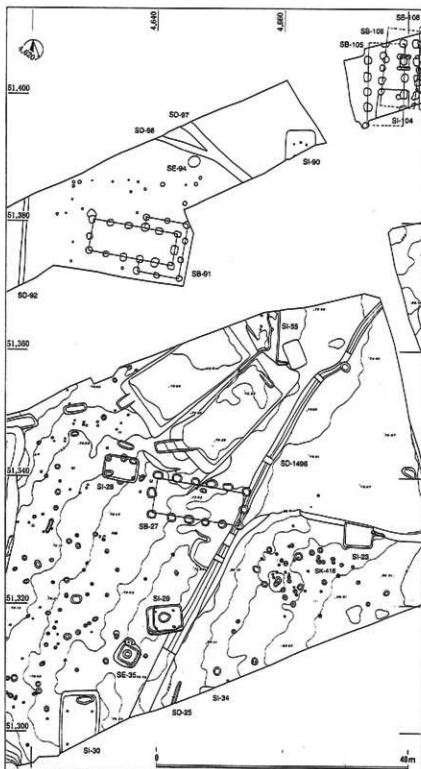
まず独立柱建物跡の配置では、東部や中央部のように複数のものが組み合うような在り方はみられず、SB91やSB27がそれぞれ単独で存在するようにみられる。また、長方形大型堅穴建物跡についても、東部でみられるような独立柱建物跡との強い関連性を求めることはできないようである。

なお、今回確認できた2基の井戸跡は、約70mの距離を置いてほぼ南北に位置するが、いずれも西斜面の中腹部すなわち建物部の中心的な位置にあっている。

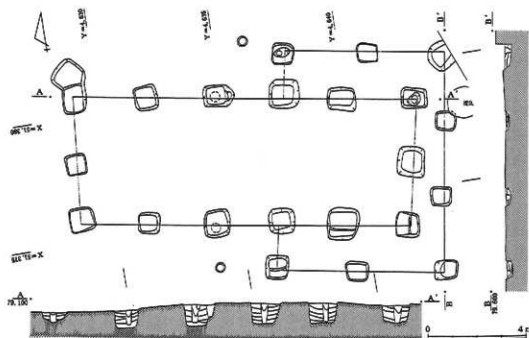
北SB91

北方建物跡群東部のSB57および中央部のSB48と同形態の独立柱建物跡である。西斜面に棟方向を直行させるように建てた東西棟であり、主軸方向は東に8度傾けられている。西限溝SD93までの距離は約15mで、北約10mには井戸跡SE94がみられる。

身舎は桁行5間(総長13.4m)・梁間2間(総長5.1m)で、東半分だけに3面庇(南北側面の出は1.8m、東面の出は1.3m)が付けられる。庇部の柱位置は、SB57・48と同様に側面2間(総長6.6m)・東面3間(総長8.6m)で、庇の出が始まる西端だけ身舎との柱筋が通されている。柱間寸法は、身舎桁行が2.7m(9尺)、同梁間が2.5m(8.5尺)、庇部側面が3.3m(11尺)、同東面が2.85m(9.5尺)である。



第83図 西部の北方建物跡群



第84図 北SB91平面図

身舎の柱穴掘形は0.5~0.8m×0.6~1.2mの長方形で、確認面からの深さは1mを超えるものもある。これに対し底部の掘形は一回り小さく確認面からの深さも浅めである。すべて柱痕跡(径20~30cm)が残されていたが、上層に焼土や炭化物を混入するものが多く、焼失建物であった可能性が高い。

北SB27

SB91の南30mに位置する独立柱建物跡で、桁行5間(総長14.05m)・梁間2間(総長5.3~5.5m)の東西棟。主軸方向はSB91に近く、東に9度傾けられている。柱間寸法はやや不揃いであるが、桁行両端間が10尺でそれ以外は9尺としたようである。掘形は一辺0.7~1.2mの方形もしくは長方形で、確認面からの深さは40~90cm。柱は全て抜き取られていたが、建替えの痕跡は認められなかった。

北SI30

SB27の南約30mに位置する長方形大型竪穴建物跡。南辺が調査区外であるが、東西5.5m×南北10m以上の南北棟で、主軸方向はほぼ真北。確認面から床面までの深さは75cmと深く、柱は4本とみられる。カマドは確認されていないが、他の長方形大型竪穴建物跡同様に東壁の南寄りであれば、調査区外にある可能性もある。覆土の状況から、人為的に埋め戻された可能性が高い。

北SI55

SB91の南東10mに位置する長方形大型竪穴建物跡。北辺が調査区外で西部が大きく攪乱されていたが、東西6.0m×南北10m以上の南北棟で、主軸方向は東に4度傾いている。柱穴は床面中央部で、南北1列に4本であった可能性が高い。カマドは東壁の南寄りに位置し、1.9mの長い煙道を持っていた。覆土の状況から、人為的に埋め戻された可能性が高い。

北SI90

SB91の北東15mに位置する竪穴建物跡。北部のみの確認であるが、大型の南北棟である可能性が大きい。東西4.8mで、南北長は不明。覆土の状況から、人為的に埋め戻された可能性が高い。

北SI23・28・29

いずれもSB27の周囲に位置する小型の竪穴建物跡で、SI28・29はやや東西に長い長方形。カマド位置は、

SI23・29が東壁で、SI28が北壁。この3棟は出土土器から同時期とみられるが、配置状況からSB27とも同時存在であった可能性が高いと思われる。

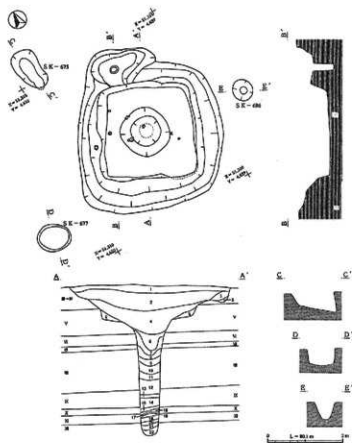
北 SE35

SI29とSI30の間に位置する井戸跡であり、方形竪穴状の掘形の底面に円形の井戸穴を掘ったものである。掘形の規模は、確認面で $3.95 \times 3.85\text{m}$ 、底面で $2.4 \times 2.4\text{m}$ で、確認面からの深さは85cm程である。主軸方向は、東に27度傾いている。北のコーナー付近には張り出し部があり、ほぼ中央に径20cm・深さ55cmの柱穴がみられる。

掘形中央に掘られた井戸穴は、上面径1.3m・底面径40cmで、深さは3.1mである。なお、出土遺物としては、平安期の土器片や瓦片がみられたが、いずれも上層の自然埋没層（1～6層）中のものであり、井戸の使用年代を示すものではなかった。

北 SE94

SB91の北9m、SE35からは75m北に位置する井戸跡である。SE35のような掘形は持たない単純な井戸穴である。上面が $1.2 \times 2.2\text{m}$ の楕円形、底面が径60cmの円形で、確認面からの深さは、3.5mである。なお、出土遺物は、みられなかった。



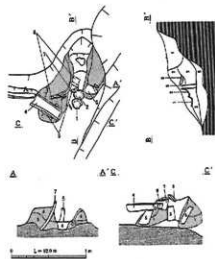
第85図 北 SE35 平面図・断面図

3 遺物出土状況

北方建物跡群中からの出土遺物は、土器類（第99～102図）が中心である。掘立柱建物跡からの出土は、やはり全体に少ないが、北SB40・48などでは複数の土器器・須恵器片を確認している。ただし、政庁跡同様に古墳時代後期及び平安時代の集落跡と重複していることから、取り扱いには注意が必要なものである。

大型竪穴建物跡は、前記したとおり人為的に埋め戻されたものが多いことが一つの特徴であるが、遺物出土量も規模の割には少ないのが特徴である。

なお、平安期の竪穴住居跡には、カマドの構築材として瓦を用いた例が何軒みられる。SI19のカマドはその一例であるが、人名の刻まれたものも含まれており、本遺跡SB01の屋根瓦を転用したものである。



第86図 北 SI19 カマド実測図

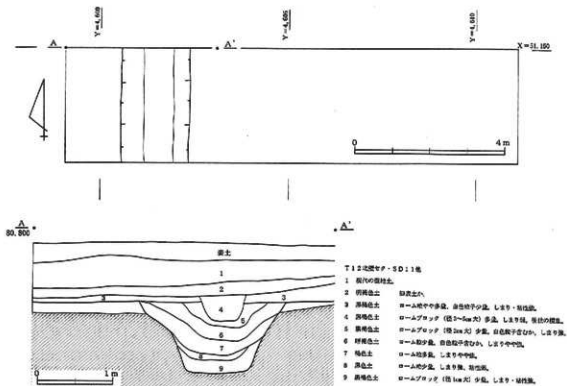
第4節 外郭施設の調査

はじめに

本遺跡は周囲を溝によって区画されていることから、施設の範囲を把握することが可能である。これまでの調査では、遺跡の西側及び南側において外郭溝(SD06・11)が確認されている。しかしながら、遺跡範囲確定のために、北側の外郭溝の調査を行ったが、位置を特定することはできなかった。このほかにも、外郭溝に入り口として使用していたと考えられる溝の切れ目や、櫛状の施設などがあり、外郭施設としての構造が明らかとなっている。以下、各場所についての記述を行う。

西外郭溝(第87図)

本遺跡西側の地形は、現状では耕作による段差が形成されているが、本来は緩やかな斜面となっている。SB127の西において、幅3mのトレンチによる調査を行い、溝の全体が把握されているが、断面観察の結果、幅は掘り込み面において約2m、底面幅は75cmで、深さは最深部で95cmであり、断面形状は逆台形であり、1回の掘り直しが確認された。西外郭溝はほぼ南北に走っているものと考えられるが、溝の延長線上には北関東自動車道調査区において、SB32・33が存在する。南側が調査区外のため全体の構造は不明であるが、東西2間、南北3間以上で八脚門と考えられ、本遺跡の南北の中央に位置するものと思われる。なお、SB32・33から外郭溝の南西コーナー部までは180mを測り、今回の調査では北西コーナー部は確認されていないものの遺跡の南北幅を約360mと推定する根拠となっている。



第87図 西外郭溝(SD11)平面図・土層断面図

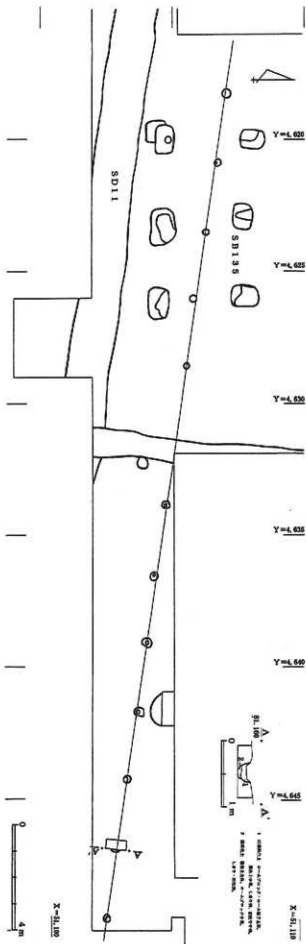
南外郭溝

南外郭溝は南西コーナー部を基点に南東方向に伸びて、SB60の南からはほぼ東西方向に走り東側の崖に至る。コーナー部から南東に走る理由としては神主41号墳の存在が挙げられ、古墳が遺跡範囲に影響を与えていたことが考えられる。

南外郭溝にはいくつかの溝に伴う施設が確認されている。まずSB16付近においては溝に平行して小柱穴が並んでいることが確認されている（SA136・第88図）。径は最大のもので約40cmの円形で、断面を確認した1基は確認面より深さは25cmであった。12個の柱穴が2.6m～2.7m間隔で南外郭溝の内側3mを溝と平行に並んでいる。今回の調査ではこのような柱穴列が確認されたのはこの調査区のみであるが、他の部分では調査区が限定されていたため確認されなかった可能性が高い。掘立柱塚または櫛列と考えられる。

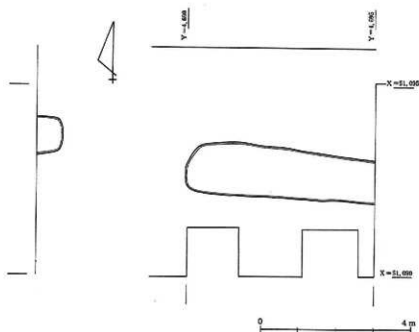
SB56及びSB59の南では、南外郭溝が途切れることがわかった（第89図）。溝の掘り込みが認められない範囲は3.2mの間隔があり、この北側は建物が確認されない場所、すなわちSB58・SB59の間となり、L字状に並ぶ南北棟列と東西棟列の間となる。この周辺では遺構は確認されなかったが、正倉への入り口と考えられる。

SB01の南正面は区画溝に伴う、入り口施設が存在が考えられたが、門などは確認できなかった（第90図）。この調査区はSB01の中軸線上に位置し、SB04の南正面にも位置する。調査区の中央東西に南外郭溝が走り、北中央から南東方向には古墳時代の円墳であるSZ05の周濠が走る。ここでの南外郭溝の幅は確認面では2.2mであるが、断面における掘り込み面の幅は約3mに及び、底面幅は1.4mである（第91図）。

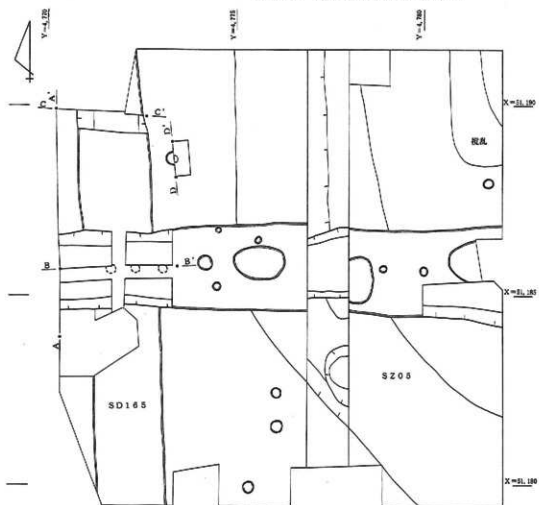


第88図 SA136平面図・土層断面図

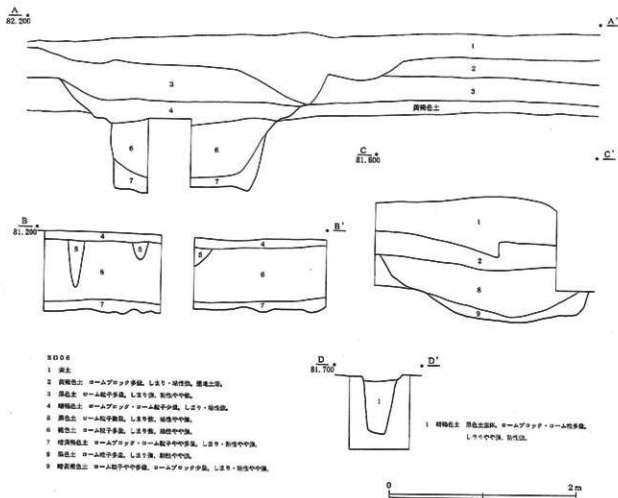
深さは約1.2 mであり、断面形状は上半が緩やかなカーブを描き掘り込まれるものの、下半はほぼ真下に掘り込まれる。なお調査区西側における溝の東西セクションでは溝の覆土内において幅約20 cmの材が打ち込まれたような土層が確認できた。深さは深いもので確認面より60 cmであり、浅いもので30 cmと一定では無いものの、間隔は70 cm間隔と一定している。またこ



第89図 南外郭溝 (SD06・SD11)



第90図 南外郭溝 (SD06) 周辺平面図



第 91 図 南外郭溝 (SD06) 周辺土層断面図

これらの柱穴の掘り込みは確認面より約 10 cm (溝掘り込み面より 40 cm) からであり、完全に溝が埋まる前に作られていることから、外郭溝と同様の区画を意図した施設の可能性が高い。なお、確認面における精査では同様の柱穴は東側においても 2 基確認されているものの、中央部分では確認できなかった。このように、入り口部と結びつけるような調査成果はなかったが、調査区西側において、南外郭溝に切られるものの、南北に走る SD165 (第 90 図) や、この東側には深さ 60 cm で材が打ち込まれたと考えられる SX166 が存在するなど、限定された調査範囲では性格づけが不可能な遺構も存在する。なお、この調査区では、SZ05 周産内及び調査区壁面の断面においてロームブロックを多量に混入した整地土層が確認されており、施設造営に際し大規模な整地が行われたことが確認されている。

第5節 道路跡の調査

1 全体概要

(1) 位置

古代の道路跡とみられるものを確認したのは、遺跡の南東部、官衙施設の南東コーナーから浅間神社古墳の北側にかけての位置である。

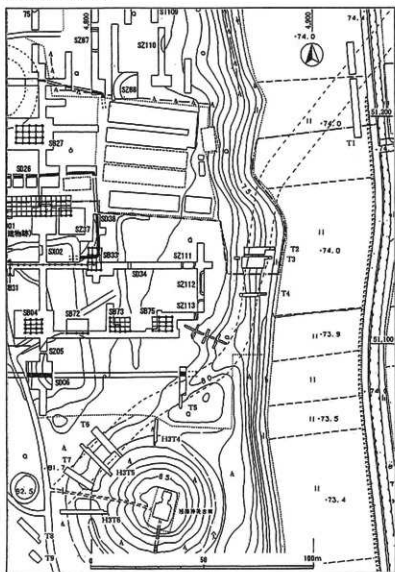
この位置に古代の道路跡が通る可能性については、調査前からも指摘されていたが、本遺跡の北東約3kmの杉村遺跡・西刑部西原遺跡において東山道と推定される道路跡が確認されたことにより、より確実視されるようになった。即ち、杉村遺跡・西刑部西原遺跡では、平成9年度からの調査において、南西から北東に向かう総延長約1kmの古代道路跡が確認されたが、本位置はこの方向性の延長線上であった。また、同遺跡の調査では、確認された古代道路跡が現在の市町境（宇都宮市と上三川町）にかぶっている可能性が高いことも指摘されたが、本位置はまさに市町境となっている。

(2) 現状

今回確認した道路跡は、現在でもその形状が部分的に残されている。まず浅間神社古墳の周濠は幅10～15mで、現在でも1m程の窪みを持って巡っているが、北西部の一角が切り崩され、そのまま北東方向へ切り通されたような部分がみられる。丁度、浅間神社古墳の北西周溝部から台地東斜面部へ、約100mの緩やかな下り坂の小道となっている。

また、この小道はそのまま低地には降りず、東斜面沿いを北上するように降る形となっている。現在もこの部分は、幅7～8m・長さ60mほどの平坦面となっており、北に向かってゆるやかに降っている。この降りきった辺りが現在の市町境であるが、丁度道路跡と想定される部分において宇都宮市域が凸状に張り出しているのが興味深い。

なお、低地（水田）部については昭和30年代の圃場整備によって古い



第92図 道路跡トレンチ配置図

姿は失われているが、昭和20年代の航空写真(図版1)には、本位置から北東方向に直線的に走る地割線が、明確に確認できる。これが恐らく市町境であるが、畦道のような形で残されていたものとみられる。

2 各地点の調査

(1) 低地(水田)部

調査地点は、道路跡が低地に取り付くとみられる東斜面裾部から北東へ約60mの位置であり、延長48mの南北トレンチ(T1)を設定し、遺構の確認にあたった。圃場整備により大きく削平されたものとみられ、路面等の硬化面は確認できなかった。しかし、かなり不明瞭ではあるが、側溝と考えられる2条の平行する溝跡を確認することができた。その方向性は、東に約45度傾いており、丁度、東斜面裾部の道路跡が取り付く部分に向かっていて、溝幅はいずれも1.5m前後で、2条の心間間の距離は推定12mであった。なお、溝の深さは水田面からで、いずれも80cm程であった。

(2) 斜面すり付け部

この斜面すり付け部においては、現在も残る平坦面の状況を確認するために、東西方向のトレンチを計3本(T2~4)設定した。

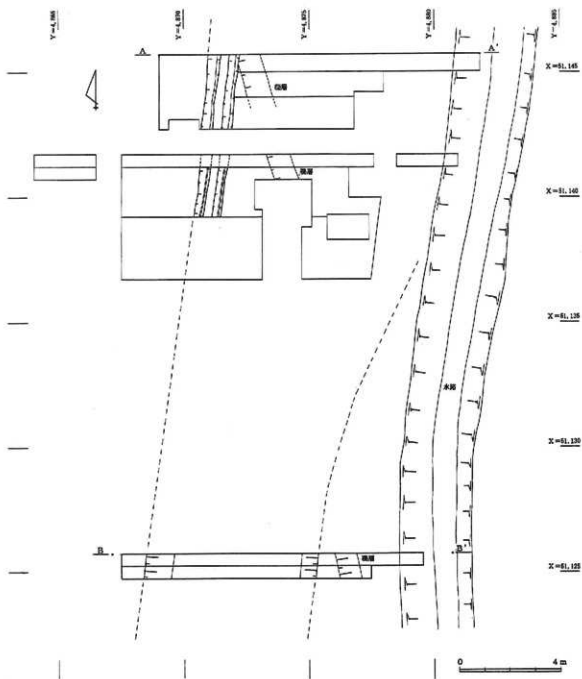
T2・3 低地への取り付け部から約20m南で、低地との比高差約2mあたりに設定したトレンチであるが、路面とみられる硬化面とともに、盛土による路面成形の状況等を確認することができた。まず地表下約70cmで確認した第5層が、当初の硬化面と考えられるものである。厚さ5~6cmの小礫を多く含む褐色土層で、基礎の版築土のように非常に硬い層であるが、T2の北面においては、8.5mの幅で確認することができた。この層の上面からは、僅かではあるが須恵器と瓦の小片が出土している。硬化面とみられるものはこの上層にも2面(第3・4層)観察できたが、いずれも第5層ほどの硬さは認められなかった。なお、第3層中からは、近世のカワラケが出土している。

次にT2及びT3トレンチ北面の断ち割り調査により、路面東側がロームブロックや小礫を含む盛土により成形されていることを確認した。恐らくこれは台地東斜面裾部を削ることに関連した工法とみられるが、この際の掘り込みによってできたと思われる段が、路面西側を区画する小溝のような形で残されていた。東側の小溝が第5層に、西側の小溝が第3層にそれぞれ伴うものである。なお、盛土幅はT3北面で約3m、T2北面で約4.5mと、地形に沿うように北広がりとなっており、20m北の低地への取り付け部付近ではほぼ全面が盛土であったと考えられる。

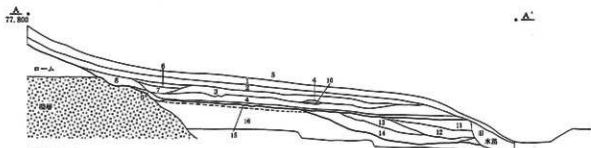
T4 T3の20m南で、低地との比高差約3mあたりに設定したトレンチであるが、浅い切り通し状の遺構を確認することができた。T2・3で確認した第5層のような硬化面はみられなかったが、この地点では底面が丁度礫層の上面にあたっており、かなり硬い底面となっていた。また、この地点では、東側を盛土するような工法は取らず、台地東斜面の中断を、約5~6m・深さ30cm程の浅い切り通しとして成形し、路面としたものと思われる。なお、現地表面から底面までの深さは、約70cmである。

(3) 切り通し部

T5は台地東端の切り通し部の状況を確認するために設定した南北トレンチで、外郭の南限溝SD06の確認も兼ねたものである。調査の結果、全体は断面V字形の底の狭い溝として確認されたが、覆土はほとんどが自然流入土であり、特に硬化した路面のような部分は認められなかった。ただし、両側面の上部には、掘削の際にできたと思われる段が何箇所かみられ、当初は路面として平坦に成形されていたものが、後世の流水等で抉り取られてしまった可能性も考えられる。



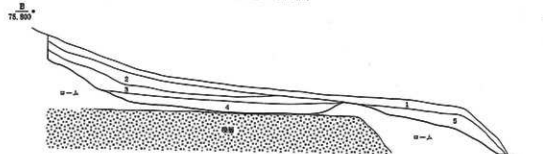
第 93 図 道路跡トレンチ平面図



道路断面A-A'

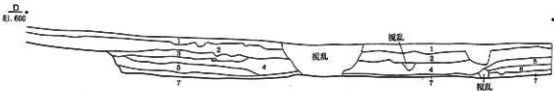
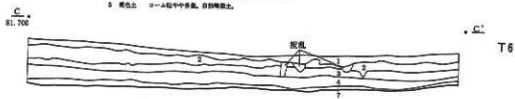
- 1 黄土
- 2 黄土 自然堆積土
- 3 砂質粘土 コームブロック (径10cm)・砂化層・小礫少量、
そのほか腐植土
- 4 黄褐色土 コーム土層、小礫含有、しまり中砂、
腐植質の酸化層あり、古代の土層片や瓦片が混入
- 5 褐色土 コーム・褐色土層、小礫少量、しまり細砂、
古代の土層片を少量含む、古気層の褐色の混入、
下部には腐植が多い
- 6 砂質粘土 コーム粒中多量、下部より下部に腐植層土小、
そのほか粘土
- 7 砂質粘土 下部に粘土・砂化層多量、上部部部中の粗粒層のため、
そのほか粘土

- 8 砂質粘土 コーム粒・砂化層少量、上部部部中の粗粒層によってできた層
- 9 砂質粘土 コーム粒・砂化層少量、上部部部中の粗粒層によってできた層
- 10 砂質粘土 上部部の砂化層が混入している
- 11 砂質粘土 コーム粒中多量、腐植質と腐植層のたりの人為的層土、
しまり非常に粗
- 12 褐色土 コーム粒中多量、腐植質と腐植層のたりの人為的層土、
しまり非常に粗
- 13 砂質粘土 コーム粒中多量、腐植質と腐植層のたりの人為的層土、
しまり非常に粗
- 14 砂質粘土 コーム粒中多量、腐植質と腐植層のたりの人為的層土、
しまり非常に粗
- 15 黄土 自然堆積層、腐植層に多い非常に酸化している
- 16 黄土 自然堆積層



B-B'

- 1 黄土
- 2 黄土 自然堆積土
- 3 砂質粘土 コームブロック (径10cm)・コーム粒多量、
斜家からの混入土あり
- 4 砂質粘土 コーム粒中多量、しまり粗、古代・砂質の土層片が混入、
腐植土層まで多い腐植が混入して腐植としたものあり
- 5 褐色土 コーム粒中多量、自然堆積土



C-C' D-D'

- 1 黄土 黄土層
- 2 砂質粘土 自然堆積層、コーム粒少量、しまり・砂質土
- 3 砂質粘土 内れたコーム土層、非常に硬くしている、砂質土
- 4 砂質粘土 褐色土層、コーム粒少量、下部の砂化層混入、砂質土
- 5 砂質粘土 褐色土層、コーム粒少量、しまり粗、砂質中砂
- 6 砂質粘土 褐色土層、コーム粒少量、しまり粗、砂質中砂
- 7 砂質粘土 褐色土層、コーム粒・K.P.粒少量、しまり粗、砂質中砂



第94図 道路跡トレンチ断面図

(4) 浅間神社古墳周濠部

浅間神社古墳は、平成3年に周濠確認調査が実施され、北西部には3本のトレンチ(H3T4~T6)が設定された。この時H3T5において、中層から瓦片を伴う硬化層が確認されたが、隣り合うH3T4とH3T6からは確認されなかった。このことから、北西周濠部に道路跡が通過する可能性が指摘されていたが、今回はこれを再確認するために、H3T5を挟むようにT6・7を設定した。

T6 H3T5の北東10mに、ほぼ平行して設定したトレンチである。表土下約40cm付近において、ロームを多量に含む暗黄褐色土層(第94図)を確認することができた。表面は細かな凹凸がみられ平滑な面ではないが、全体に硬化しており、僅かながら瓦や土器片の出土もみられた。この硬化面の範囲については、調査区に樹木が多いため明確にはできなかったが、約10m前後で周濠内にすっぽりと収まるものと判断された。また、サブトレンチによる断面調査により、この硬化面の厚さが10~15cmであること、周濠がある程度自然埋没した段階で土盛りしたものであることなどを確認することができた。

T7 H3T5の南西約15mに、周濠に直行して設定したトレンチである。調査の結果、T6とほぼ同様の所見を確認することができ、道路跡とみられる硬化面は南西に向かってほぼ直線的に走るものと推定された。なお、T6においても同様であったが、硬化面(道路跡)の範囲を区画するような側溝跡は確認することができなかった。

(5) 古墳群中

浅間神社北西部で確認した道路跡が、そのままの方向性で古墳群中を通過することを想定し、T7の南西約30mにT8・9を設定した。しかし、T9において新たな古墳の周溝が確認されたものの、硬化面や側溝等を確認することはできなかった。この結果道路跡は、H3T6でも確認されていないことから、T7とT8の間で大きく南に折れ、現道と重なるように南下している可能性も高くなった。

3 小 結

以上のように、本道路跡は地形の変換部にさしかかっていたためか、側溝を持つような典型的な形態ではなかった。しかし構造的には、斜面すり付け部の盛土や台地端部の切り通しなど、道路としての機能性を高めるための工法的な工夫が認められた。恐らく浅間神社古墳の周濠も意識的に利用されたものと思われる。また路線的な特徴としては、正倉施設南東の一面に意識的に取り付けられているような点が挙げられる。今回の調査で本道路跡の年代を決定するような出土遺物はみられなかったが、このような路線の状況を見ると、官衛施設と一体的もしくは施設設置後に付設された道路であると考えられる。

なお、今回の調査で確認した道路幅は、不明確な点も多いが、低地(水田)部で約12m・斜面すり付け部で8~9m・切り通し部で5~6m・浅間神社古墳周濠部で10m前後であった。

遺構番号	棟方向	形式	桁行(総長m)	架間(総長m)	面積(m ²)	方向	備考
SB01	東西	絛柱	14間(31.4)	4間(9.0)	282.6	N-2°-W	瓦葺
SB04	東西	絛柱	3間(8.4)	3間(6.0)	50.4	N-0°	建替有
SB16	南北	絛柱	2間(6.3)	2間(6.0)	37.8	N-2°-W	区画溝に近接
SB17	東西	絛柱	3間(6.0)	2間(5.7)	34.2	N-0°	---
SB27	東西	絛柱	4間(12.4)	3間(7.5)	93	N-0°	---
SB31	南北?	側柱	2間以上	1間以上	不明	N-0°	建物規模の詳細不明
SB33	南北	絛柱	3間(9.3)	3間(6.0)	55.8	N-0°	SB01区画溝により破壊
SB46	東西	絛柱?	3間(7.2)	3間(7.0)	51.84	N-0°	---
SB54	南北?	絛柱?	1間以上	3間(6.0)	不明	不明	北側未調査
SB55	南北	絛柱	3間(9.0)	3間(5.4)	48.6	N-0°	建替有・ヒビットが著む
SB56	南北	絛柱	3間(9.6)	3間(5.4)	53.76	N-0°	建替有
SB57	南北	絛柱	3間(8.1)	3間(5.4)	43.74	N-0°	---
SB58	南北	絛柱	3間(7.8)	3間(5.4)	42.12	N-0°	---
SB59	東西	絛柱	3間(8.1)	3間(6.0)	48.6	N-0°	---
SB60	東西	絛柱	3間(7.8)	3間(6.0)	46.8	N-0°	---
SB61	東西	絛柱	3間(8.1)	3間(6.0)	48.6	N-0°	---
SB62	東西	絛柱	3間(8.4)	3間(6.0)	50.4	N-0°	東側に伸びる可能性あり
SB63	東西	側柱	19間以上(56.0)?	2間(6.8)	390.8?	N-0°	---
SB64	東西?	側柱	2間以上(5.1)	2間(6.0)	25.5?	N-0°	---
SB66	南北	絛柱?	1間以上	3間(6.9)	不明	N-0°	---
SB70	南北?	側柱	1間以上	2間(8.1)	不明	N-0°	---
SB72	東西?	絛柱	4間(9.6)	1間以上	不明	N-0°	---
SB73	東西	絛柱	4間(9.6)	3間(5.4)	51.84	N-0°	---
SB75	東西	絛柱	3間(9.0)	3間(6.0)	54	N-2°-W	人為的な覆り込みにより破壊
SB80	東西	絛柱?	3間(3.8)	3間(3.5)	13.3	N-0°	---
SB86	東西	絛柱	5間(11.55)	3間(6.3)	72.765	N-0°	---
SB90	東西	側柱	5間(17.1)	3間(6.3)	107.73	N-2°-W	南側に庇有
SB91	東西	側柱	6間(21)	3間(10.2)	214.2	N-2°-W	---
SB103	南北	側柱	9間以上	2間(4.2)	不明	N-2°-W	---
SB104	南北	側柱	10間(35.9)	2間(4.2)	150.78	N-2°-E	建替有
SB120	南北?	絛柱	3間(6.45)	2間以上	不明	N-0°	---
SB121	南北?	絛柱	1間以上	3間(6.9)	不明	N-3°-E	---
SB122	南北	絛柱	2間(5.4)	2間(5.1)	27.54	N-6°-E	---
SB123	南北?	絛柱	3間(6.6)	3間以上	不明	N-0°	---
SB124	南北?	絛柱	1間以上	3間(6.9)	不明	N-0°	---
SB126	南北?	絛柱	2間以上	3間(6.3)?	不明	N-0°	柱位置不明
SB126	南北?	絛柱?	3間(6.15)	1間以上	不明	N-0°	---
SB127	南北	絛柱	3間(7.65)	3間(5.7)	43.605	N-0°	---
SB128	南北	絛柱	3間(6.6)	3間(6.3)	41.58	N-0°	---
SB129	南北	絛柱	4間(10.8)	3間(6.9)	74.52	N-0°	建替有
SB130	東西	絛柱	3間(6.6)	3間(6.3)	41.58	N-0°	---
SB131	南北	絛柱	3間(8.4)	3間(6.0)	50.4	N-0°	南北2間目の柱間が広い
SB132	南北?	絛柱?	1間以上	2間(5.4)	不明	N-0°	---
SB133	南北?	絛柱?	1間以上	1間以上	不明	N-0°	---
SB134	東西	絛柱	3間(7.2)	3間(6.9)	49.68	N-0°	---
SB151	南北?	絛柱	3間(8.1)	2間以上	不明	N-0°	---
SB152	南北?	絛柱	3間(8.1)	1間以上	不明	N-0°	---
SB153	南北	絛柱	3間(6.3)	2間(4.2)	26.46	N-0°	---
SB154	南北	絛柱	3間(6.9)	3間(5.7)	39.33	N-0°	---
SB155	東西?	絛柱?	1間以上	1間以上	不明	不明	---
SB156	東西?	絛柱	2間以上	3間(5.7)	不明	N-5°-W	---
SB157	東西?	絛柱	3間(6.4)	1間以上	不明	N-0°	---
SB158	東西?	絛柱	2間(6.6)	1間以上	不明	N-0°	---
SB159	東西?	絛柱	3間(5.5)?	2間(3.6)?	19.8	N-0°	---
SB161	南北	絛柱?	2間(4.5)	1間以上	不明	N-2°-W	---
SB162	東西	絛柱?	3間(5.4)	1間以上	不明	N-0°	---
SB163	南北	絛柱	3間(6.8)	2間(4.2)	28.56	N-0°	---
SB164	東西	絛柱?	3間(5.7)	1間以上	不明	N-0°	---

第2表 上神主・茂原官衛遺跡建物跡一覧

遺構番号	棟方向	形式	桁行(総長m)	梁間(総長m)	面積(m ²)	方向	備考
SB13	東西	側柱	2間(3.35)	1間(3.00)	10.1	N-0°	---
SB21	南北	総柱	4間(13.65)	2間(5.8)	79.2	N-1°-E	---
SB22	南北	総柱	3間(10.05)	2間(5.7)	57.3	N-1°-E	---
SB27	東西	側柱	5間(14.05)	2間(5.3~5.5)	74.5~77.3	N-9°-E	---
SB32	?	総柱	4間(13.65)	2間(5.8)	79.2	N-1°-E	---
SB33A	---	総柱	2間(5.5)	2間(5.5)	30.3	N-0°	---
SB33B	---	総柱	2間(5.25~5.45)	2間(5.3)	27.8~28.9	N-2°-E	---
SB48A	南北	側柱	5間(13.0)	2間(5.5)	71.5	N-6°-E	---
SB48B	南北	側柱	5間(13.0)	2間(5.5~6.0)	71.5~78	N-5°-E	東西南面に庇
SB50A	南北	側柱	5間(13.05)	2間(5.5)	71.8	N-4°-E	---
SB50B	南北	側柱	5間(12.95~13.05)	2間(5.3~5.5)	68.6~71.8	N-5°-E	---
SB54	東西	側柱	4間(9.05)	2間(3.05)	27.6	N-5°-E	---
SB57	南北	側柱	5間(13.7)	2間(5.45)	74.7	N-5°-E	東西南面に庇
SB36	東西	側柱	2間(2.25~2.45)	1間(2.0~2.25)	4.5~5.5	N-29°-W	---
SB37	南北	総柱	2間(3.3)	2間(3.0)	9.9	N-23°-W	---
SB38	---	側柱	2間(3.2~3.4)	1間(3.2~3.35)	10.2~11.4	N-5°-W	---
SB39	---	側柱	1間(2.05~2.15)	1間(2.05~2.15)	4.2~4.6	N-9°-W	---
SB40	東西	側柱	4間(9.0)	2間(5.2)	46.8	N-2°-E	---
SB41	南北	側柱	2間(4.75~4.8)	2間(4.1~4.2)	19.5~20.2	N-7°-E	---
SB61	東西	側柱	1間(2.8)	1間(2.25)	6.3	N-4°-W	---
SB62	東西	側柱	1間(2.25)	1間(1.9)	4.3	N-16°-W	---
SB63	---	総柱	2間(2.65~2.8)	2間(2.65~2.8)	7.0~7.8	N-5°-W	---
SB65	南北	側柱	1間(2.2)	1間(1.85)	4.1	N-10°-E	---
SB66	南北	側柱	4間(7.0)	2間(4.2)	29.4	N-0°	---
SB69	東西	側柱	1間(2.65~2.85)	1間(2.4~2.55)	6.4~7.3	N-28°-W	---
SB70	南北	側柱	5間(9.2)	2間(4.8)	44.2	N-3°-E	---
SB71	東西	側柱	4間(11.3)	2間(5.6)	63.3	N-5°-E	---
SB72	東西	側柱	4間(9.0)	2間(4.5)	40.5	N-3°-E	---
SB73A	東西	側柱	4間(9.1)	2間(4.8)	43.7	N-3°-E	---
SB73B	東西	側柱	4間(8.8)	2間(4.8)	42.2	N-3°-E	---
SB91	東西	側柱	5間(13.7)	2間(5.0)	68.5	N-9°-E	南北東面に庇
SB102	南北	側柱	4間(11.3)	2間(5.4)	61	N-5°-E	---
SB103A	南北	側柱	5間(12.7)	2間(5.4)	68.6	N-5°-E	---
SB103B	南北	側柱	5間(-)	2間(-)	不明	N-5°-E	---
SB105	南北	側柱	5間以上	2間(-)	不明	不明	---
SB106	南北	側柱	4間以上	2間(-)	不明	不明	---
SB107	南北	側柱	4間以上	2間(-)	不明	不明	---
SB108	---	側柱	1間(-)	1間(-)	不明	不明	布据式
SB109	南北	側柱	3間(-)	2間(-)	不明	不明	---

第3表 上神主・茂原官衙遺跡建物跡一覧（北関東自動車道路調査区分）

第4章 出土遺物

第1節 土器

1 概要

前章でも記したとおり、正倉城及び政庁跡からの出土土器（第95～98図）は全体に少なく、しかも大半が破片資料である。これは今回の調査が遺構確認に主眼をおいたものであったことが原因の一つではあるが、遺跡や遺構の性格によることも大きいものと思われる。中でも獨立柱建物跡からの出土土器は非常に少なく、特に正倉城の總柱式獨立柱建物跡群では、破片資料も確認できないものがほとんどであった。一方、北方建物跡群域においては、時期や性格をある程度検討し得るだけの土器群（第99～102図）が出土している。これは北関東自動車道路建設に伴い完掘したことにもよるが、獨立柱建物跡とともに群を構成していた竪穴建物跡からの出土が一定量あったことによるものである。ただし、この時期の周辺一般集落跡と比較した場合、遺構の規模や数からみて出土土器量が全体に少ないという印象は否めない。

本遺跡の出土土器は概ね古墳時代後期から平安時代にかけての様相を示すものであるが、土器の種類としては土師器と須恵器が主体を占め、陶器類はごく僅かである。器種としては、土師器・須恵器それぞれに環・埴・皿・壺・甕等を揃えるが、正倉城及び政庁跡においては、環・埴等の供膳具類と須恵器壺・瓶類が多い傾向にある。これに対し、北方建物跡群域では、前後する時期の竪穴住居跡との関係もあるが、土師器壺・甕等の煮炊具が一定量伴っているのが特徴であり、建物群の機能や性格の違いが現れているものと窺える。

なお、特殊なものとしては畿内系土師器（第101図9・36）や獸脚（第98図15）がみられる。また墨書土器は、破片資料を含めて10点に満たない少なさであり、いずれも平安時代のものではなかった。

2 土器群の時期と変遷

ここでは、竪穴建物等の一括資料が一定量みられる北方建物跡群域の出土土器を中心に、その大まかな時期と変遷を整理することにした。なお、本土器群の編年については、既に北関東自動車道路建設に伴う発掘調査の報告書において、土師器環を基軸とした詳細な検封が加えられている。

第I群土器

SI52（第99図23～25）・SI3（第100図1～17）などに代表される土器群で、須恵器環身模倣の土師器環（第99図23～27・第100図6～10で、以下模倣環と呼ぶ）が指標となる一群である。土師器環では他に半球形状のもの（第99図28・第100図1～4で、以下半球形環と呼ぶ）と内湾口縁のもの（第100図11～14で、以下内湾口縁環と呼ぶ）がみられるが、いずれも後半にかけて多くなる傾向にある。また、これら3種類の土師器環は共通して小型化の傾向にあるが、模倣環の口径で比較するとSI52段階のものが13～14cmであるのに対し、後半とみられるSI3段階では11～12cmのものが目立ってきている。

その他の土師器としては埴（第99図29・第100図5・16）、鉢（第99図30）、壺（第99図32～35・第100図19・20）、甕（第99図31・第100図21）などがみられるが、壺はかなり長胴化が進んだものである。なお、須恵器は出土量が非常に少なく、まだ客体的な存在である。

本土器群の年代については、須恵器等の伴出資料が少ないために直接的な根拠には乏しいが、基準資料である模倣環の形態変化が一つの推定材料になる。本地方では古墳時代後期を通じて模倣環が盛行するが、須恵器環身模倣は器形だけにどまらず法量変化にも現れることが知られている。即ち本土器群におけるSI52

から SI 3 への横做環の法量変化は、本地方における小型化の最終段階とみられるものであり、陶邑古窯跡編年における TK209 から TK217 への須恵器蓋環の小型化に通じるものと考えられる。このことから、本土器群の年代は、概ね 7 世紀前半、6 世紀末から 7 世紀中葉頃までと推定することができる。

第Ⅱ群土器

SI43 (第100図22~34)・SI29 (第101図24~45) などに代表される土器群で、土師器の半球形環 (第100図22~28・第101図24~32など) を指標とする一群である。土師器環では、他に内湾口縁環 (第100図27~30・第101図33~35など) が一定量認められるが、横做環はほとんどみられなくなる。本土器群の半球形環は、精選された粘土を用い表面が良く磨きこまれるのが特徴で、他の土師器との質的な違いが顕著である。また、形状の統一性が高いとともに、SI29の一括資料にみられるように小型 (第101図24~27で口径12cm前後のもの)・中型 (同28~30で口径14cm前後のもの)・大型 (同31・32で口径16cm前後のもの) といった法量分化が明瞭であることも大きな特徴である。なお、器形的には扁平化が進むこと、抜法的には内面へう磨きが放射状から横方向に変化することなどが傾向として認められる。

その他の土師器としては、鉢 (第101図8・37)・甕 (同12・13・41~44など) がみられるが、甕は一段と長胴化するとともに、へう削りにより器肉を薄く仕上げる所謂武蔵型のもの (第101図12) もみられる。また、須恵器については、少ないながらも一定量の伴出が認められる。

本土器群の年代については、まず 2 点の畿内系土師器が参考となる。いずれも奈良文化財研究所飛鳥編年の IV から V 形式の特徴を有する環 A (第101図36) と環 C (同9) であり、特に SI77 の環 C は畿内産である可能性も高い。また、SI100 出土の須恵器蓋 (第101図22) は、地元産と思われるものであるが、同じく飛鳥編年Ⅲ形式段階の環 G の特徴を持つものとみられる。以上のことから、本土器群の年代としては、概ね 7 世紀後半から 8 世紀前半までと推定することができる。

第Ⅲ群土器

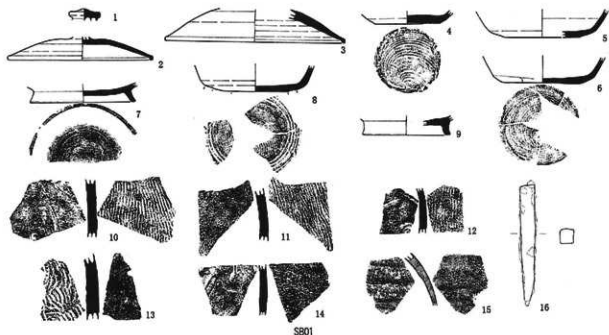
SI89 (第102図11~14)・SI146 (第102図15~21) などに代表される土器群で、ロクロ成形の土師器環 (第102図15・16) 須恵器の盛行を指標とする一群である。土師器環はロクロ成形の平底で、内面黒色処理を施したものが主体である。形態変化は少ないが、底径の大きいもの (第102図22・23) から小さいもの (同15・16) へと変化する傾向がある。須恵器環も形態的にはほぼ同様である。

その他の土器としては、2 種類みられる土師器甕が特徴的である。一つは所謂武蔵型のもので、へう削りより器肉は極端に薄く仕上げられ、口縁はくの字 (第102図9・14) からコの字 (同17) に変化する。もう一つは所謂常陸型のもので (第102図18~21)、ナデによる仕上げと受け口状の口縁を特徴とするものである。

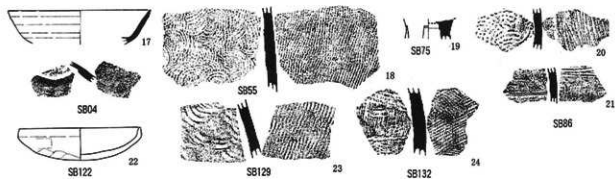
本土器群の年代としては、栃木県における須恵器窯跡出土資料や集落跡出土資料による編年成果から、概ね SI89 段階を 9 世紀前半に、SI146 段階を 9 世紀後半に、それぞれ位置付けることができる。

3 小 結

以上、北方建物跡群域の出土土器を中心に、大きく 3 時期の変遷を試みたが、第Ⅱ群土器と第Ⅲ群土器の間、即ち 8 世紀後半が断絶期となることが明らかとなった。この 8 世紀後半は、栃木県において須恵器生産が最も盛んになる時期であるが、正倉城 SB01 出土の土器群 (第95図1~15) は破片資料ではあるものの全て須恵器である。直接年代推定に繋がるものではないが、これら土器群の消長関係、本宮衙遺跡の変遷を考える上で参考になるものと思われる。



SB01



SB04

SB122

SB129

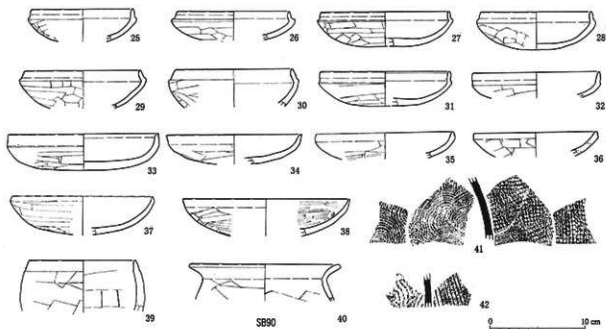
SB129

SB75

SB132

SB85

SB86

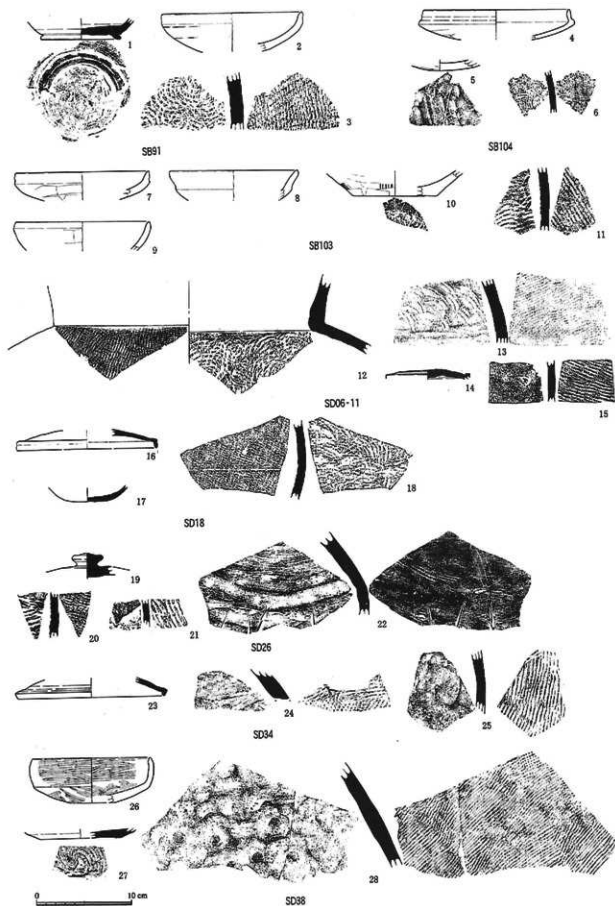


SB90

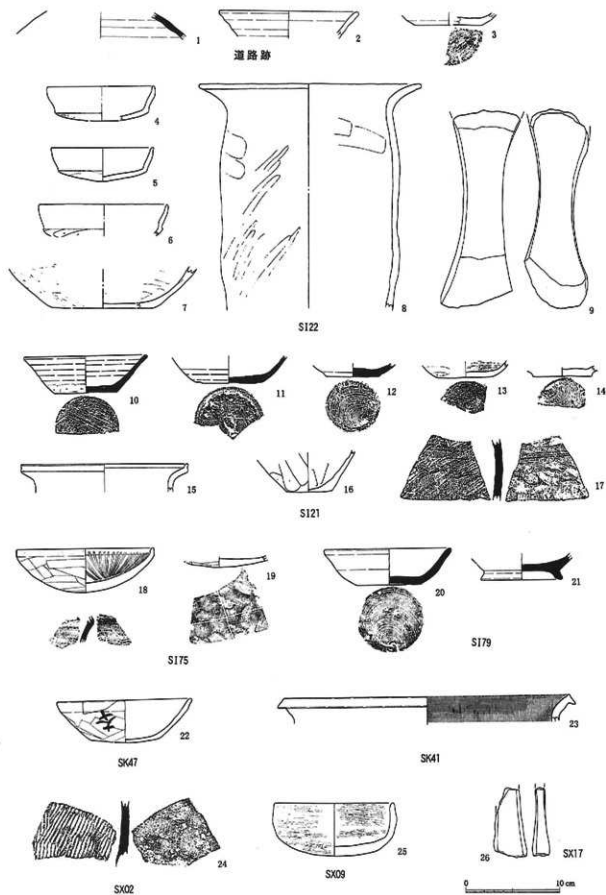
SB90

0 10 cm

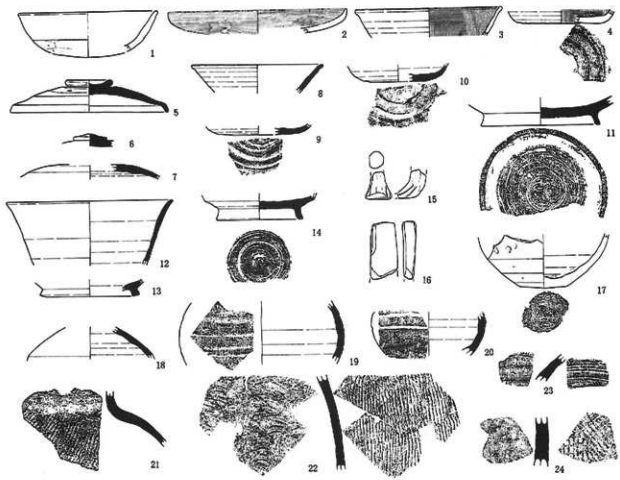
第95圖 遺構出土遺物(1)



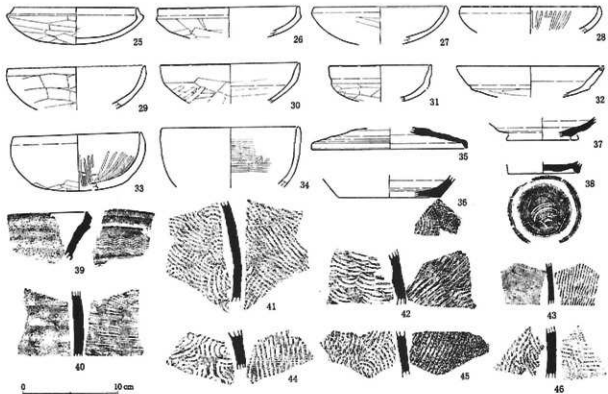
第96图 遺構出土遺物(2)



第 97 圖 遺構出土遺物(3)

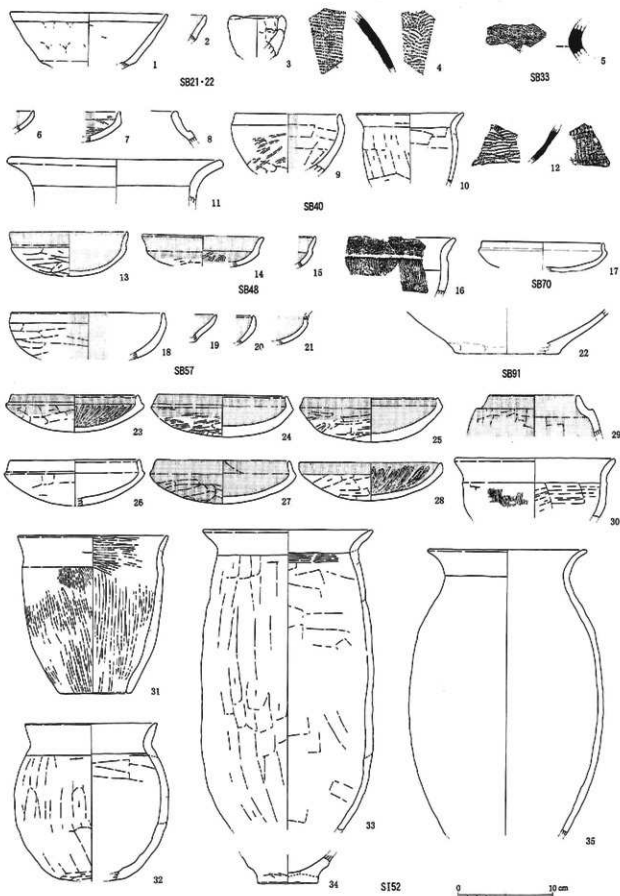


正倉城

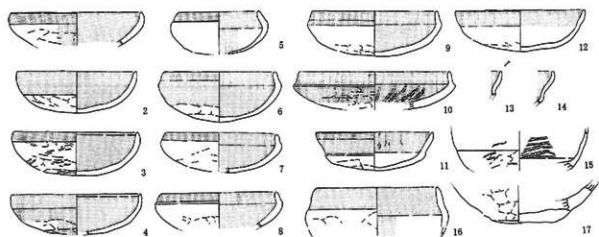


政庁城

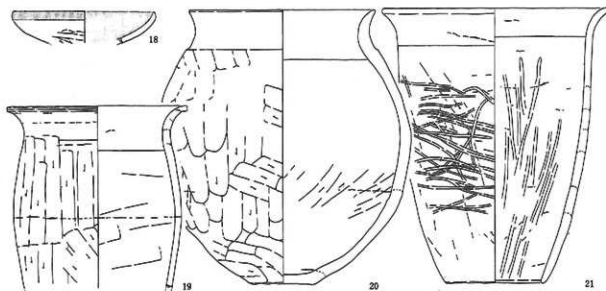
第98図 グリッド出土遺物



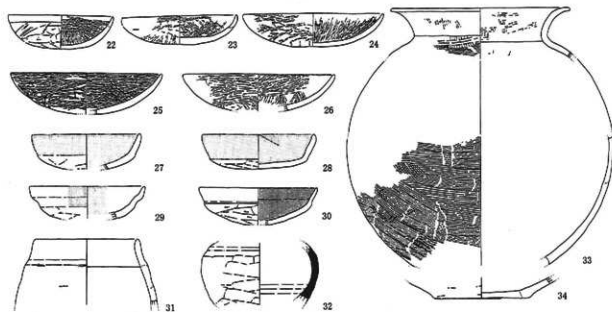
第99図 北関東自動車道路調査区遺構出土遺物(1)



S13

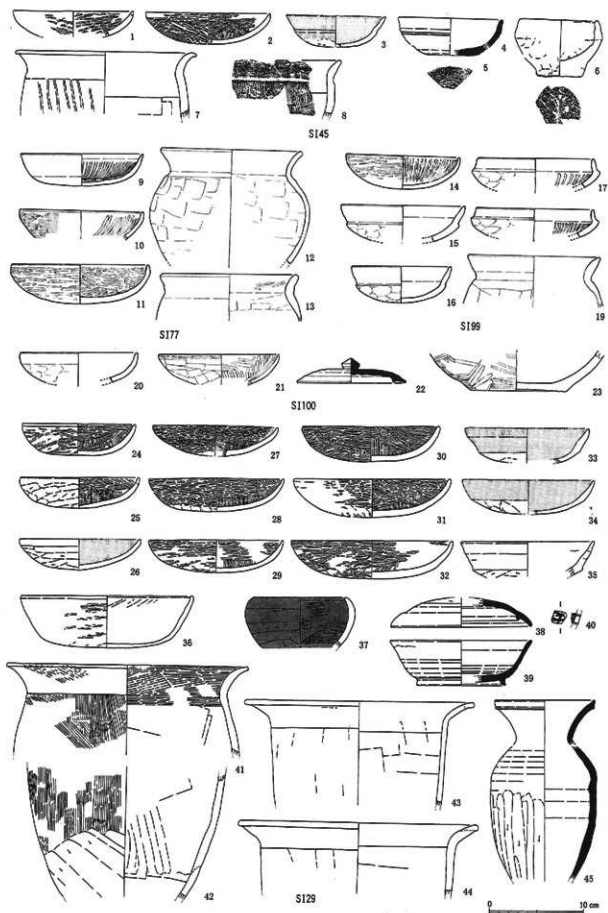


S120

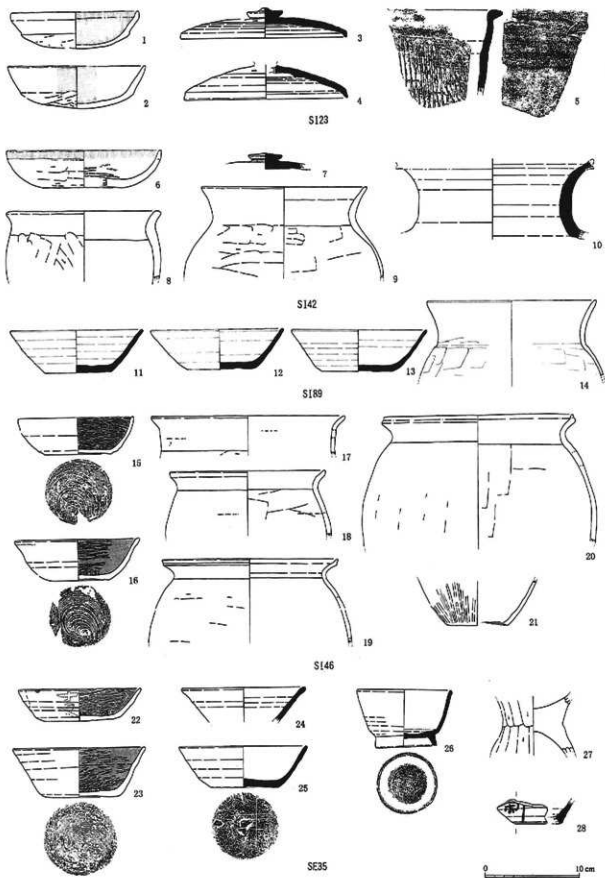


S143

第100图 北関東自動車道路調査区遺構出土遺物(2)



第101圖 北関東自動車道路調査区遺構出土遺物(3)



第 102 図 北関東自動車道路調査区遺構出土物(4)

観測番号	出土位置	類別・容積	寸法 (mm)	型別・手続の特徴	色	胎土	備考
096001	S B 01	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	笠型形状不明	2.5GYR/1オリーブ	白色粒中多量	
096002	S B 01	須恵器・蓋	A:(0.8)B:~、C:~	内外面ナデ仕上げ	5Y7/2灰白	白色粒中多量	
096003	S B 01	須恵器・蓋	A:(0.8)B:~、C:~		5Y7/1灰白	白色粒中多量	
096004	S B 01	須恵器・杯	A:~、B:0.6、C:~	縁部短縮高切り無し	5Y R8/2灰白	精煮	三層底
096005	S B 01	須恵器・杯	A:~、B:(0.0)、C:~	縁部短縮、高切りナデ	7.5Y 6/1	白色粒中多量	
096006	S B 01	須恵器・杯	A:~、B:0.3、C:~	縁部短縮ヘラケズリ、底面彫刻あり	2.5Y7/3灰青	砂粒中多量	構成不良
096007	S B 01	須恵器・杯	A:~、B:(0.0)、C:~	縁部短縮高切り無し、3段の高切りで高切り部有り	10Y 8/1	白色粒中多量	構成不良
096008	S B 01	須恵器・杯	A:~、B:~、C:~		7.5Y R7/4におい渡	砂粒中少量	
096009	S B 01	須恵器・杯	A:~、B:(0.3)、C:~	底面彫刻ヘラケズリ高切部付	5Y 6/1	白色粒中少量	
096010	S B 01	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:平行叩き、内面:ナデ	5Y 6/1灰	白色粒中少量	
096011	S B 01	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:平行叩き、内面:ナデ	5Y 6/1灰	白色粒中少量	
096012	S B 01	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:平行叩き、内面:裏面で具眼	N5/0灰	白色粒中少量	
096013	S B 01	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:叩き不明、内面:背海線文	5Y 6/1灰	白色粒中少量	
096014	S B 01	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:叩き不明、内面:ナデ	7.5Y 6/1灰	砂粒少量	
096015	S B 01	須恵器・蓋/蓋裏	A:~、B:~、C:~		5Y7/1灰白	精煮	
096016	S B 01	須恵器・角貯	1.6高、横専長:12.5		N6/0灰	白色粒少量、小粒含む	B:粗、C:厚み
096017	S B 04	須恵器・杯	A:(0.1)B:~、C:~				
096018	S B 04・北4 段1位出土	須恵器・盃/蓋裏	A:~、B:~、C:~	外面:平行叩き、内面:ナデ	2.5Y7/1灰白	褐色、黒色粒少量	
096019	S B 05	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:平行叩き、内面:背海線文	5B G4/1青灰	白色粒多量	
096020	S B 06・北4東 1位出土	須恵器・高杯蓋裏	A:~、B:~、C:~		10Y 6/1灰	白色粒少量	
096021	S B 06	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:平行叩き、内面:背海線文	外面:5B3/1青灰、内面:5B2/1青灰	白色粒多量	
096022	S B 06	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:平行叩き、内面:背海線文+ナデ	2.5GYR/1オリーブ	白色粒多量、黒色粒少量	
096023	S B 122・北2東3位出土	土師器・杯	A:(0.8)B:~、C:1.4	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ、外側口縁部へラケズリ	10Y R8/3灰青	粗煮	厚底のため不明瞭。
096024	S B 120・北2東3位出土	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:平行叩き、内面:背海線文	N5/1灰	白色粒少量	
096025	S D 32	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:物子型叩き、内面:背海線文+ヘラケズリ	外面:3.0GYR/1オリーブ、内面:10Y 6/1におい渡	白色粒中多量	
096026	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.7)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	7.5Y R6/6	精煮、不透明白色粒、赤褐色粒	縁部短縮、内面にナデ仕上げ
096027	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.1)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	5Y R6/6	砂粒少量、赤褐色粒、黒色粒	
096028	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.4)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ+ナデ、内面:ヨコナデ	10Y R5/4におい渡	白色粒中多量	
096029	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.1)B:~、C:4.0	外面:口縁部ヨコナデ、体部上叩き、内面:ヨコナデ、外側口縁部へラケズリ、内面ヨコナデ	外面:10Y R8/4灰青、内面:10Y R8/3におい渡、内面:10Y R8/4灰青	褐色、粗砂少量	
096030	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:12.2、B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	外面:10Y R8/4灰青、内面:10Y R8/3におい渡	褐色、赤褐色粒少量	
096031	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.3)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	外面:10Y R8/4灰青、内面:10Y R8/3におい渡	砂粒中多量、赤褐色粒、黒色粒	
096032	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.1)B:~、C:(0.7)	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	外面:2.5Y 7/3灰青、内面:10Y R8/4におい渡	砂粒、白色粒少量	内面磨面あり。
096033	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.1)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	7.5Y R7/6	粗砂少量	
096034	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.9)B:~、C:1.8	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	2.5Y7/4灰青	粗砂少量、不透明白色粒含む	
096035	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.4)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ、外側口縁部へラケズリ、内面ヨコナデ	7.5Y R7/6	砂粒、白色粒、黒色粒	厚底のため不明瞭。
096036	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.4)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ、外側口縁部へラケズリ、内面ヨコナデ	7.5Y R8/4灰青	粗煮	
096037	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.2)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ、外側口縁部へラケズリ、内面ヨコナデ	7.5Y R6/6	砂粒、不透明白色粒少量	
096038	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:14.9、B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ、外側口縁部へラケズリ、内面ヨコナデ	外面:7.5Y R7/6、内面:5Y R6/6におい渡	不透明白色粒少量、赤褐色粒少量	
096039	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.1)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	10Y R7/6明赤	砂粒、赤褐色粒少量	
096040	S B 09・北東部西側出土	土師器・筒	A:(0.1)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	10Y R8/3灰青	砂粒少量	
096041	S B 09・北東部西側出土	土師器・蓋	A:(0.8)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	5Y R4/6明赤	砂粒多量、黒色粒少量	
096042	S B 09・北東部西側出土	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:物子型叩き、内面:背海線文	10D G3/1暗青灰	白色粒中多量	
096043	S B 09・北東部西側出土	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:平行叩き、内面:背海線文	5B3/1暗青灰	白色粒多量	
096044	S B 09・北東部西側出土	須恵器・杯	A:~、B:(0.0)、C:~	縁部ヘラケズリ後高切部付	外面:N7/0灰白、内面:N6/0灰	白色粒、褐色粒中多量、赤褐色粒	厚底のため不明瞭。
096045	S B 09・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.4)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ナデ、内面:ヨコナデ	5Y R6/6	白色粒、褐色粒中多量	厚底あり。
096046	S B 09・北東部西側出土	須恵器・蓋	A:~、B:~、C:~	外面:物子型叩き、内面:背海線文	外面:5GYR/1オリーブ、内面:10Y R8/4におい渡	褐色粒中多量、白色粒少量	
096047	S B 104・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.1)B:~、C:~	外面:ヘラケズリ、縁部に彫刻「X」、内面:ヨコナデ	5Y R5/6明赤	砂粒中多量、褐色粒少量	内面に磨かせる
096048	S B 104・北東部西側出土	土師器・杯	A:~、B:~、C:~	内面:背海線文	外面:6B3/1明青灰、内面:6B4/1明青灰	白色粒少量	
096049	S B 103・北東部西側出土	土師器・蓋	A:(0.4)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	外面:3.0Y7/2灰青、内面:2.5Y 6/2灰白	白色粒少量、白色粒少量	
096050	S B 103・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.4)B:~、C:~	外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	7.5Y R7/6	褐色粒少量、白色粒、赤褐色粒少量	内面磨面で四角大形。
096051	S B 103・北東部西側出土	土師器・杯	A:(0.1)B:~、C:~	内外面とも彫磨著しく磨面不明瞭、外面:口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ、内面:ヨコナデ	2.5Y7/3灰青	褐色粒中多量、白色粒少量	
096052	S B 103・北東部西側出土	土師器・蓋	A:~、B:(0.8)、C:~	外面:中多量赤褐色粒付ヘラケズリ、内面:ナデ、縁部に彫刻	外面:7.5Y R7/6明赤、内面:2.5Y R8/3灰青	砂粒中多量、白色粒、褐色粒多量	

第4表 出土遺物観察表(1)

掲載番号	出土位置	種類・器名	寸法 (cm)	形状・手法の特徴	色 調	胎 土	備 考
第00011	S 103 北東 持来品中	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：背海線文	灰黒、5B3/青灰、 内面：5B4/1青灰	白色粒・石膏多量、 焼1~3次焼成	
第00012	SD06・11	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：格子印、内面：背海線文	2.5GY6/1	白色粒中多量	
第00013	SD06	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：背海線文+ナデ	7.5Y6/1灰	白色粒中多量	
第00014	SD11	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外半部縦線ヘラケズリ、つまりナデ	2.5GY6/1オリーブ	白色粒多量	SB16北3裏3 持来品出土。
第00015	SD06・11	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：ナデ	10Y6/1灰	砂粒少量	
第00016	SD18	須恵器・甕	A:(04.6)、B:~、C:~	ロタコ成形	2.5GY6/1灰	白色粒少量	
第00017	SD18	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	ロタコ成形	10Y6/1灰	砂粒少量	
第00018	SD18	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：格子印、内面：背海線文	N6/0灰	白色粒中多量	
第00019	SD26	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：上面筋付ナデリ、内面：ナデ	5Y7/1灰白	砂粒、白色粒中多量	
第00020	SD26	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：格子印、内面：背海線文	10Y7/1灰白	黒色、白色粒中多量	
第00021	SD26	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：ナデ	7.5Y6/2灰白	砂粒少量	
第00022	SD26	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：ナデ 筋あり、内面：ナデ	N6/0灰	白色粒少量	
第00023	SD34	須恵器・甕	A:(05.6)、B:~、C:~	外面：平行印、内面：ナデ	2.5GY6/1オリーブ	比較的黒色、白色粒少量	
第00024	SD34	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：ナデ	7.5Y6/1灰	砂粒多量	焼成中不量
第00025	SD34	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：筋文付貝殻	7.5Y6/1灰	砂粒中多量、小粒含む	焼成中不量
第00026	SD38	土師器・埴	A:(02.1)、B:(01.1)、C:(0.4)	手捏成形、底面筋付ナデ	5Y R6/4灰	白色粒多量	
第00027	SD38	須恵器・埴	A:~、B:(05.5)、C:~	手捏成形、底面筋付ナデ	5Y R7/2灰白	白色粒多量	
第00028	SD38	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：筋文付 手捏成形	内面：7.5Y6/1灰、内 面：7.5Y6/2灰	白色粒少量	
第00029	土師器・埴	A:~、B:~、C:~	外面に白磁粉	内面：10B G5/1青灰	黒色、白色粒少量		
第00030	土師器・埴	A:(04.6)、B:~、C:~	輪転成形	10Y R7/1灰白	赤褐色粒少量		
第00031	土師器・埴	A:~、B:(0.2)、C:~	輪転成形、底面筋付ナデ	7.5Y R7/4灰	赤褐色粒少量		
第00032	S 122	土師器・埴	A:(01.0)、B:(00.1)、C:~	口縁部コナデ、外面ヘラケズリ、 内面一平面仕上げ	10Y R6/4灰黄緑	砂粒少量	
第00033	S 122	土師器・埴	A:(01.6)、B:~、C:~	口縁部コナデ、外面ヘラケズリ、 内面一平面仕上げ	10Y R7/1灰白	砂粒少量	
第00034	S 122	土師器・埴	A:~、B:~、C:(00.7)	外面荒いイロ、内面ナデ	10Y R7/1灰白(黄緑)	石英、長石	
第00035	S 122	土師器・埴	A:(02.4)、B:~、C:~	内外荒ヘラケナデ	5Y R6/4灰白	黒色礫石、石英	
第00036	S 122	埴石	A:~、B:~、C:~				4面使用
第00037	S 121	須恵器・埴	A:(14.6)、B:(6.5)、C:(1.0)	外面筋付下縁及び底面手持ちヘラ ケズリ	5Y6/1灰	白色粒多量	
第00038	S 121	須恵器・埴	A:~、B:(1.1)、C:~	底面ヘラケナデ	5Y6/1灰	白色粒中多量	
第00039	S 121	須恵器・埴	A:~、B:(0.6)、C:~	底面筋付ナデ	10Y R6/4灰黄緑	砂粒多量	
第00040	S 121	土師器・埴	A:~、B:(0.0)、C:~	底面筋付ナデ、底面外面下縁ヘ ラケズリ	10Y R7/3灰白(黄緑)	砂粒少量	
第00041	S 121	土師器・埴	A:~、B:(0.1)、C:~	底面筋付ナデ、底面外面下縁ヘ ラケズリ	5Y R6/2灰黄	砂粒少量	
第00042	S 121	土師器・埴	A:(07.6)、B:~、C:~	口縁部が筋付に立つ	5Y R6/4灰白	石英、長石多量	
第00043	S 121	土師器・埴	A:~、B:(0.9)、C:~	底面外面ヘラケナデ	7.5Y R6/4灰	砂粒多量	
第00044	S 121	須恵器・埴	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：ナデ	7.5Y R6/1灰	白色粒中多量	
第00045	S 175	須恵器・埴	A:(14.4)、B:(7.4)、C:(0.6)	口縁部コナデ、外面ヘラケズリ、 内面：放射状イロ	5Y R6/4灰	砂粒多量、焼1~3次焼成	
第00046	S 175	土師器・埴	A:~、B:~、C:~	外面：ヘラケズリ、筋付あり、内 面一平面仕上げ	10Y R6/4灰黄緑	砂粒少量	
第00047	S 175	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	頸部4本1単位の筋状文	10B G5/1青灰	白色粒中多量	S175より瓦1点 出土。
第00048	S 179	須恵器・埴	A:(13.4)、B:(6.6)、C:(0.8)	底面筋付ナデ、口縁部にスス付	外面：5.5Y7/1灰黄、 内面：5Y6/1灰白	白色粒少量、小粒含む	
第00049	S 179	須恵器・埴	A:~、B:(0.6)、C:~	底面筋付ナデ、口縁部にスス付	5Y R6/4灰	砂粒多量、白色粒少量	焼成不量。
第00050	SK47	土師器・埴	A:(14.2)、B:(7.5)、C:(1.6)	外面：口縁部コナデ、外面ヘラ ケズリ、底面ナデ取り、内面： コナデ、外面筋付に黒色(土)	7.5Y R7/4灰	砂粒多量、赤褐色粒少量	SK47より同一 形状破片出土。
第00051	SK41	土師器・甕	A:(00.2)、B:~、C:~	外面：コナデ、内面：ヘラケ ナ、外面口縁部一平面筋付	2.5Y7/4灰黄	白色粒・黒色粒少量	SK42より同一 形状破片出土。
第00052	SK09	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：ナデ	7.5Y R6/4灰白	砂粒少量	
第00053	SK09	土師器・埴	A:(02.3)、B:~、C:(5.5)	内外荒ヘラケナデ	5Y R6/4灰	砂粒少量	
第00054	SK17	埴石					4面使用
第00055	グリップ・L154	土師器・埴	A:(00.2)、B:~、C:~	外面外面ヘラケズリ、内面筋付上 縁	10Y R6/4灰黄緑	砂粒・黒色	
第00056	グリップ・1700	土師器・甕	A:(04.0)、B:~、C:~	内外筋付ヘラケナデ、内外筋とも筋 付に文字筋付仕上げ	2.5Y7/3灰黄	黒色、含有物少量	
第00057	グリップ・N152	土師器・埴	A:(05.5)、B:~、C:~	輪転成形、内面ヘラケナデと黒色 粒あり	2.5Y7/3灰黄	白色粒・黒色粒少量	
第00058	グリップ・N151	土師器・埴	A:~、B:(0.0)、C:~	輪転成形、内面ヘラケナデと黒色 粒あり、底面ヘラケズリ下縁ナデ	10Y R6/4青灰	砂粒多量で小粒含む	
第00059	グリップ・B175	須恵器・甕	A:(16.7)、B:~、C:(3.7)	天井筋付ヘラケズリ	N6/0灰	白色粒中多量	
第00060	グリップ・152	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~		10Y6/1灰	白色粒中多量	
第00061	グリップ・1793	須恵器・甕	A:(04.0)、B:~、C:~	天井筋付ヘラケズリ	10B G5/1青灰	白色粒少量	
第00062	グリップ・N158	須恵器・埴	A:~、B:(0.5)、C:~	外面筋付及び底面筋付ヘラケズリ	10G6/1緑灰	黒色、白色粒少量	
第00063	グリップ・T1	須恵器・埴	A:~、B:(0.5)、C:~	底面筋付ヘラケナデ	10Y6/1灰	黒色、白色粒少量	
第00064	グリップ・N156	須恵器・埴	A:~、B:(0.3)、C:~	底面筋付ヘラケズリ+高粘付	5Y R5/1灰黄	石英、長石	
第00065	グリップ・N166	須恵器・埴	A:(07.0)、B:~、C:~		6B G5/1青灰	白色粒中多量、焼1 次焼成	
第00066	グリップ・131	須恵器・埴	A:~、B:(0.5)、C:~	底面筋付不明	N7/0灰	黒色、白色粒少量	
第00067	グリップ・M20	須恵器・埴	A:~、B:(0.2)、C:~	底面筋付ヘラケズリ+高粘付	10B G5/1青灰	白色粒多量	
第00068	グリップ・L236	土師器	A:~、B:~、C:~				
第00069	グリップ・N213	埴石	A:~、B:~、C:~				
第00070	グリップ・N213	灰陶器・甕型	A:~、B:~、C:~	外面筋付及び底面筋付ヘラケズリ	2.5Y7/1灰	白色粒	
第00071	グリップ・N158	陶器・甕/甕型	A:~、B:~、C:~	外面に白磁粉	内面：7.5Y6/2灰白	黒色、黒色粒中多量	
第00072	グリップ・N115	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面上半に白磁粉かかると	2.5GY5/1オリーブ	白色粒・黒色粒多量	
第00073	グリップ・N158	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：ナデ	N5/0灰	砂粒少量、白色 粒少量	
第00074	グリップ・N158	須恵器・甕	A:~、B:~、C:~	外面：平行印、内面：ナデ	N6/0灰	白色粒中多量	

第5表 出土遺物観察表(2)

発掘番号	出土位置	種類・器種	寸法 (cm)	形状・手造の特徴	色 調	胎 土	備 考
第098222	グランド M49	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	外面: 平行明糸、内面: 青黒線文	N4/00E	褐色、白色粒少量、赤色黒点	
第098223	グランド P770	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	外面: 輪切明糸	2E/G Y6/1オリブ灰	白色粒や中量	
第098224	グランド T790	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	外面: 格子明糸、内面: ナメ	7.5Y 6/2灰オリブ	白色粒や中量	
第098225	グランド D990	土師器・埴	A: 13.0, B: ~, C: 3.9	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	10Y R8/4灰黄緑	褐色、赤色粒少量	
第098226	グランド D456	土師器・埴	A: (16.9), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	2.5Y 7/4黄灰	黒褐色や中量	
第098227	グランド D456	土師器・埴	A: (13.9), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	2.5Y 7/4黄灰	白色粒、赤褐色粒少量	
第098228	グランド北D46	土師器・埴	A: (14.9), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	外面: 5Y R6/6緑、内面: 2.5Y 7/4黄灰	褐色、白色粒少量	
第098229	グランド北D43	土師器・埴	A: (14.5), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	外面: 10Y R8/4灰黄緑、内面: 10Y R7/6黄緑	褐色、白色粒少量	
第098230	グランド北D711	土師器・埴	A: (14.7), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	7.5Y 7/6黄緑	砂粒少量	
第098231	グランド北D717	土師器・埴	A: (13.9), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	2.5Y 7/4黄灰	白色粒少量	
第098232	グランド北D84	土師器・埴	A: ~, B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	7.5Y R8/3黄緑	比較的褐色	
第098233	グランド D596	土師器・甕	A: (10.0), B: ~, C: (8.9)	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	5Y R6/9黄緑	砂粒や中量、白色粒少量、赤褐色、赤褐色粒少量	
第098234	グランド北C37	土師器・甕	A: (14.4), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	N2/1黄	比較的褐色、白色粒少量	
第098235	グランド D212	磁器・甕	A: (15.5), B: ~, C: ~	天井部縁ヘラナメ	5Y 6/2灰オリブ	赤褐色や中量、磁石少量	
第098236	グランド D41	土師器・甕 磁器・甕	A: ~, B: 0.07, C: ~	底面回転糸切り	外面: 5B G5/1黄灰、内面: 6.5R 4/1黄灰	白色粒多量	
第098237	グランド北C40	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	内外面に自然釉かかる。	外面: 7.5Y 7/4黄緑、内面: 7.5Y 6/2黄緑	白色粒少量	
第098238	グランド D901	磁器・甕	A: ~, B: 7.5, C: ~	底面回転糸切り一帯を貼付	7.5Y 6/2灰オリブ	砂粒多量で褐色粒多量	
第098239	グランド北D87	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	胴部7本1単位の波状文	外面: 2.5Y R4/1黄灰、内面: 5B G4/1黄灰	白色粒少量、小礫含む	
第098240	グランド D122	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	外面: 平行明糸、内面: ナメ	10B G6/1黄灰	褐色、白色粒少量	
第098241	夜庁奥側第1	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	外面: 平行明糸、内面: 青黒線文	外面: 15R 4/1黄灰、内面: 10Y R6/4黄緑	白色粒 (石灰) 多量	
第098242	グランド D41	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	外面: 平行明糸、内面: 青黒線文	外面: 15R 4/1黄灰、内面: 5B G4/1黄灰	白色粒多量で磁石少量含む	
第098243	夜庁奥側第2	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	外面: 平行明糸、内面: 青黒線文	15R 4/1黄灰	褐色、白色粒少量	
第098244	グランド北D87	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	外面: 平行明糸、内面: 青黒線文	5B G4/1黄灰	白色粒や中量、小礫含む	
第098245	グランド北C37	磁器・甕	A: ~, B: 4.8, C: ~	外面: 平行明糸、内面: 青黒線文	15B G5/1黄灰	白色粒 (石灰) 多量	
第098246	グランド D212	磁器・甕	A: ~, B: ~, C: ~	外面: 平行明糸(一帯を斜字状) + ナメ、内面: 青黒線文	外面: 5B G4/1黄灰、内面: 2.5Y 6/2黄緑	白色粒多量	

第 6 表 出土遺物観察表 (3)

発掘番号	出土位置	種類・器種	寸法 (cm)	形状・手造の特徴	色 調	胎 土	備 考
第099219	瓦葺き台、南側 溝埋積層中	土師器・甕	A: (13.8), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	外面: 7.5Y R4/1黄灰、内面: 10Y R7/6黄緑	褐色、黒褐色粒 (雲母?) 少量	
第099220	S B 91、北側 溝3柱埋土中	土師器・甕	A: ~, B: (11.3), C: ~	外面: ナメ、下縁は指摺によるナメ、内面: ナメ	外面: 10Y R6/4黄緑、内面: 10Y R8/4黄緑	砂粒や中量で磁石少量含む	
第10109	S 177	土師器・埴	A: 12.8, B: ~, C: 3.8	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	暗黒褐色	褐色	内面にスス、灯明か?
第10110	S 177	土師器・埴	A: 14.3, B: ~, C: 4.1	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	暗黒褐色	褐色、赤色粒少量含む	内面にスス、灯明か?
第10112	S 177	土師器・甕	A: (14.0), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	5Y R6/9黄緑	白色粒や中量、赤褐色粒少量	
第10113	S 177	土師器・甕	A: (14.5), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	外面: 5Y R6/6緑、内面: 10Y R7/6黄緑	褐色、白色粒少量	
第101134	S 199	土師器・埴	A: 11.8, B: ~, C: 3.8	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	暗褐色	褐色	
第101135	S 199	土師器・埴	A: 12.8, B: ~, C: (1.0)	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	赤褐色	や砂質	
第101136	S 199	土師器・埴	A: 11.4, B: ~, C: 2.8	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	淡褐色	褐色	
第101137	S 199	土師器・埴	A: 12.0, B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	暗褐色	褐色	
第101138	S 199	土師器・埴	A: 12.2, B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	赤褐色	砂質	
第101139	S 199カマド内 S 1100	土師器・埴	A: (14.1), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	外面: 10Y R7/6黄緑、内面: 5Y R6/9黄緑	赤褐色粒多量、白色粒 (石灰?) 少量	
第1011206	S 1100	土師器・埴	A: 12.2, B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	褐色	褐色	
第1011201	S 1100	土師器・埴	A: 12.8, B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	5Y R6/9黄緑	褐色、不明白色粒や中量、赤褐色粒少量	内面にススと漆仕上げあるか?
第1011222	S 1100	磁器・甕	A: 12.0, B: ~, C: 3.8	外面: 口縁部ヨコナガテ	青灰褐色	赤褐色、赤褐色粒含む	
第1011229	S 1100	土師器・甕	A: ~, B: 9.8, C: ~	外面: ナメ、下縁は指摺によるナメ、内面: ナメ	10Y R7/6黄緑	砂粒、赤褐色 (石灰) 多量	
第101201	S 1100	磁器・甕	A: 14.8, B: 1.4, C: 14	底面糸切り旋回ヘラナメ	灰褐色	赤褐色、磁石粒含む	
第101202	S 189カマド内	磁器・甕	A: 14.6, B: 7.1, C: 4.2	底面糸切りのまま、口縁部内面にナメ	赤褐色、二次焼成済む	や砂質	
第101203	S 189	土師器・甕	A: 13.7, B: 6.8, C: 4.5	底面ヘラ切りのまま	青灰色	砂粒・白色粒含む	磁石
第101204	S 189	土師器・甕	A: (14.0), B: ~, C: ~	外面: 口縁部ヨコナガテ、体部へタテナメ、内面: ナメ	外面: 10Y R7/6黄緑、内面: 5Y R6/9黄緑	赤褐色	

※ 北関東自動車道路建設に伴う発掘調査の一部。他は報告書を参照された。

第 7 表 出土遺物観察表 (4)

第2節 瓦

1 出土瓦の概要

本遺跡で出土した瓦の総量は約2949kgである。これらのほとんどはSB01及びSD26で出土しているものである。出土した瓦は鍍瓦・字瓦・女瓦・男瓦・道具瓦である。范種から鍍瓦は3類に、字瓦は3類に分類された。女瓦の叩きは型押文が女瓦全体の99%の重量を占めていた。分類可能な型押文は産地別で分けると100%宇都宮系である。このほか文字瓦が約1200点出土しているが、これについては第5章でまとめることとしたい。

なお、本遺跡出土瓦については『上神主・茂原遺跡I』において詳細な記述を行っており、その後も、大きくは変わっていないことから、概略をまとめることとする。

(1) 軒先瓦の分類

軒先瓦は瓦当文様を基準に分類番号を付しており、鍍瓦は3型式、字瓦は3型式ある。

鍍瓦

鍍1類 面鋸歯八葉複弁蓮華文で80点出土している。中房には1+8の蓮子を記し、外区外縁には凸面の鋸歯文が24、外区内縁には16の珠文がめぐり、外区外縁の面鋸歯部分には范傷がある。

他遺跡では多功遺跡1類、下野薬師寺118、下野国分尼寺3種と同范であり、多功遺跡では66点中64点がこの文様であり、窯跡では水道山3号窯、根瓦互窯から出土している。

鍍2類 線鋸葉八葉複弁蓮華文で8点出土している。中房には1+8の蓮子を記し、中房周縁には凸状の圓縁があり、外区外縁は凸線鋸葉が24、外区内縁には珠文が24めぐる。

他遺跡では下野薬師寺103B、下野国分尼寺4種と同范である。

鍍3類 八葉葉弁蓮華文で17点出土している。中房には1+5+7の蓮子を記し、外区の外縁は素文で、内縁は外縁よりやや低くなり蓮珠が配される。水道山3号窯で出土している。

押図番号	文 様	出土地点	調査回数	瓦通番号
1	1 類	I 606	5	15140
2	1 類	I 576・577	5	15142
3	1 類	I 519	5	15143
4	1 類	S D26	6	15166
5	2 類	N 423・483	1	5142
6	3 類	I 518・548	1・5	5132
7	3 類	S B01・I 514	5	15081
8	3 類	I 607	5	15141
9	3 類	H 536・567	5	15159

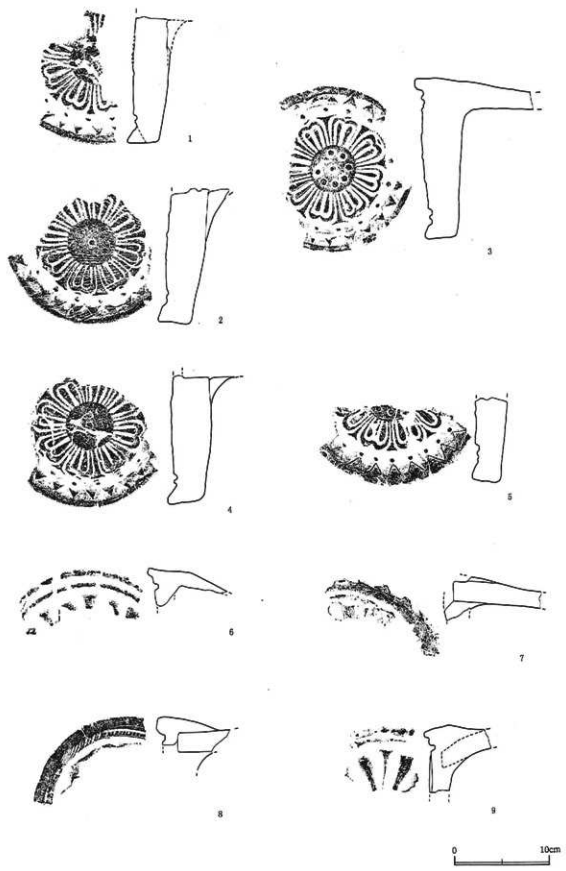
第8表 鍍瓦一覽

字瓦

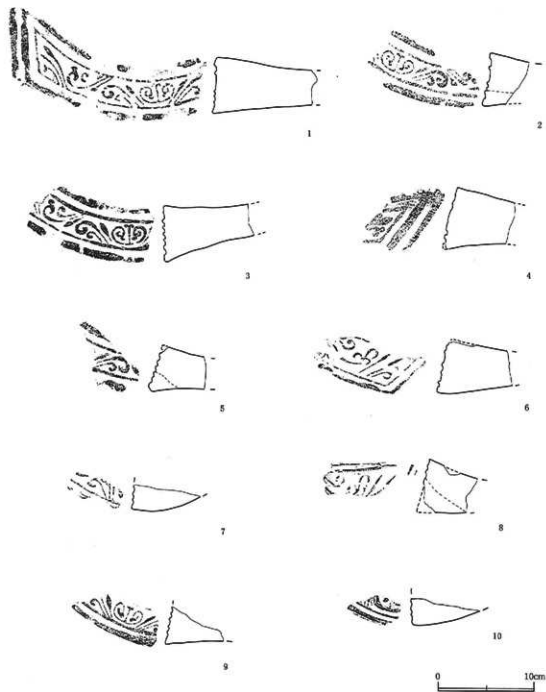
字1類 均整唐草文で17点出土している。丸みのある中心飾りから、左右に唐草が3回反転している。

発掘調査で確認された資料には瓦当面左上に范割れがある。他遺跡では多功遺跡2類、下野薬師寺203A、下野国分僧寺13類と同范であり、窯跡では水道山1・2号窯、乙女不動原瓦窯で出土している。

字2類 均整唐草文で4点出土している。中心飾りから左右に唐草が3回反転するのは1類と同類だが、文様のくずれが目立つ。顎は直線顎に近い曲線顎である。他遺跡は下野薬師寺表採品があるが、窯跡では出土していない。



第 103 图 鍍瓦尖測图



第 104 图 宇瓦实测图

字3類 均整唐草文で1点出土している。「上神主・茂原遺跡Ⅰ」刊行後確認されたものである。縦長の中心飾りから、左右に唐草が3回回転する。全て曲線顎だが直線顎に近いものがある。他遺跡では下野薬師寺203E、下野国分僧寺1類、下野国分尼寺3類と同形である。

押印番号	文 様	出土地点	調査回数	瓦通番号
1	1 類	S B01、I 572・602	1・5	5159・15043
2	1 類	S X02	1	5160
3	1 類	I 608	5	14943
4	1 類	I 574	5	14944
5	1 類	I 544・575	5	14945
6	2 類	I 573	1・5	5147
7	2 類	I 577	5	15048
8	2 類	I 547・577	5	15045
9	2 類	I 578	5	15049
10	3 類	I 518	5	15050

第9表 宇瓦一覽

(2) 女瓦の型押文

本遺跡では10叩き具12種類の型押文を確認し、全て宇都宮産であり、多功遺跡の宇都宮産15種類のなかの10種類と共通していることから、本遺跡と多功遺跡の型押文は密接な関係にあると考え、多功遺跡の型押番号と共通の番号を付している。なお多功遺跡では74までの番号が付されており、本遺跡で新たに出土した型押文は、その後の番号をつけた。

型押文の分類は240kgを対象に行った。21は痛みの進行と叩き具の改変から、A・B・Cの3種に分けているが、Aは格子の潰れはほとんど無く、B段階では上段・下段・左端に痛みが生じ、C段階では痛みが生じた場所を削り取って改変を加えている。出土量をみるとAは僅少であるが、BとCは多量であり、この2種で全体の70%以上を占める。

横骨痕は小破片や凹面にケズリが入り確認できないものを除くと、全てのもので認められる。

なお、表中の他遺跡型押番号は以下の報告書によった。

大川 清 1976 『下野の古代窯業遺跡』 栃木県教育委員会

大川 清他 1979 『山本山古墳・水道山瓦窯発掘調査報告書』 栃木県教育委員会

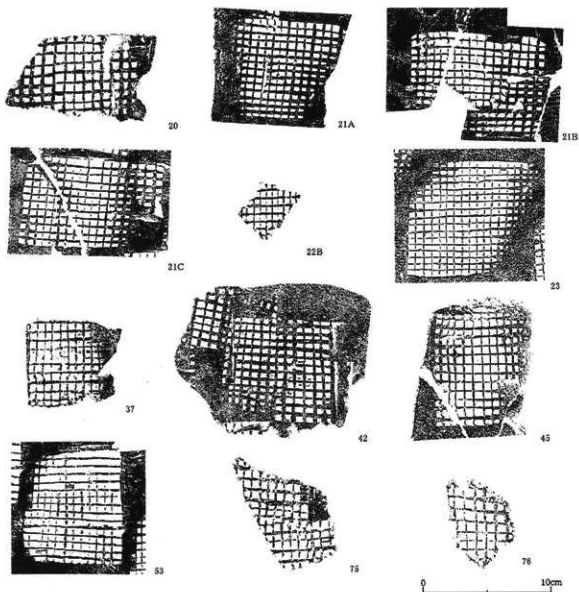
大川 清 1982 『水道山瓦屋』 栃木県教育委員会

大橋泰夫 1996 『下野国分寺跡Ⅱ』 栃木県教育委員会

秋元陽光・保坂知子 1997 『多功遺跡Ⅲ』 上三川町教育委員会

2 瓦の年代

本遺跡の瓦は、すべて宇都宮古窯跡群から供給されていることがわかっているが、同古窯跡においては、下野国分寺においても主要堂塔造営期に供給されることがわかっており、中でも金堂から出土する河内郡式は、塔より出土する下野国分寺式より先行することがわかっている。さて、本遺跡の女瓦型押文21Aは下野国分寺僧寺の女瓦型押文240と同型であることは、上神主・茂原遺跡の上限を国分寺創建段階におくことができる。これに対して下限は、文字瓦が最終段階に含まれており、この中には「君子」の文字が存在することから757年と考える。このように瓦の年代は740年代～757年とするが、同じ叩き具の21がAからCへと変化するという、極めて短い期間であったと考えられる。



第 105 図 型押文拓影図

型押番号	格子の数	重量 (g)	比率 (%)	他 遺 跡	備 考
20	13 × 13	14,315	6.0	根 5、僧 228B	
21A	14 × 18	2,185	1.0	水 21、僧 240	
21B	14 × 18	82,265	34.2	水 21	文 字
21C	12 × 17	68,925	28.7	水 19、根 4、葉 318	文 字
22B	15 × (21)	2,765	1.2	僧 224B	さらに痛むと水 9、僧 224C
23	17 × 18	7,540	3.1	僧 369	
37	13 × 16	970	0.4	僧 227A	さらに痛むと水 8、僧 227B
42	13 × 13	41,320	17.2	僧 229	文 字
45	13 × (14)	16,065	6.7	水 1、根 6	
53	15 × 13	1,720	0.7	水 2、僧 225B	
75	10 × 11	960	0.4	水 17、僧 231B	
76	11 × (11)	1,000	0.4		
		240,030	100		

第 10 表 女瓦型押文一覧

第5章 まとめ

第1節 遺構の時期と変遷

はじめに

ここでは、今回確認された官衙遺跡について、調査結果に基づき、その時期と変遷について検討することにした。前章で記したとおり、今回確認した官衙関連遺構は、北関東自動車道路跡調査区も含めて掘立柱建物跡76棟(内総柱式50棟)、礎石瓦葺建物跡1棟、竪穴建物跡14棟、井戸跡2基、掘立柱塀跡2基及び区画溝等である。前後して存在した集落跡の状況からは、これが概ね7世紀の後半代から9世紀にかけて存続したものであることが想定できるが、ここではまず、調査で確かめられた遺構の先後関係を地区ごとに整理し、その上で官衙全体としての時期変遷を考えてみることにしたい。

なお、再三記すとおり、今回の調査はトレンチ主体による確認調査であり、北関東自動車道路跡調査区を除けば、調査面積は遺跡全体の2割にも満たない。しかも遺跡保存が目的の調査であることから、遺構の掘り下げも必要最低限に止めたものである。従って、今回の調査から得られた情報は決して十分なものとは言えず、本遺跡の詳細を明らかにするには、今後の調査によるところが大きいことを付記しておきたい。

1 遺構の先後関係

(1) 正倉域

今回、正倉域から確認された建物跡は50棟である。その内訳は、総柱式掘立柱建物跡45棟(推定も含め)・側柱式掘立柱建物跡4棟、総柱式の礎石瓦葺建物跡1棟で、当然ながら総柱式が圧倒的多数を占める。この内明らかに重複が認められたのは中央部の一画だけであり、その先後関係は次のとおりである。

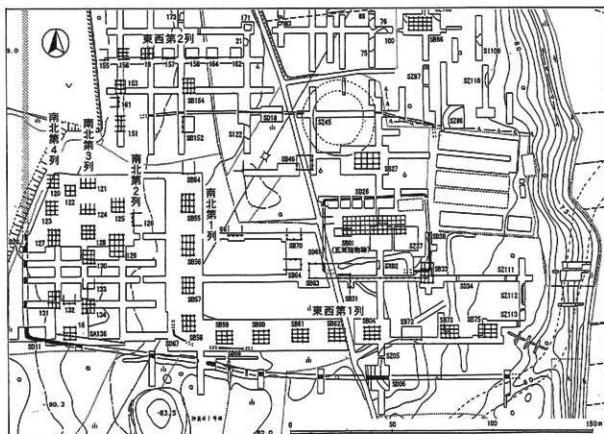
・総柱式掘立柱建物跡SB33→総柱式礎石瓦葺建物跡SB01(ただし周囲の溝)→側柱式掘立柱建物跡SB63
なお、他に側柱式掘立柱建物跡SB31がSB63と重複するが、先後関係は不明であった。

SB01やSB63は規模・構造から正倉域の中心的建物と言えるが、それ以前から建物(倉庫)の建設が開始されていたことは、以上の所見から明らかとなった。しかし、正倉域において重複関係にある建物跡はこれら4棟だけであった。また、建物方位についても数度の幅はあるものの、時期差を求めるほどの群別化は見出しがたい。むしろ全体的には、統一的な配置計画に基づき、一連で建設が続けられた結果とみるのが自然であり、年代が推定できる出土土器等もほとんど確認されない現時点では、これら50棟にも及ぶ建物跡の先後関係を明らかにするのは、非常に困難な作業であると言える。

そこでここでは、調査で確認された各建物跡の属性や配列・配置状況等から、単純ではあるが次の2点を考え方の原則とし、建物(倉庫)建設の傾向性を類推することとした。

- ① その場での建替えが認められるもの(SB04・61・55・56・129)は、早い段階に建設されたと考える。
- ② 配列・配置上、隙間に埋め込んだとみられるもの(SB122・132・16等)は、後から建設されたと考える。

まず①については、該当する建物跡がいずれも規模の大きいグループ(面積で、50㎡前後を超えるもの)に属するものであった。このことから、一つの傾向として、規模の大きいものは早い段階に建設されたと同推することができる。また、該当する建物跡の内、SB55とSB56に架間方向の柱穴を溝状(布堀状)に掘る手法が確認されたが、同様な手法がみられたSB33・125・151も同時性が高いものと考えられる。さらに該当する建物跡の中には、周囲を取り囲むような付属施設がSB55とSB129にみられたが、同様な施設が確認



第 106 図 正倉城遺構配置模式図

された SB152 も早い段階の建築と推定することができる。

次に②の配置・配列上についてであるが、中央部の L 字状配列や西部の南北列等を、仮に第106図のような名称と呼ぶとすると、①の考え方で早い段階に建設が開始されたのは南北第1・2列及び東西第1列となる。また、南北第1・2列と南北第2・4列間の距離がほぼ等しいことを重視すれば、南北第3列は南北第4列より後に設定したものと想定できる。そしてさらにその間隙を埋めるように建設されたのが、SB122・132・16等の小規模な建物（倉庫）ではないかという考え方である。また、これらのことから、全体に建物（倉庫）が小型化の傾向にあった可能性も指摘できる。

なお、本来であれば、柱間寸法・基準尺・平面規模・柱穴廻形等の比較分析が必要なところであるが、今回は確認調査ということもあり、十分な検討は成し得なかった。

(2) 政庁跡

政庁及びこれに係わるものとして今回確認した建物跡は、正殿跡と考えられる SB90・91、東脇殿跡と考えられる SB103、西脇殿跡と考えられる SB104（A・B期）、東脇殿跡南西の小規模建物跡 SB80、

遺構名	柱配置	平面積
SB01	14×4間	282.6㎡
SB27	4×3間	93.0㎡
SB129	4×3間	74.5㎡
SB33	3×3間	55.8㎡
SB75	3×3間	54.0㎡
SB56	3×3間	53.7㎡
SB73	4×3間	51.8㎡
SB04	3×3間	50.4㎡
SB62	3×3間	50.4㎡
SB131	3×3間	50.4㎡
SB134	3×3間	49.6㎡
SB55	3×3間	48.6㎡
SB61	3×3間	48.6㎡
SB59	3×3間	48.6㎡
SB60	3×3間	46.8㎡
SB57	3×3間	43.7㎡
SB127	3×3間	43.6㎡
SB58	3×3間	42.1㎡
SB128	3×3間	41.5㎡
SB130	3×3間	41.5㎡
SB154	3×3間	39.3㎡
SB16	2×2間	37.8㎡
SB17	3×2間	34.2㎡
SB122	2×2間	27.5㎡
SB153	3×2間	26.4㎡

第 11 表 正倉城内綿柱式建物跡の規模

及びこれらを囲むように位置する総柱式掘立柱建物跡 SB86・159・163・北SB21・22 などである。

さて、これら政庁域の建物跡群においては、正殿跡・西脇殿跡及び北西隅の総柱式掘立柱建物跡に建替えが認められたものの、建物跡どうしの重複は確認されなかった。ただし、本官衙遺跡に前後する集落跡の竪穴住居跡との重複からは、次のような先後関係が確認されている。

①北 SI20→西脇殿跡 SB104、②SI97→東脇殿跡 SB103→SI98

なお、西脇殿跡が切る北 SI20 は、第 I 群土器（第 4 章参照）を伴う住居跡であった。また、東脇殿跡と重複する 2 軒の住居跡はいずれも出土土器が僅かであったが、同脇殿を切る SI98 には第 III 群土器とみられる須恵器片が確認された。

次に政庁域の変遷についてであるが、まず正殿跡については第 3 章で記したとおり、南面庇の SB90 から 6×3 間側柱式の SB91 に建替えられる案と、同じく南面庇 SB90 からこの身を踏襲して四面庇状の SB91 に建替えられる案とが考えられる。後者 SB91 の場合、庇の柱位置としては非常に特異な形態とはなるが、北方建物群中に同様な柱位置の庇状建物跡が存在することを重視し、ここでは後者の案を採用することにした。また、脇殿跡については、西脇殿跡 SB104 が建替えに伴って梁間の柱間寸法を 1 尺ほど短くしている（B 期）ことを確認したが、東脇殿の同柱間寸法はこの B 期とほぼ同じであることから、西脇殿の建替えに伴って両脇殿が成立したものと推定できる。

以上のことから、政庁域については、第 107 図で示すとおり、南面庇の正殿と西脇殿で構成される L 字状配置（I 期）から四面庇状の正殿と両脇殿で構成されるコの字状配置（II 期）に変遷したものと考えた。

(8) 北方建物跡群

今回、北方建物跡群域で確認された官衙関連遺構の内訳は、掘立柱建物跡 17 棟・竪穴建物跡 14 棟・井戸跡 2 基である。まず、これらの建物跡と前後する時期の集落竪穴住居跡との重複関係は次のとおりである。

① SI 3→SB57→SI42、② SI52→SI45→SI46、③ SB48→SI89

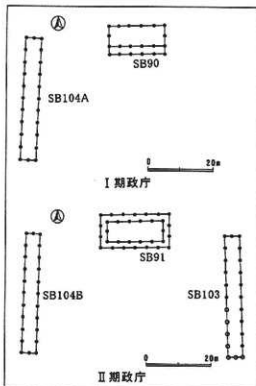
SI 3・52 は第 I 群土器を伴う古墳時代後期の住居跡、また SI42・46・89 は第 III 群土器を伴う平安期の竪穴住居跡であり、北方建物跡群がこの間に展開したものであることは、以上の切り合い関係からも明白である。

次に関連する建物跡どうしの重複関係は次のとおりである。

① SI99→SB102、② SI104→SB105・106、③ SB106→SB107、④ SB71→SB73（ただし建替え後の柱穴が切る）

以上の重複関係の内、まず①・②からは、長方形大型の竪穴建物跡が早い段階のものであることを類推できる。これについて第 3 章では、配置状況から掘立柱建物跡との組合せ（例えば SB57・40 に付随する SI45・43 など）の可能性も指摘したが、これらがいずれも人為的に埋め戻されていること、第 II 群土器でも古手のものを伴っているものが多いことなどから、相対的には掘立柱建物に先行したものであると考えたい。

一方、掘立柱建物跡については、南北棟と東西棟の組合せやその場での建替えが認められる。前記した④



第 107 図 政庁跡の変遷

の重複関係とこれらの状況を合わせると、北方建物跡群中央部では次のような建物群変遷が想定できる。

・SB50 A期とSB71→SB50 B期とSB72→SB48 A期とSB73 A期→SB48 B期とSB73 B期

孤立柱建物跡どうしではこの他に、SB105～107の3棟が、互いに同時存在し得ない重複関係にある。以上のことから、孤立柱建物跡を中心にみると、細かくは3～4時期の変遷があることになる。

なお、本遺跡特有とも言える半面だけに庇状の柱配置を持つ孤立柱建物跡（SB48・57・91）については、前記した建物変遷から、新しい段階のものとして推定することができる。特にSB48では、建替えに伴って（B期）この庇状が付されたことが調査で確かめられており、本建物跡群中ではこの建築形態が後出的なものであることを物語っている。

(4) 外郭施設と道路跡

まず官衙の外郭施設と考えられる南隈溝・西隈溝については、年代を特定できるような遺物の出土は確認していないが、南から正倉城・政庁城・北方建物跡群という整然とした配置を取り囲んでいることから、官衙設置当初から計画的に造営されたものであると考えたい。なお、掘り返しが認められること、内側に塀が設けられた時期があること、さらには部分的に埋め立ても認められることなどから、構造的な変遷があったものと考えられるが、今回の調査ではこれを明らかにすることはできなかった。

次に遺跡南東で確認された道路跡についても、直接年代を推定できる資料は確認されていないが、形状的な特徴から、後から官衙施設に取り付けたものである可能性が高いものと思われる。なお、その敷設時期については、外郭施設の変遷と大きく関わってくるものと考えられる。

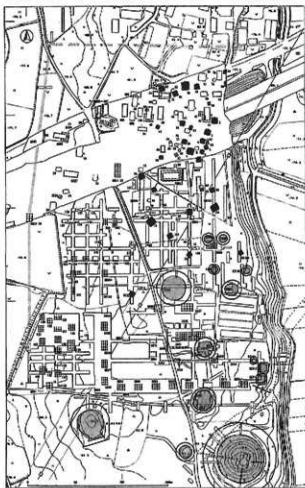
2 時期と変遷

(1) 官衙設置以前の状況

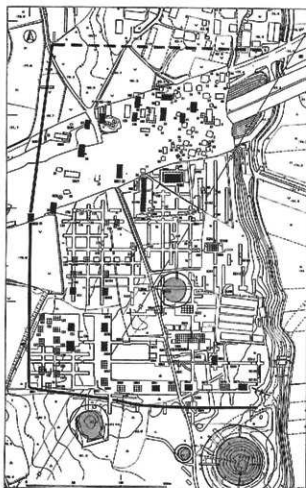
ここでは、官衙が設置される以前、すなわち古墳時代の当該地の利用状況について確認しておきたい。

まず、南部域は古墳群であるが、これらは、さらに南方に向かって大きく展開する神主古墳群の北端の一群と捉えられる。5世紀初頭の大形円墳である浅間神社古墳を盟主とする古墳群であるが、これまで横穴式石室等の内部主体は確認されておらず、中期型の群集墳と考えられる。今回の調査の結果、小古墳が中心であるが、官衙域内に10基以上の古墳が及んでいたことを確認したものである。

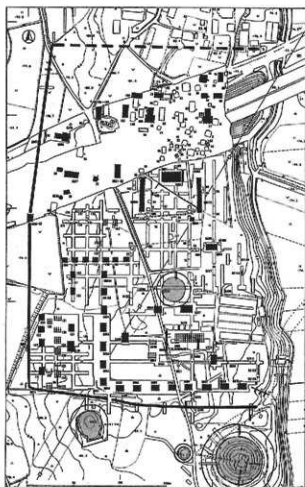
また、北部域一帯は、堅穴住居跡中心の集落跡であった。出土遺物（第I群土器）から古墳時代後期、6世紀末から7世紀前半にかけてのものであると推定できるが、南部古墳群域との重なりがほとんどみられないことに注目できる。墓域として強く意識されていた状況が、よく物語られている。



第108図 官衙設置以前の状況



第 109 図 官衙Ⅰ期



第 110 図 官衙Ⅱ期

(2) 官衙の変遷

ここでは、前記した各建物跡群の先後関係を基軸として、官衙施設全体の変遷を考えてみることにしたい。なお、変遷の画期としては、政庁の礎替え及び構造変化・正倉域における大型瓦葺倉庫 SB01 の建設とその廃絶を大きなものとして捉え、以下 4 期の区分を考えた。

官衙Ⅰ期 (第 109 図)

官衙の創設期である。大型円墳である浅間神社古墳を南東に配置するかのように東西約 250 m・南北約 390 m (推定) の敷地が選定され、外郭は南辺・西辺及び北辺 (推定) が溝で、また東辺は自然の台地斜面で画されている。内部は南の正倉・中央の政庁・北の関連建物群という配置計画に基づいて建設が進められたとみられるが、南部正倉域の造成に伴っては少なくとも 10 基の古墳が削平されている。ただし、円墳 SZ 45 (直径 25 m) だけは、正倉域と政庁域を画するような位置に残されているところが興味深い。なお、この時期、西辺中央の門 (八脚門?) が施設の正門であった可能性が高い。これについては、後述するが、西 0.75 km に所在する西下谷田遺跡官衙施設との関連が強いものと考えている。

正倉域では、東西第 1 列・南北第 1 列及び南北第 2 列等で、倉庫の建築が開始される。いずれも比較的大型のものが中心であるが、端から順に建築されていくのではなく、当初から敷地全体の配置・配列計画があり、それぞれの列毎に建築が進められていく様子が窺い知れる。

政庁は、南面庇の正殿 SB90 と西脇殿 SB104 A 期の 2 棟で開始されたものと思われる。官衙敷地全体の中で政庁の位置取りはやや東寄りとなるが、これは台地端部を望む高燥な位置を選んだことが一つにはあると

思われるが、施設内に残された円墳 SZ45 を南正面に置くように正殿を配した可能性もあるものとみられる。

北方域においては、大型竪穴建物を中心とした建物群が開始される。いずれも南北棟であるが、東西方向への幅広い展開がみられ、次期の竪立柱建物を中心とした配置を予め意識した並べ方とも思われる。なお、官衙施設全体の建設計画の中では、本建物群が若干先行して設置され、政庁及び正倉域の造成・建設を担ったという考え方もある。

本時期の年代については、北方建物跡群中の大型竪穴建物跡の出土土器が第Ⅱ群土器でも古い様相を示していることから、7世紀後半段階に開始されたものと考えたい。

官衙Ⅱ期（第110図）

官衙としての発展・充実期と捉えられる時期である。官衙全体の規模はⅠ期を踏襲しており、やはり西門が正門であったものと考えられる。

正倉域では、倉庫建設が敷地のほぼ全域に及び、特に西側では北方へ拡張した様子も窺われる。中央部では東西第1列と南北第1列よりL字状の配列が形成されるとともに、西部の南北第2列・4列の建設も進められたとみられる。また、西部では拡張する正倉域の北限を定めるかのように東西第2列が建築され、南北第2列や同4列との組合せにより逆L字状の配列が形成されたものとみられる。なお、中心部で数棟確認された側柱式の竪立柱建物跡については、北方建物跡群中のそれとの手法的な共通性から、この時期に建築が開始されたものと考えた。

政庁は、正殿が四面庇状（SB91）に建替えられるとともに、東西両脇殿（SB104A期・SB103）が成立し、コの字状の整った形態となる。政庁そのものを区画する施設や門が確認されていないことから、政庁域の範囲をどこまでとするかは問題であるが、南部正倉域や北方建物跡群域との配置状況から、北西及び南東の大型側柱式竪立柱建物跡（北SB21・22とSB86）を含めた1町四方程度ではないかと考えられる。

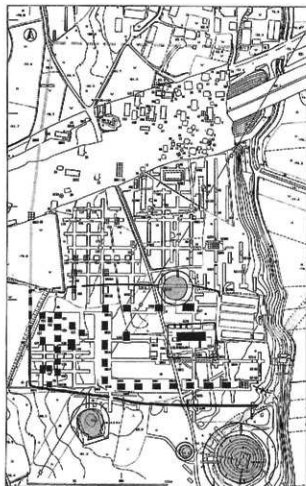
北方建物跡群域は、側柱式の竪立柱建物跡が中心となる。全体には南北棟と東西棟の組合せを単位として展開する様子がみられるが、西斜面部は東西棟だけとなるようである。また、半面だけに庇状のものを付ける建物跡は、本官衙を特徴付ける建物跡の一つであるが、正殿四面庇との柱配置上の共通性が高いと思われるものである。なお、竪穴建物跡はⅠ期の大型なものに変わって小型な東西棟が中心となり、南西や北東の一面に集中するような傾向がみられる。

本時期の年代については、北方建物跡群中の竪穴建物跡の出土土器が第Ⅱ群土器でも新しい様相を示すものが多いため、8世紀前半を中心とした時期と考えたい。

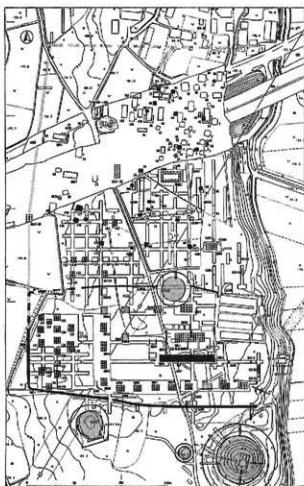
官衙Ⅲ期（第111図）

官衙としての形態が大きく変容する時期である。すなわち、正倉域への大型瓦葺倉庫 SB01 の建設を契機として、政庁及び北方建物群が消滅し、正倉だけに官衙としての機能が縮小されたとみられる時期である。この変遷を想定した根拠としては、SB01 の創建が瓦の編年から8世紀中頃と考えられるのに対し、政庁に2時期以上の変遷が認められないこと、北方建物跡群を中心とした土器変遷で第Ⅱ群土器と第Ⅲ群土器の間に明らかな断絶期（8世紀後半）が認められたことなどが挙げられる。

まず大型瓦葺倉庫 SB01 については、Ⅱ期までに整備された倉庫配列の内、中央部に形成されたL字もしくはコの字配列の中心に収めるような位置取りがなされている。この建物は、さらに周囲を溝で囲むという敷重さがみられ、極めて特別な扱いを受けた様子が窺われる。一方、西部においては引き続き南北列の倉庫建設が進められるとともに、列間の隙間に小規模なものを建て込むような状況もみられ、中央部との景観的な差が顕在化したように思われる。



第111図 官街Ⅲ期



第112図 官街Ⅳ期

次に正倉の北限については、残された円墳SZ45を横切るように掘られた溝SD18により、新たに設定されたものとみられる。これは、SD18が西北部の倉庫列を切るように走っていること、埋め戻された様子がみられないことなどを根拠とした想定であるが、相当数の倉庫を廃絶したとみることになる。なお、新たに設定された正倉の規模は、東西約250m・南北約130mということになる。また、この外郭構造の変化に伴い、Ⅱ期までの西門を正門とする施設の在り方も消えたわけであるが、確認されている道路跡も、この時点で正倉に取り付けるように敷設されたのではないかとこの時点でも想定できる。

本時期の年代については、前記したSB01の創建年代から8世紀後半を中心とした時期と考えている。

官街Ⅳ期(第112図)

正倉としての官衙の衰退期と思われる。正倉の規模・形態はⅢ期を踏襲しているものとみられるが、中心建物が大型瓦葺倉庫SB01に替わって長大な側柱式掘立柱建物(桁行19間・56m以上)SB63になる時期である。これは、SB01本体ではなく、周囲を囲む溝を切っているものであるが、この時期、Ⅱ期まで政庁及び北方建物群として官衙域であった地が再び集落となること、そしてこの内の多くの竪穴住居のカマドにSB01の屋根瓦が構築材として転用されていることなどから、蓋然性の高いものとして想定したものである。従って本時期が開始するもの、北部に出現した集落が第Ⅲ群土器を伴うものであることから9世紀前半頃と考えている。

なお、この時期、正倉がさらに増設された様子は窺われないが、これまで建築されてきた倉庫群についても、どれだけ維持管理されていたかは判断がつかかねるところである。

第2節 遺跡の性格と位置付け

前節では、調査成果に基づき、本官衙遺跡の時期と変遷について考えてみた。建物跡の分析や出土遺物の検討など、決して十分に整理し得たものではなかったが、現時点における大まかな変遷案はたどれたものと考えられる。さて本来であれば、さらに各地の官衙関連遺跡との比較分析を通して、本遺跡の位置付けを検討しなければならないところであるが、ここでは取り敢えず調査から得られた本遺跡の特徴を改めて整理し、主に周辺遺跡との関連の中でどのような位置付けが可能かを考え、本報告のまとめとすることにしたい。

1 官衙としての特徴

(1) 一体的な施設整備

長方形の大規模な区画(東西約250m・南北約390m)内に、正倉・政庁及び関連建物群等の施設が一体的に整備されている。政庁についても特に区画施設を設けないが、南部正倉と北部関連建物群に挟まれる形で官衙の中央に位置し、官衙全体の門である西門を正門としていたものと思われる。また、正倉域においては当初から倉庫の配置・配列計画が組まれていた様子もみられるなど、全体として計画性の高さが窺われる。

(2) 官衙施設(機能)の変容

本官衙遺跡は概ね4時期の変遷をたどるとみられるが、その前半(I・II期)と後半(III・IV期)では大きく様相を異にしている。すなわちII期からIII期にかけての政庁と北方関連建物群の消滅(あるいは移転)及びこれに伴う大型瓦葺倉庫の建設であるが、このことを契機として本官衙は正倉機能を中心とする施設に変容したものと考えられる。ただし、この後半期の正倉がどのように管理運営されたかについては、遺構的に明らかにすることはできなかった。

(3) 大型瓦葺倉庫と人名文字瓦

大型瓦葺倉庫SB01は、本官衙遺跡後半期の中心建物であるが、倉庫建物としては傑出した規模・構造を誇るものである。また、正倉域の中心部に置かれるとともに周囲が溝で囲まれるなど、その取り扱いには特別な配慮がみられる。本遺跡を特徴付ける出土遺物として古くから注目され、今回の調査でも1,200点余りもの出土がみられた人名文字瓦は、この建物の屋根に葺かれていたものである。恐らくこの出土量の多さは他に類をみないものと思われる。なお本建物跡は、規模・構造的に那須官衙遺跡西ブロック(正倉院)中の瓦葺礎石建物跡TG-161との共通性が極めて高いが、このような正倉における瓦葺倉庫の存在は、本地方(東国)の特殊性であることが指摘されている。

2 周辺遺跡との関連

(1) 複数の官衙(関連)遺跡

今回、本遺跡が官衙として確認されたことにより、本遺跡周辺、言い換えれば古代下野国河内郡域には、3つの官衙(関連)遺跡が存在することとなった。すなわち多功遺跡・西下谷田遺跡及び本官衙遺跡である。概要については、すでに第1章第2節で触れたとおりであるが、改めてそれぞれの特徴を整理し比較したものが第12表である。それぞれの調査事情による情報量の違いがあることから、単純には比較できないところであるが、敢えて比較検討すれば次のような差異が認められる。

まず規模については、西下谷田遺跡が一番小さく、面積で比べると本官衙遺跡の6分の1程度である。多功遺跡については不明なところが多いが、東方の台地上へ広がるとすれば本官衙遺跡を上回る規模になるも

遺跡名	規模	外郭施設	主な確認遺構	存続期間						特記事項その他
				650	700	750	800	850	900	
上神主・ 虎形遺跡	東西：約 250 m 南北：推定 390 m 面積：推定 9.75 ha	外郭：東辺以外は溝で、 内側に獨立柱榭を伴う。 門：西辺中央、八脚門？	獨立柱建物跡 76 棟、瓦 葺建物跡 1 棟、竪穴建 物跡 14 棟、井戸跡 2 基							後半期には政庁が消滅（移転か）し、正倉のみとなる。
西下谷田 遺跡	東西：推定 108 m 南北：約 150 m 面積：推定 1.62 ha	外郭：獨立柱榭 門：南辺中央。棟門か ら八脚門へ。	獨立柱建物跡 14 棟、竪 穴建物跡 3 棟							周囲に同時期の竪穴住居と獨立柱建物跡群。新羅土器が複数出土。
多功遺跡	遺構分布範囲で、 東西：約 200 m 南北：推定 300 m	外郭：溝を一部確認	獨立柱建物跡 13 棟、地 形建物跡 10 棟（瓦葺建 物を複数含む）							炭化米が出土。遺跡は東方の台地上まで及ぶ可能性が大きい。

第 12 表 古代河内郡内の官衙（関連）遺跡

のと思われる。なお外郭施設は、本官衙遺跡及び多功遺跡が溝を主体としているのに対し、西下谷田遺跡は獨立柱榭が主体である。

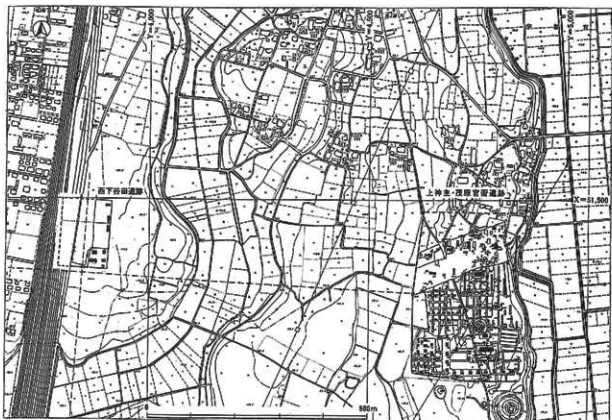
次に施設内の建物の状況であるが、本官衙遺跡が正倉・政庁及び関連建物群が一体的に整然と配置されているのに対し、西下谷田遺跡の場合は外郭の獨立柱榭沿いに建物が並び、中央北部が空閑地となる可能性が高い。また、南東隅には大型竪穴建物を中心とした一画がみられるが、本官衙遺跡Ⅰ期の北方建物跡群に共通する在り方とみられる。一方多功遺跡の場合は、全体像が不明ではあるが、確認された建物群は、規則的な配列がみられるとともに、獨立柱建物から地形建物（瓦葺を含む）への変遷もあるなど、大規模な正倉城の存在を窺わせるものである。なお、西下谷田遺跡においては、施設に付随（主に東側）するように同時期の竪穴住居跡と獨立柱建物跡が多数確認されている。遺跡規模の違いもあると思われるが、本官衙遺跡が外郭溝により周囲とは隔絶された空間を形成しているのとは、少し様相を異にしている。

最後に各遺跡の存続期間についてであるが、それぞれ出土遺物の様相から、第12表に示したような期間が推定されている。西下谷田遺跡が非常に短期間であるのに対し、多功遺跡はかなり長期に渡って存続している。なお、開始時期については、いずれも7世紀後半から8世紀初頭の間で近接しているが、西下谷田遺跡が僅かに先行する可能性は高いものと思われる。

(2) 3官衙（関連）遺跡の位置関係

さて前項では、発掘調査成果からそれぞれの官衙（関連）遺跡としての特徴を比較検討したが、ここでは位置関係に着目することから、3遺跡の関連を探ってみることにしたい。

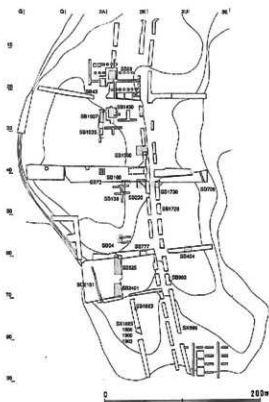
まず本官衙遺跡と西下谷田遺跡は、いずれも外郭施設の確認により施設の全体像が把握されたものである。第113図がその位置関係を図示したものであるが、両者は間に浅い谷と低台地を挟んで東西に対峙するように位置している。距離的にも1km以内であり、互いが十分に目視できる範囲である。ところで、両者の位置関係をさらに細かく見ると、西下谷田遺跡の中軸線は4度ほど東に傾いているわけであるが、南門前面に外郭施設に沿った東西道路を想定した場合、ほぼこの延長上に本官衙遺跡の西門がくるという状況である。前項の出土遺物等による存続期間の検討では、西下谷田遺跡が先行して設置され、本官衙遺跡と一定期間並存したと推定したわけであるが、このことと考え合わせると、本官衙遺跡は西下谷田遺跡を起点とする整備計画により設置されたものであることが想定できる。なお、両門間の距離は750m弱、ほぼ7町である。



第113図 上神主・茂原官衙遺跡と西下谷田遺跡の位置関係



第114図 古代河内内部域の官衙遺跡



第115図 多功遺跡全体図

次に多功遺跡については、施設の全体像がまだ明確にされていない状況ではあるが、仮に現在確認されている建物群の範囲を方形区画的なものと想定すると、他の2遺跡との位置関係は第114図ようになる。これで西下谷田遺跡と多功遺跡の位置関係に注目すると、西下谷田遺跡に前記のとおり傾きがあることから、この中軸線の延長上に多功遺跡が存在することになる。前項の出土遺物等による存続期間の検討では、多功遺跡も本官衙遺跡同様、西下谷田遺跡に後続して開始されたと考えられることから、やはり西下谷田遺跡を起点とする整備計画に基づいて設置されたものであることが想定できる。なお、西下谷田遺跡南門から多功遺跡までの距離は約3.1kmであり、同南門から本官衙遺跡西門までの距離のほぼ4倍となっている。

3 本官衙遺跡の成立と展開

さて本官衙遺跡は、最盛期であるⅡ期（8世紀前半）の状況等をみたと、多数の倉庫が整然と配列された正倉域を持つこと、四面庇状の正殿を中心としたコの字配置の政庁を持つこと、さらにこれらに付属する建物群が展開していることなど、郡衙としての多くの施設・機能を備えているものであり、現時点では古代河内郡衙跡と考えるのが最も適当と思われる。ただし、この成立については先行して設置された西下谷田遺跡との関係が強かったこと、また変遷上では、Ⅲ期（8世紀後半）以降に政庁が消滅し、正倉だけとなる可能性が高いことなど、本官衙遺跡だけでは解決できない問題もいくつかみられる。

そこで、前項でみたような3官衙遺跡の強い結びつきを考えたとき、次のような推定も可能と思われる。

- ①本官衙遺跡は、7世紀後半代に開始された西下谷田遺跡官衙との関連の中で設置され、郡衙としての施設・機能を充実・発展させたものであると考えられる。なお、時期的に評段階での成立である。
 - ②本官衙遺跡の変遷の中では、8世紀後半以降における政庁の消滅が大きな画期としてある。これについては本官衙遺跡同様に西下谷田遺跡との関連の中で設置され、しかも長期間に渡って存続した官衙である多功遺跡への政庁（郡庁）移転が考えられ、本官衙遺跡は郡倉別院として存続したものと想定する。
- いずれにしても、当該地域の郡衙（評衙）の成立およびその展開を明らかにしていくには、これら有機的に関連する3官衙遺跡について、さらに詳細な分析・検討が必要になってくるものと思われる。

（註）

- (1) 大川 清編 1976『那須官衙第四次緊急発掘調査報告書』栃木県教育委員会
栃木県教育委員会 1994～1998『那須官衙関連遺跡Ⅰ～Ⅴ』
- (2) 大橋泰夫 1999「古代における瓦倉について」『瓦葺千年 森郁夫先生還暦記念論文集』
- (3) 秋元陽光・保坂知子 1997『多功遺跡Ⅲ』上三川町教育委員会
- (4) 板橋正幸 2001「栃木県内出土の新羅土器について—西下谷田遺跡出土新羅土器を中心として—」『研究紀要第9号』財団法人とちぎ生涯学習文化財団
- (5) ただし、周囲の集落跡を含めた台地縁辺には溝が確認されている。田熊清彦氏のご教示。

（参考文献）

- 安永真一他 2001『上神主・茂原 茂原向原 北原東』財団法人とちぎ生涯学習文化財団
山中敏史 1994『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
奈良国立文化財研究所 2000『郡衙正倉の成立と変遷』
埼玉考古学会 2002『坂東の古代官衙と人々の交流』埼玉考古学会シンポジウム実行委員会

第3節 文字瓦の特徴と意味

1 概要

瓦(男、女、隅切)に文字を刻字した資料(「文字瓦」)は、第1次から8次にわたる発掘調査によって1160点(寄贈品1点を含む)を確認している。(巻末の文字瓦一覧参照)

文字で記されていた内容は、印(839)と数字(十=1036、廿=971・972)、及び氏(ウジの名)・名である。氏・名の刻字例は、氏・名、氏と名のそれぞれの一文字の組み合わせ、名のみ、名の一文字などである。この他に、複数文字を組み合わせ一文字に表記したらしい資料(121・987)がある。これらの刻字は、瓦の凸面に施されている。瓦の凹面に刻字する例は3点(499・587・790)が出土しており、「郡」字を記したもののらしい。

瓦の凸面に刻字する氏・名は、一名が原則である。二名を記した例は「稲人/酒マ女」(192)と「□子見/酒マ古見」(1042)が出土している。後者は、名前の一文字を子と古の同音異字で表記したものと推測されるので、一枚の瓦に二名を刻字した例は一点のみとなる。

氏・名を記した文字瓦の生産窯跡は、宇都宮市北郊の水道山瓦窯跡群と根瓦瓦窯跡であったことが確認されている。また、この窯跡で生産された瓦は、本道跡の他では主に下野薬師寺、下野国分寺、下野国府、多功道跡などの建物で使用されていたことが判明している。

文字瓦が製作された年代は下野国分寺の創建期であり、主に下野国分寺に供給することを目的として刻字された、郡名を略記する瓦(「那(那須)・埴(埴原)・内(河内)」)の製作年代とはほぼ同時期である。また、文字瓦にみられる氏・名は、下野国河内郡内各郷の一部の戸主名を記載したものであろう。瓦に氏・名を刻字したことの意味は、本道跡への瓦製作にあたり、同時期に操業されていた下野国分寺に関わる造瓦貢納体制に倣い河内郡内の戸主の一部にその費用を負担させ、費用負担分の製品数(瓦)が作成されていることを確認し、その貢納者の氏・名を明示することにあつたろうと推測される。

2 文字瓦の特徴

文字を記した瓦 刻字がみられる瓦の概要については、既に保坂知子氏によって、次のように報告されている。その後明らかにになったことを補足し、要約しておく。

① 軒先瓦には未確認。② 男・女瓦に書かれている(補 隅切瓦1点あり)。③ 男瓦は広端部を上にして凸面中央に書かれている。女瓦は、狭端部を上にして、端部直ぐ下の凸面中央に大部分が書かれている。(補 広端部を上にした凸面、裏面に刻字するものあり。巻末の一覧表を参照)④ 刻字の段階は、瓦を桶や筒型などから外し、分割した後の生乾き(乾燥)段階である。すなわち、瓦焼成の前である。⑤ 刻字がみられる女瓦の叩き痕(多功道跡の叩き痕分類による)は、21(A・B・C)、42、45に限られている。なお、21B・21C、42が施される女瓦の完存品のすべてに文字を確認している。45については、瓦が完存品であっても、文字が書き入れられてない資料が多数出土している。⑥ 男・女瓦の完存品に刻字されていない資料が出土しているので、出土瓦の文字記載率は100%ではない。

文字と瓦 刻字された文字と瓦の種類や叩き痕には、ある程度の対応関係が認められる。おそらく、製品乾燥工程の瓦の並べ方の状況、氏・名の記載順序を反映したためなのであろう。例えば、① 女瓦=氏マ、神主マ、木マ、川和子万呂、男瓦=雀マ、白マ、文マの比率が高い。② 氏・名によるまともについては、雀マは男瓦が多いが、雀マ古見は女瓦である。③ 氏・名と叩き痕の対応関係については、21B=大麻古万

呂、21C＝川和子万呂などが確認できる。④ 刻字の箇所については、女瓦では狭端部を上にして、端部凸面中央に書くことが原則であるが、広端部を上にして記入する例も特定の氏・名の例（川和子万呂、酒マ連や酒マ赤万呂など）に認められる。

文字の特徴 文字は、① 大きさ（文字の縦の長さ）や② 線質（断面の形状から一、V、U、凹の四種類）の相違によって分類することができる。①、②の違いは、氏・名の記名順序やまとまりによるものと推測される。同じ氏・名の刻字例は、同筆とみても良いような特徴を備えている。

なお、線質の一は極めて細い線状をみせるもので、断面Uとした区分の細線に近似している。断面VとU形は、横面ではUであっても、縦面に移るとV形に運筆される場合、またその逆の運筆を示すものも認められる。文字の筆画として残された、底面に残る筆記具先端の痕跡が、V形（鋭角の道具）であるか、U形（先端が丸い道具）であるかの概ねの違いを識別する試みである。凹形は、筆画の痕跡が、箱形をみせるものであり、少量が出土している。もっとも、文字の特徴は、字形や氏・名記載の運筆、筆圧、初字から終字までの長さなどに良くまとまりをみせていたが、説明の詳細は省略する。

つぎに、文字の① 大きさや② 線質の違いを「酒」（酒マ＝氏の名の初字）にみておくことにしよう。酒字は① 18 から 54 mm の長さの範囲に刻字されており、① は V 1 から 3 mm、U 1 から 3 mm の幅で記されている。氏・名（以下①、②の単位mmを略す）では、酒マ子見は① 18、② V 1 であった。酒マ得足は、① 14 から 22、② V 1 である。酒マ男諸、① 20 から 27 の範囲であり、② は V 1～2 の線質であった。酒マ赤万呂は① 17 から 18 であり、② は V 2、U 1 であった。酒マ連工は、① 19 から 21、② U 1 である。酒マ毛人は、① 28 から 38、② V 2 である。酒マ万呂は、① 23 から 30、② V 2 である。酒マ白、酒マ小足熊、酒マ見、酒マ少赤男、酒マ金万呂、酒マ小諸などにおいても、それぞれのまとまりを示している。「酒」字のみを例示したが、文字の① 大きさ② 線質には、おおよそではあるがまとまりを指摘することができる。このことは、氏・名ごとにまとめて刻字していた状況を示すものであり、筆記具もある程度は共通した用具が使われていたことを窺わせるものである。

さらに、「文字瓦一覧表」には、文字の大きさと線質に加えて、氏・名の初字が刻字される位置を④として計測しておいた。瓦の上端部面から文字の上端までの長さである。氏・名の記載位置は、文字の① 大きさや② 線質、そして表の④ 初字の位置もおおむね同様であったと言える。神主マは上方の端から、酒マ連工は下方の叩き痕の間のナデ部分に刻字されているなどである。

氏・名の種類 つぎに、今回の発掘調査によって確認された、主な氏・名、名、その略表記（（ ）氏・名の一部を推定した文字）を右表にまとめておこう。

氏・名の表記 氏（ウジの名）と名の表記には、省略形が用いられている。氏ではマ（部）字が省略されていたり、名ではその一部の文字のみが使われている場合が認められる。大麻古万呂、木マ万などである。また、氏・名の一文字を用いる「雀男」も出土している。名のみ刻字するものも、氏名を省略したものと推測される。玉支は白マ玉支であり、足万呂は文マ足万呂などの略表記なのであろう。一文字を刻字した男は雀男、大は大麻マを記したのではなかろうか。氏・名（名前）に使用されている文字については、同音の場合には異なった文字を用いる例がある。氏では、氏マに氏家や字運マがあてられている。名では、子と古、小と少、男や乙和木の乙に弟、尔戸の戸にマ、万呂の万に麻、未（今回は未確認）などである。名は、氏が異なっても同様のものが多く、種類は少ない。また、使用されている文字もあまり多いものではない。

以上のような文字の刻字箇所や瓦との関係、特徴、表記などからみれば、刻字者は数名の範囲に絞られるように思われる。少なくとも、氏・名と同じくする資料は同筆であると判断しても良いであろう。筆記具の

1 氏マ 男×	21 君麻 毛人	44 酒マ 万呂	67 財マ 古見
2 (氏マ) 古牛		45 酒マ 見	
3 氏家 ×	22 君子 古君	46 酒マ 若子	68 丹人 毛(人)
	23 君子 刀良		
4 字運マ男×		47 雀 男	69 文マ 忍万呂
5 字運マ小石村	24 三枝マ小麻×	48 雀マ 小酒	70 文マ 匠
		49 雀マ 乙和木	71 文マ 田(万呂)
6 大伴 ×	25 酒マ 赤万呂	50 雀マ 弟和木	72 文マ 足(万呂)
	26 酒マ 阿利	51 雀マ 乙	
7 大麻マ猪万呂	27 酒マ 小足繼	52 雀マ 古万呂	73 物マ 真(男)
8 大麻マ古万呂	28 酒マ 小酒	53 雀マ 古見	
9 大麻 古万呂	29 酒マ 小諸	54 雀マ 足人	74 矢田マ 尔マ
10 大麻 若古	30 酒マ 少諸	55 雀 足人	75 (矢) 田マ尔戸
11 大麻漬若古	31 酒マ 男諸	56 雀マ 栋万呂	76 矢田マ 安万呂
	32 酒マ 小兆	57 雀マ 牧男	
12 神主マ牛万呂	33 酒マ 少赤男	58 雀マ 女	77 若麻マ 毛人
13 神主(牛)	34 酒マ 毛人	59 雀マ 女万呂	
14 神主 万呂	35 酒マ 金万呂	
	36 酒マ 子見	60 白マ 毛人	78 足万呂
15 川和子万呂	37 酒マ 古見	61 白マ 小廣	79 翻人
	38 酒マ 白	62 白マ 逆	80 毛人
16 木マ 毛人	39 (酒マ) 衆	63 白マ 立	81 小足
17 木マ 古宅	40 酒マ 連工	64 白マ 立万呂	82 田傾
18 木マ 里万	41 酒マ 得足	65 白マ 玉支	83 玉支
19 木マ 万	42 酒マ 戸人	66 白マ 若万呂	84 手千
20 木マ 万呂	43 酒マ 真口		85 得足

86 男	87 大	88 鳥	89 摺

90 -大友	91 -大伴-	92 -古足-	93 -建万呂
			94 -若子

第13表 氏・名の種類

相違(一・V・U・凹の別)が、筆者の違いによるものと考えれば、四名位の筆記者が想定されるのである。文字の諸特徴の中で、書体をみると楷書風(運筆)、行書風(速い運筆)にわけることもできる。文字の大小との関わりでは、前者が小さい文字に多く、後者が大きな文字に認められる。また、氏・名を記載する長さもおおよそ三群に大別できるので、筆記者は、さらに少数であった可能性も窺われるのであるが、字形や結構、書体などの識別は判断者の観方に左右される場合が多いとの指摘もあるので割愛する。

3 小 結

生産窯跡・文字瓦の年代 文字瓦は、本遺跡の所在郡である河内郡内に所在した水道山窯跡群・根瓦瓦窯跡（現宇都宮市中戸祭・上戸祭）で製作されたものである。水道山窯跡群は、大川清氏が昭和37年より積年にわたり発掘・調査を実施してきた遺跡であり、下野国の造瓦事情を究明する要とも言える瓦窯跡であったことを明らかにした。窯跡は三基が調査されており、その3号窯跡の製品が本遺跡の文字瓦である。大橋泰夫氏は、この資料群を3群（A～C）に分離しており、B群の時期（国分寺瓦窯年の1-1期後半～1-2期前半＝745～755年頃）に「郡名」文字瓦が製作されていたと報告している。主な供給先は、創建期の僧寺・塔（1-1期後半）である。根瓦瓦窯跡では、2基の窯跡の所在を確認している。出土した主な文字瓦は、「酒、雀マ、乙、木マ毛人、物マ真、若麻、矢田マルマ、升」などである。これらの3基の瓦窯が、本遺跡から出土した文字瓦の生産窯跡である。文字瓦の製作年代は、郡名「那、塩、内」の瓦が製作された国分寺創建期であったと推定されるのであり、その年代は最近の保坂知子氏の研究や先学諸氏によって大略740～757年の間に想定されており、異論をみていない。

関連遺跡 窯跡の他に文字（氏・名）瓦が出土した主な遺跡は、下野薬師寺、下野国分寺、多功遺跡、下野国府などの遺跡である。その量は、本遺跡が最大数を示し、他遺跡からは少量が出土している。文字瓦の主な使用所が本遺跡であったことを知ることができる。なお、文字（氏・名）瓦は、集落遺跡で二次的に使用されていた例（薬師寺南遺跡、多功南原遺跡、宮内遺跡、上の原・向原南遺跡など）が知られており、いずれの遺跡も古代河内郡内に所在していた遺跡である。なお、前田遺跡（宇都宮市）からは、「大」字の文字瓦が出土している。

瓦に記された人々（氏・名）の所在郡と郷 文字瓦にみられる氏が居住していた郡郷は、下野国内の芳賀郡と河内郡（石村喜英氏説）、あるいは河内郡（森郁夫氏説）かと推測されていた。氏名がかつて設定された郡集団名を表し、その人々が一郷の大半に居住していたために郷里の名に郡集団名が用いられていたと考えてよければ、『和名類聚抄』の下野国河内郡内の郷名が参考になる。氏名とみてよい郷名は「文部、刑部、大楨部（大麻部）、酒部、財部、真壁（白壁部）、輕部」である。また、墨書土器などの資料は「□田マ（宇都宮市向原遺跡）、酒（宇都宮市前田遺跡）、白（宇都宮市社の内遺跡、上三川町多功南原遺跡）、財（宇都宮市広表遺跡）、財部（宇都宮市大関台、小屋原、上三川町西赤堀遺跡）、物（小屋原遺跡）、大麻（宇都宮市砂田遺跡V区）、白・丈・酒部（上三川町多功南原遺跡）、木（刺書土器、上三川町上の原・向原遺跡）」などが出土している。これらの資料によれば、瓦に記された氏名は河内郡内に居住していた人々であったとしてよいように思われる。また、その所属階層は、大川清氏の説のとおり国分寺用の郡名瓦（下野国では、郡名、または郡名の一文字を略表記する）が郡の名の記載にとどまるものの、武蔵国分寺出土例のように「戸主」名を刻字したものと考えてよいであろう。したがって、下野国分寺跡から出土する郡名瓦も現在の資料では「郡名」のみを刻字・捺印するが、その費用は「戸主」階層に負っていたものと想定されることになる。上神主・茂原遺跡から出土した1160点の文字瓦の概要は、本節のはじめに記したようにまとめられよう。

(注)

- (1) 秋元陽光・保坂知子 1999『上神主・茂原遺跡Ⅰ』上三川町教育委員会、保坂知子 2002『上神主・茂原遺跡の瓦』『官宮工研研究会会報8』奈良文化財研究所の保坂氏の研究による。
- (2) 大川 清 1982『水道山瓦窯跡群』宇都宮市教育委員会・1968『武蔵国分寺古瓦壇文字考』小宮山書店・2002『古代造瓦組織の研究』日本窯業史研究所、及び栃木県教育委員会 1979『山本山・水道山瓦窯跡発掘調査報告書』
- (3) 大橋泰夫 2001『下野の瓦生産について』『栃木県考古学会誌』第22集・2002『上神主・茂原遺跡と生産瓦窯（水

道山瓦窯・根瓦瓦窯について』『官宮工房研究会会報 8』、栃木県教育委員会 1996・1997『下野国分寺跡 X II (瓦版図編・瓦本文編)』。

- (4) 田熊清彦・田熊信之 1980『下野国河内郡内出土の古瓦』、田熊清彦 1989「下野国府と文字瓦」『古代文化』第 41 巻 12 号・2002「下野国の文字瓦」『官宮工房研究会会報 8』、栃木県教育委員会 1990「下野国府跡 IX」。
- (5) 石村喜英 1959「下野上神主齋寺とその人名文字瓦小考(上・下)」『史迹と美術』第 294・295 号、森 郁夫 1973「奈良時代の文字瓦」『日本史研究』136 号。
- (6) 池邊 彌 1976『和名類聚抄野名考證』吉川弘文館。
- (7) 大川 清 2002『古代造瓦組織の研究』日本窯業史研究所。

大川氏は東国国分寺創建時の造瓦組織は、「経費面においては税制の負担体系の援用による郡 - 郷 - 戸主の負担をもって実施し、造瓦の実務面においては郡の関与が直接、間接の二形式のいずれかに拠って行われたものである」(註 2 の 2002 著書 169~170 頁)と論証した。

上原真人氏は、郡・郷・戸ごとに瓦を貢進するシステムが、税制として確立していたと主張するには、法的な根拠や文字瓦が国内の全ての郡名の半分には満たない場合(陸奥・上野上総・信濃)などの説明が必要であると指摘する。郡・郷などから瓦を「貢進」させる方法は、「国」を単位とする造営事業一般に適用されたわけではなく、主に寺院造営に採られた方式であり、郡や郷名を記す文字瓦は「知識物」であるとの説を補強した。上神主遺跡の人名文字瓦については、「7 世紀的な貢納制原理にもとづくと考えざるを得ない。つまり、国分寺造営の初期段階まで、在地酋長制を背景とした窯業生産物の貢納制原理は東国で残存していた」(2002 論文の 87 頁)と歴史的な事実関係を説明した。

上原真人 1989「東国国分寺の文字瓦再考」『古代文化』第 41 巻 12 号、1997『瓦を読む』講談社、2002「『知識瓦』の意義」『行基の考古学』培書房。